

現 行	修正案	備考
第1章 総則 第2節 計画の体系と構成 第1 計画の体系と概要 【札幌市地域防災計画の体系と概要】	第1章 総則 第2節 計画の体系と構成 第1 計画の体系と概要 【札幌市地域防災計画の体系と概要】	P3 札幌市地域防災計画 (雪害対策編) 見直し に伴う修正

現 行	修正案	備考																
第3 札幌市の防災組織 * 1 (札幌市防災会議)の構成機関・団体 ○札幌市 市長、副市長、<u>危機管理対策室長</u>、水道事業管理者（水道局長）、消防長、消防団長 * 2 (地震対策部会)の構成機関・団体 ○札幌市 <u>危機管理対策室</u>担当副市長、危機管理対策室長、総務局長、教育長、区長（代表）、消防長、消防団長（代表）、まちづくり政策局長、財政局長、市民文化局長、スポーツ局長、保健福祉局長、子ども未来局長、経済観光局長、環境局長、建設局長、下水道河川局長、都市局長、交通局長、水道局長、病院局長	第3 札幌市の防災組織 * 1 (札幌市防災会議)の構成機関・団体 ○札幌市 市長、副市長、<u>危機管理監</u>、水道事業管理者（水道局長）、消防長、消防団長 * 2 (地震対策部会)の構成機関・団体 ○札幌市 <u>危機管理局</u>担当副市長、<u>危機管理監</u>、総務局長、教育長、区長（代表）、消防長、消防団長（代表）、<u>デジタル戦略推進局長</u>、まちづくり政策局長、財政局長、市民文化局長、スポーツ局長、保健福祉局長、子ども未来局長、経済観光局長、環境局長、建設局長、下水道河川局長、都市局長、交通局長、水道局長、病院局長	P6 機構再編に伴う名称変更 機構再編に伴う構成機関の追加及び名称変更																
第3節 市、防災関係機関及び市民等の役割	第3節 市、防災関係機関及び市民等の役割																	
第2 市・防災関係機関の業務大綱（行政等の役割） <table border="1"> <tr> <td data-bbox="73 790 168 1061" rowspan="2">指定 地方 行政 機関</td><td data-bbox="168 790 324 957">北海道経済産業局</td><td data-bbox="324 790 996 957">(1) <u>正常な産業活動の維持、物資の需給安定等の確保に関すること</u> (2) <u>ライフラインである電気、ガス及び熱供給の復旧に努めること</u> (3) <u>被災中小企業に対する再建資金の融通の円滑化等の災害復旧対策に努めること</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="168 957 324 1061">北海道産業保安監督部</td><td data-bbox="324 957 996 1061">(1) <u>危険物等の保安並びに事業者の指導に関すること</u> (2) <u>危険物等事業者の防災上の措置の実施に関する指導に関すること</u></td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="73 1093 168 1204">北海道</td><td data-bbox="168 1093 324 1204">石狩振興局、札幌建設管理部</td><td data-bbox="324 1093 996 1204">(略) (8) <u>避難準備情報、避難勧告及び避難指示に関すること</u> (略)</td></tr> </table>	指定 地方 行政 機関	北海道経済産業局	(1) <u>正常な産業活動の維持、物資の需給安定等の確保に関すること</u> (2) <u>ライフラインである電気、ガス及び熱供給の復旧に努めること</u> (3) <u>被災中小企業に対する再建資金の融通の円滑化等の災害復旧対策に努めること</u>	北海道産業保安監督部	(1) <u>危険物等の保安並びに事業者の指導に関すること</u> (2) <u>危険物等事業者の防災上の措置の実施に関する指導に関すること</u>	北海道	石狩振興局、札幌建設管理部	(略) (8) <u>避難準備情報、避難勧告及び避難指示に関すること</u> (略)	第2 市・防災関係機関の業務大綱（行政等の役割） <table border="1"> <tr> <td data-bbox="996 790 1090 1061" rowspan="2">指定 地方 行政 機関</td><td data-bbox="1090 790 1247 957">北海道経済産業局</td><td data-bbox="1247 790 1921 957">(1) <u>救援物資の円滑な供給と確保に関すること</u> (2) <u>電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関すること</u> (3) <u>商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること</u> (4) <u>被災中小企業の振興に関すること</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="1090 957 1247 1061">北海道産業保安監督部</td><td data-bbox="1247 957 1921 1061">(1) <u>電気事業者、ガス事業者、鉱山の防災上の措置の指導に関すること</u> (2) <u>火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、石油コンビナートの保安及び事業者の指導に関すること</u></td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="996 1093 1090 1204">北海道</td><td data-bbox="1090 1093 1247 1204">石狩振興局、札幌建設管理部</td><td data-bbox="1247 1093 1921 1204">(略) (8) <u>高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に関すること</u> (略)</td></tr> </table>	指定 地方 行政 機関	北海道経済産業局	(1) <u>救援物資の円滑な供給と確保に関すること</u> (2) <u>電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関すること</u> (3) <u>商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること</u> (4) <u>被災中小企業の振興に関すること</u>	北海道産業保安監督部	(1) <u>電気事業者、ガス事業者、鉱山の防災上の措置の指導に関すること</u> (2) <u>火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、石油コンビナートの保安及び事業者の指導に関すること</u>	北海道	石狩振興局、札幌建設管理部	(略) (8) <u>高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に関すること</u> (略)	P10 北海道地域防災計画との整合のため修正 P11 避難情報変更に伴う修正
指定 地方 行政 機関		北海道経済産業局	(1) <u>正常な産業活動の維持、物資の需給安定等の確保に関すること</u> (2) <u>ライフラインである電気、ガス及び熱供給の復旧に努めること</u> (3) <u>被災中小企業に対する再建資金の融通の円滑化等の災害復旧対策に努めること</u>															
	北海道産業保安監督部	(1) <u>危険物等の保安並びに事業者の指導に関すること</u> (2) <u>危険物等事業者の防災上の措置の実施に関する指導に関すること</u>																
北海道	石狩振興局、札幌建設管理部	(略) (8) <u>避難準備情報、避難勧告及び避難指示に関すること</u> (略)																
指定 地方 行政 機関	北海道経済産業局	(1) <u>救援物資の円滑な供給と確保に関すること</u> (2) <u>電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関すること</u> (3) <u>商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること</u> (4) <u>被災中小企業の振興に関すること</u>																
	北海道産業保安監督部	(1) <u>電気事業者、ガス事業者、鉱山の防災上の措置の指導に関すること</u> (2) <u>火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、石油コンビナートの保安及び事業者の指導に関すること</u>																
北海道	石狩振興局、札幌建設管理部	(略) (8) <u>高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に関すること</u> (略)																

現 行	修正案	備考
第4節 市域の災害環境	第4節 市域の災害環境	
第2 社会条件	第2 社会条件	
3 建物 札幌市内の建物は、建物総数は約 <u>526,000</u> 棟で、そのうちの約 70%にあたる約 349,000 棟が木造建物である (<u>令和2年1月時点</u>)。札幌市は他自治体と比べると道路や公園などのオープンスペースが広い市街地を形成している。しかし、繁華街や古い住宅地では建物の密集地があり、地震時の建物倒壊、火災の延焼などの危険性を有している。また、繁華街や商店街では、地震時に落下しやすい付帯物が多くみられる。	3 建物 札幌市内の建物は、建物総数は約 <u>528,000</u> 棟で、そのうちの約 70%にあたる約 349,000 棟が木造建物である (<u>令和3年1月時点</u>)。札幌市は他自治体と比べると道路や公園などのオープンスペースが広い市街地を形成している。しかし、繁華街や古い住宅地では建物の密集地があり、地震時の建物倒壊、火災の延焼などの危険性を有している。また、繁華街や商店街では、地震時に落下しやすい付帯物が多くみられる。	P19 時点修正
4 道路 札幌市内の道路は、国道 190.2km、道道 <u>296.5</u> km、市道 <u>5,349.4</u> km で、総延長は <u>5,836.0</u> km である (<u>令和3年4月時点</u>)。ほとんどの道路は幅員が広く、災害発生時の緊急輸送道路としての有効性は高いが、冬季の災害の場合、積雪による通行障害などの発生が懸念される。また、建物密集地には幅員の狭い道路もあり、避難・救助・消火活動などの支障となっている。	4 道路 札幌市内の道路は、国道 190.2km、道道 <u>296.4</u> km、市道 <u>5,353.4</u> km で、総延長は <u>5,840.0</u> km である (<u>令和4年4月時点</u>)。ほとんどの道路は幅員が広く、災害発生時の緊急輸送道路としての有効性は高いが、冬季の災害の場合、積雪による通行障害などの発生が懸念される。また、建物密集地には幅員の狭い道路もあり、避難・救助・消火活動などの支障となっている。	時点修正
5 橋りょう 札幌市内の橋りょうは、鋼橋 452 橋、コンクリート橋 <u>977</u> 橋、石橋 1 橋で、合計 <u>1,430</u> 橋である (<u>令和3年4月時点</u>)。	5 橋りょう 札幌市内の橋りょうは、鋼橋 452 橋、コンクリート橋 <u>979</u> 橋、石橋 1 橋で、合計 <u>1,432</u> 橋である (<u>令和4年4月時点</u>)	時点修正
6 鉄道 札幌市内の鉄道は、函館本線、学園都市線、千歳線の J R 3 路線 56.1km (令和3年時点) と札幌市営地下鉄 3 路線 48.0km、市電 1 路線 8.9km である (<u>令和3年4月時点</u>)。	6 鉄道 札幌市内の鉄道は、函館本線、学園都市線、千歳線の J R 3 路線 56.1km (令和3年時点) と札幌市営地下鉄 3 路線 48.0km、市電 1 路線 8.9km である (<u>令和4年4月時点</u>)。	P19 時点修正
7 上水道 札幌市内の上水道は、浄水場 5 か所、配水池 43 か所、ポンプ場 39 か所、配水管延長約 6,000km などからなり、給水人口は約 <u>1,963,000</u> 人である (<u>令和2年10月時点</u>)。	7 上水道 札幌市内の上水道は、浄水場 5 か所、配水池 43 か所、ポンプ場 39 か所、配水管延長約 6,000km などからなり、給水人口は約 <u>1,973,000</u> 人である (<u>令和3年10月時点</u>)。	時点修正
8 下水道 札幌市内の下水管路の総延長は、約 <u>8,300</u> km で、下水道処理人口は、約 <u>1,971,000</u> 人である (令和 <u>3</u> 年 3 月時点)。また、水再生プラザ 10 か所、ポンプ場 <u>18</u> か所、スラッジセンター 2 か所などの施設がある。	8 下水道 札幌市内の下水管路の総延長は、約 <u>8,309</u> km で、下水処理人口は、約 <u>1,970,300</u> 人である (令和 <u>4</u> 年 3 月時点)。また、水再生プラザ 10 か所、ポンプ場 <u>16</u> か所、スラッジセンター 2 か所などの施設がある。	時点修正
9 電力 札幌市内の電柱は、約 158,000 本あり、電線は、架空配電線の延長が約 22,640km、地中配電線の延長が約 650km である (令和3年3月末時点)。	9 電力 札幌市内の電柱は、約 158,000 本あり、電線は、架空配電線の延長が約 22,640km、地中配電線の延長が約 650km である (令和3年3月末時点)。	

現 行	修正案	備考
10 ガス 市内の都市ガス需要家数は、約 <u>443,000</u> 戸である(<u>令和2年3月末時点</u>)。また、市内のL P ガスの消費者戸数は、約 427,000 戸である(令和元年4月末時点)。	10 ガス 市内の都市ガス需要家数は、約 <u>460,000</u> 戸である(<u>令和4年3月末時点</u>)。また、市内のL P ガスの消費者戸数は、約 427,000 戸である(令和元年4月末時点)。	時点修正
11 ごみ排出量 札幌市内において、平時に排出される家庭ごみ(生活ごみ)の年間量は、燃やせるごみ <u>25.8</u> 万トン、燃やせないごみ <u>1.5</u> 万トン、<u>ビン</u>・缶・ペットボトル <u>3.6</u> 万トン、容器包装プラスチック <u>3.1</u> 万トン、雑がみ2.1万トン、枝・葉・草 <u>2.1</u> 万トン、大型ごみ <u>1.3</u> 万トン、地域清掃ごみ <u>0.2</u> 万トン、計<u>約39.7</u>万トンである (<u>令和2年度</u>時点)。	11 ごみ排出量 札幌市内において、平時に排出される家庭ごみ(生活ごみ)の年間量は、燃やせるごみ <u>25.5</u> 万トン、燃やせないごみ <u>1.4</u> 万トン、<u>びん</u>・缶・ペットボトル <u>3.2</u> 万トン、容器包装プラスチック <u>3.2</u> 万トン、雑がみ2.1万トン、枝・葉・草 <u>1.9</u> 万トン、大型ごみ <u>1.2</u> 万トン、地域清掃ごみ <u>0.1</u> 万トン、計 <u>38.9</u> 万トンである (<u>令和3年度</u>時点)。	P20 時点修正

現 行	修正案	備考																																																																																																		
第2章 災害予防計画 第2節 災害に強い組織・ひとづくり 【施策の体系】 <table><tr><th>この節の対策</th><th>施策の体系</th><th>所管課</th><th>関係機関・団体</th></tr><tr><td rowspan="4">第1 防災知識・技能の普及</td><td>1 市民への防災知識の普及</td><td>危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課、各区市民部総務企画課</td><td></td></tr><tr><td>2 企業防災の取組に関する意識啓発</td><td>危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課、経済観光局産業振興部経済企画課</td><td></td></tr><tr><td>3 応急手当の普及・啓発</td><td>消防局警防部救急課、各消防署</td><td></td></tr><tr><td>4 市職員の防災教育の実施</td><td>危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課、各部局</td><td></td></tr><tr><td rowspan="5">第2 防災体制の整備・強化</td><td>1 配備体制の確立</td><td>危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課、消防局警防部指令課</td><td></td></tr><tr><td>2 特別動員体制の確立</td><td>危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課、総務局職員部人事課</td><td></td></tr><tr><td>3 業務マニュアル等の作成</td><td>危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課、各部局</td><td></td></tr><tr><td>4 災害対策本部機能の強化</td><td>危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課</td><td></td></tr><tr><td>5 業務継続計画・受援計画の策定</td><td>危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課、各部局</td><td></td></tr><tr><td rowspan="5">第3 防災訓練の実施</td><td>1 総合防災訓練の実施</td><td>危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課、各区市民部総務企画課、各消防署</td><td></td></tr><tr><td>2 各区防災訓練の実施</td><td>各区市民部総務企画課、各消防署</td><td></td></tr><tr><td>3 職員非常参集訓練の実施</td><td>危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課、各部局</td><td></td></tr><tr><td>4 災害対策本部訓練の実施</td><td>危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課、各部局</td><td></td></tr><tr><td>5 各局別訓練の実施</td><td>各部局</td><td></td></tr></table>	この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体	第1 防災知識・技能の普及	1 市民への防災知識の普及	危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課、各区市民部総務企画課		2 企業防災の取組に関する意識啓発	危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課、経済観光局産業振興部経済企画課		3 応急手当の普及・啓発	消防局警防部救急課、各消防署		4 市職員の防災教育の実施	危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課、各部局		第2 防災体制の整備・強化	1 配備体制の確立	危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課、消防局警防部指令課		2 特別動員体制の確立	危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課、総務局職員部人事課		3 業務マニュアル等の作成	危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課、各部局		4 災害対策本部機能の強化	危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課		5 業務継続計画・受援計画の策定	危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課、各部局		第3 防災訓練の実施	1 総合防災訓練の実施	危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課、各区市民部総務企画課、各消防署		2 各区防災訓練の実施	各区市民部総務企画課、各消防署		3 職員非常参集訓練の実施	危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課、各部局		4 災害対策本部訓練の実施	危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課、各部局		5 各局別訓練の実施	各部局		第2章 災害予防計画 第2節 災害に強い組織・ひとづくり 【施策の体系】 <table><tr><th>この節の対策</th><th>施策の体系</th><th>所管課</th><th>関係機関・団体</th></tr><tr><td rowspan="4">第1 防災知識・技能の普及</td><td>1 市民への防災知識の普及</td><td>危機管理局危機管理部危機管理課、各区市民部総務企画課</td><td></td></tr><tr><td>2 企業防災の取組に関する意識啓発</td><td>危機管理局危機管理部危機管理課、経済観光局産業振興部経済企画課</td><td></td></tr><tr><td>3 応急手当の普及・啓発</td><td>消防局警防部救急課、各消防署</td><td></td></tr><tr><td>4 市職員の防災教育の実施</td><td>危機管理局危機管理部危機管理課、各部局</td><td></td></tr><tr><td rowspan="5">第2 防災体制の整備・強化</td><td>1 配備体制の確立</td><td>危機管理局危機管理部危機管理課、消防局警防部指令課</td><td></td></tr><tr><td>2 特別動員体制の確立</td><td>危機管理局危機管理部危機管理課、総務局職員部人事課</td><td></td></tr><tr><td>3 業務マニュアル等の作成</td><td>危機管理局危機管理部危機管理課、各部局</td><td></td></tr><tr><td>4 災害対策本部機能の強化</td><td>危機管理局危機管理部危機管理課</td><td></td></tr><tr><td>5 業務継続計画・受援計画の策定の策定</td><td>危機管理局危機管理部危機管理課、各部局</td><td></td></tr><tr><td rowspan="5">第3 防災訓練の実施</td><td>1 総合防災訓練の実施</td><td>危機管理局危機管理部危機管理課、各区市民部総務企画課、各消防署</td><td></td></tr><tr><td>2 各区防災訓練の実施</td><td>各区市民部総務企画課、各消防署</td><td></td></tr><tr><td>3 職員非常参集訓練の実施</td><td>危機管理局危機管理部危機管理課、各部局</td><td></td></tr><tr><td>4 災害対策本部訓練の実施</td><td>危機管理局危機管理部危機管理課、各部局</td><td></td></tr><tr><td>5 各局別訓練の実施</td><td>各部局</td><td></td></tr></table>	この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体	第1 防災知識・技能の普及	1 市民への防災知識の普及	危機管理局危機管理部危機管理課、各区市民部総務企画課		2 企業防災の取組に関する意識啓発	危機管理局危機管理部危機管理課、経済観光局産業振興部経済企画課		3 応急手当の普及・啓発	消防局警防部救急課、各消防署		4 市職員の防災教育の実施	危機管理局危機管理部危機管理課、各部局		第2 防災体制の整備・強化	1 配備体制の確立	危機管理局危機管理部危機管理課、消防局警防部指令課		2 特別動員体制の確立	危機管理局危機管理部危機管理課、総務局職員部人事課		3 業務マニュアル等の作成	危機管理局危機管理部危機管理課、各部局		4 災害対策本部機能の強化	危機管理局危機管理部危機管理課		5 業務継続計画・受援計画の策定の策定	危機管理局危機管理部危機管理課、各部局		第3 防災訓練の実施	1 総合防災訓練の実施	危機管理局危機管理部危機管理課、各区市民部総務企画課、各消防署		2 各区防災訓練の実施	各区市民部総務企画課、各消防署		3 職員非常参集訓練の実施	危機管理局危機管理部危機管理課、各部局		4 災害対策本部訓練の実施	危機管理局危機管理部危機管理課、各部局		5 各局別訓練の実施	各部局		P45 機構再編に伴う名称変更
この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体																																																																																																	
第1 防災知識・技能の普及	1 市民への防災知識の普及	危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課、各区市民部総務企画課																																																																																																		
	2 企業防災の取組に関する意識啓発	危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課、経済観光局産業振興部経済企画課																																																																																																		
	3 応急手当の普及・啓発	消防局警防部救急課、各消防署																																																																																																		
	4 市職員の防災教育の実施	危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課、各部局																																																																																																		
第2 防災体制の整備・強化	1 配備体制の確立	危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課、消防局警防部指令課																																																																																																		
	2 特別動員体制の確立	危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課、総務局職員部人事課																																																																																																		
	3 業務マニュアル等の作成	危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課、各部局																																																																																																		
	4 災害対策本部機能の強化	危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課																																																																																																		
	5 業務継続計画・受援計画の策定	危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課、各部局																																																																																																		
第3 防災訓練の実施	1 総合防災訓練の実施	危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課、各区市民部総務企画課、各消防署																																																																																																		
	2 各区防災訓練の実施	各区市民部総務企画課、各消防署																																																																																																		
	3 職員非常参集訓練の実施	危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課、各部局																																																																																																		
	4 災害対策本部訓練の実施	危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課、各部局																																																																																																		
	5 各局別訓練の実施	各部局																																																																																																		
この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体																																																																																																	
第1 防災知識・技能の普及	1 市民への防災知識の普及	危機管理局危機管理部危機管理課、各区市民部総務企画課																																																																																																		
	2 企業防災の取組に関する意識啓発	危機管理局危機管理部危機管理課、経済観光局産業振興部経済企画課																																																																																																		
	3 応急手当の普及・啓発	消防局警防部救急課、各消防署																																																																																																		
	4 市職員の防災教育の実施	危機管理局危機管理部危機管理課、各部局																																																																																																		
第2 防災体制の整備・強化	1 配備体制の確立	危機管理局危機管理部危機管理課、消防局警防部指令課																																																																																																		
	2 特別動員体制の確立	危機管理局危機管理部危機管理課、総務局職員部人事課																																																																																																		
	3 業務マニュアル等の作成	危機管理局危機管理部危機管理課、各部局																																																																																																		
	4 災害対策本部機能の強化	危機管理局危機管理部危機管理課																																																																																																		
	5 業務継続計画・受援計画の策定の策定	危機管理局危機管理部危機管理課、各部局																																																																																																		
第3 防災訓練の実施	1 総合防災訓練の実施	危機管理局危機管理部危機管理課、各区市民部総務企画課、各消防署																																																																																																		
	2 各区防災訓練の実施	各区市民部総務企画課、各消防署																																																																																																		
	3 職員非常参集訓練の実施	危機管理局危機管理部危機管理課、各部局																																																																																																		
	4 災害対策本部訓練の実施	危機管理局危機管理部危機管理課、各部局																																																																																																		
	5 各局別訓練の実施	各部局																																																																																																		

現 行		修正案	備考
第1 防災知識・技能の普及 ◇対策の現況及び計画		第1 防災知識・技能の普及 ◇対策の現況及び計画	P46 機構再編に伴う名称変更
1 市民への防災知識の普及 <u>〔危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課、各区市民部総務企画課〕</u>	広報紙・パンフレット・市広報番組(テレビ・ラジオ)・報道機関・シンポジウム・講演会・出前講座・コミュニティFMなど、様々な媒体及び手法で防災知識の普及啓発を図る。 ◆特に、本市の特性を踏まえ、次の点を重点的に実施する。 ○地震での被災防止に有効な建物の耐震化や家具の固定、配置の工夫 ○高層マンションに特有な事象(高層階への長周期地震動の影響、停電によるエレベーターや給水の停止への備えの必要等) ○冬季の災害に備えた暖房や保温に係る備えの必要性 ○停電に対する備えや備蓄品 ○簡易型災害図上訓練(D I G)の支援 ○地域の災害リスクや、自分は災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)等の知識習得	1 市民への防災知識の普及 <u>〔危機管理局危機管理部危機管理課、各区市民部総務企画課〕</u>	
2 企業防災の取組に関する意識啓発 <u>〔危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課、経済観光局産業振興部経済企画課〕</u>	◆さまざまな広報媒体・手法を用いて、従業員等の安全確保のための備蓄、避難等マニュアル、訓練の実施、事業継続計画(B C P)の策定の必要性等について普及啓発を図る。	2 企業防災の取組に関する意識啓発 <u>〔危機管理局危機管理部危機管理課、経済観光局産業振興部経済企画課〕</u>	
4 市職員の防災教育の実施 <u>〔危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課、各部局〕</u>	市職員に対する防災教育を行い、危機管理意識を高め、災害時の行動力・判断力の醸成を目指す。 ◆職員研修の機会をとらえて災害への知識、札幌市の防災体制等の知識を普及する。 ◆札幌市危機管理基本指針に基づき、各職場において、事務分掌や業務マニュアルで定められた災害応急対策の役割について理解を深める。 ◆イントラネットでのeラーニングを活用する。	4 市職員の防災教育の実施 <u>〔危機管理局危機管理部危機管理課、各部局〕</u>	

現 行		修正案		備考
第3 防災訓練の実施		第3 防災訓練の実施		P48 機構再編に伴う名称 変更
◇対策の現況及び計画		◇対策の現況及び計画		
1 総合防災訓練の実施 〔 <u>危機管理対策室危機管理対 策部危機管理対策課</u> 、各区市 民部総務企画課、各消防署〕	札幌市防災会議が主催し、大規模な地震及び風水害等が発生し た場合を想定した総合的訓練を実施する。	1 総合防災訓練の実施 〔 <u>危機管理局危機管理部危機 管理課</u> 、各区市民部総務企画 課、各消防署〕	札幌市防災会議が主催し、大規模な地震及び風水害等が発生し た場合を想定した総合的訓練を実施する。	
3 職員非常参集訓練の実施 〔 <u>危機管理対策室危機管理対 策部危機管理対策課</u> 、各部局〕	夜間・休日に地震が発生した場合を想定して、職員の参集、情報 収集伝達等の訓練を実施し、併せて職員の防災意識向上を図る。	3 職員非常参集訓練の実施 〔 <u>危機管理局危機管理部危機 管理課</u> 、各部局〕	夜間・休日に地震が発生した場合を想定して、職員の参集、情報 収集伝達等の訓練を実施し、併せて職員の防災意識向上を図る。	P49 機構再編に伴う名称 変更
4 災害対策本部訓練の実施 〔 <u>危機管理対策室危機管理対 策部危機管理対策課</u> 、各部局〕	札幌市、防災関係機関が一体となり、災害時における活動体制や 情報収集伝達体制の検証を行う訓練を実施し、本部機能の強化を 図る。	4 災害対策本部訓練の実施 〔 <u>危機管理局危機管理部危機 管理課</u> 、各部局〕	札幌市、防災関係機関が一体となり、災害時における活動体制や 情報収集伝達体制の検証を行う訓練を実施し、本部機能の強化を 図る。	
第3節 災害に強い地域づくり		第3節 災害に強い地域づくり		
〔施策の体系〕		〔施策の体系〕		
この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体	
第1 自主防災活 動の推進	1 組織・人に対する 支援策	<u>危機管理対策室危機管理対策 部危機管理対策課</u> 、各区市民 部総務企画課	自主防災組織 (町内会等)	
	2 資機材に関する 支援策			
	3 情報に関する支 援策			
	4 組織活動活性化 に関する支援策	<u>危機管理対策室危機管理対策 部危機管理対策課</u> 、各区市民 部総務企画課、消防局、各消防 署、各消防団	自主防災組織 (町内会等)	
第3節 災害に強い地域づくり		第3節 災害に強い地域づくり		
この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体	
第1 自主防災活 動の推進	1 組織・人に対する 支援策	<u>危機管理局危機管理部危機管 理課</u> 、各区市民部総務企画課	自主防災組織 (町内会等)	
	2 資機材に関する 支援策			
	3 情報に関する支 援策			
	4 組織活動活性化 に関する支援策	<u>危機管理局危機管理部危機管 理課</u> 、各区市民部総務企画課、 消防局、各消防署、各消防団	自主防災組織 (町内会等)	

現 行		修正案	備考
第 1 自主防災活動の推進		第 1 自主防災活動の推進	P51 機構再編に伴う名称 変更
◇対策の現況及び計画		◇対策の現況及び計画	
1 組織・人に対する支援策 〔 <u>危機管理対策室危機管理対 策部危機管理対策課</u> 、各区市 民部総務企画課〕	令和 3 年 4 月 1 日現在、1,977 の町内会で自主防災組織が結成 されている。 ◆地域コミュニティの最小単位である町内会を主体とした活動組 織の編成を働きかける。 ◆防災リーダー研修を開催し、自主防災活動の中核となる防災リ ーダーを養成する。	1 組織・人に対する支援策 〔 <u>危機管理局危機管理部危機 管理課</u> 、各区市民部総務企画 課〕	
2 資機材に関する支援策 〔 <u>危機管理対策室危機管理対 策部危機管理対策課</u> 、各区市 民部総務企画課〕	災害時や訓練等で使用する基本的な資機材を支給(助成)する。 なお、自主防災資機材保管庫の設置場所については、公園等への 設置について、一定の要件の下(設置場所の確保が困難な場合や、 管理上支障が無い場合)無償で占用許可を行っている。	2 資機材に関する支援策 〔 <u>危機管理局危機管理部危機 管理課</u> 、各区市民部総務企画 課〕	
3 情報に関する支援策 〔 <u>危機管理対策室危機管理対 策部危機管理対策課</u> 、各区市 民部総務企画課〕	◆各種防災パンフレット、防災資機材の取扱方法の実演などを盛り 込んだ「札幌市防災DVD」、 <u>危機管理対策室</u> ホームページのほか、 自主防災セミナーや各区防災リーダー研修等を通じて、自主 防災活動に有用な情報を提供する。	3 情報に関する支援策 〔 <u>危機管理局危機管理部危機 管理課</u> 、各区市民部総務企画 課〕	
4 組織活動活性化に関する支 援策 〔 <u>危機管理対策室危機管理対 策部危機管理対策課</u> 、各区市 民部総務企画課、消防局、各消 防署、各消防団〕	◆防災訓練・防災研修会等の実施を促進し、必要な支援を行う。 ◆地域の災害に関する情報を知るための簡易型災害図上訓練(D I G)について、進行役の養成・派遣や地図などの用品を提供する などの支援を行う。	4 組織活動活性化に関する支 援策 〔 <u>危機管理局危機管理部危機 管理課</u> 、各区市民部総務企画 課、消防局、各消防署、各消防 団〕	
【推進体制の確立(役割分担)】		【推進体制の確立(役割分担)】	P52 機構再編に伴う名称 変更
<u>危機管理対策室危機管理対策部 危機管理対策課</u>	自主防災活動の推進に関する総合調整 組織化及び活動状況の把握(報告窓口は各区) 活動用資機材の助成(申請窓口は各区) 事業所等への働きかけ	<u>危機管理局危機管理部危機管理 課</u>	

現 行	修正案	備考																																						
第4節 災害に強い都市づくり 第3 都市計画に基づく防災構造化の推進 【用途地域の指定状況】 <table><tr><th>区分</th><th>制限</th><th>面積</th></tr><tr><td>第一種低層住居専用 地域</td><td>低層住宅の良好な環境を守るための地域で、住宅のほか、小・中学校、診療所、公共施設等が建てられる。</td><td>8,198 ha</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第一種中高層住居専 用地域</td><td>中高層住宅の良好な環境を守るための地域で、住宅、小・中学校、診療所、公共施設等のほか、500㎡以下の日用品を販売する店舗、大学、病院等が建てられる。</td><td>1,390 ha</td></tr><tr><td>第二種中高層住居専 用地域</td><td>主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域で、1,500㎡を超える店舗、事務所、工場等は建てられない。</td><td>2,582 ha</td></tr></table> 令和3年3月23日現在 【地区計画の決定状況】 <table><tr><th>決定地区数</th><th>決定面積</th></tr><tr><td>160 地区</td><td>3,539.1 ha</td></tr></table> 令和3年8月5日現在	区分	制限	面積	第一種低層住居専用 地域	低層住宅の良好な環境を守るための地域で、住宅のほか、小・中学校、診療所、公共施設等が建てられる。	8,198 ha	(略)	(略)	(略)	第一種中高層住居専 用地域	中高層住宅の良好な環境を守るための地域で、住宅、小・中学校、診療所、公共施設等のほか、500㎡以下の日用品を販売する店舗、大学、病院等が建てられる。	1,390 ha	第二種中高層住居専 用地域	主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域で、1,500㎡を超える店舗、事務所、工場等は建てられない。	2,582 ha	決定地区数	決定面積	160 地区	3,539.1 ha	第4節 災害に強い都市づくり 第3 都市計画に基づく防災構造化の推進 【用途地域の指定状況】 <table><tr><th>区分</th><th>制限</th><th>面積</th></tr><tr><td>第一種低層住居専用 地域</td><td>低層住宅の良好な環境を守るための地域で、住宅のほか、小・中学校、診療所、公共施設等が建てられる。</td><td>8,191 ha</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第一種中高層住居専 用地域</td><td>中高層住宅の良好な環境を守るための地域で、住宅、小・中学校、診療所、公共施設等のほか、500㎡以下の日用品を販売する店舗、大学、病院等が建てられる。</td><td>1,386 ha</td></tr><tr><td>第二種中高層住居専 用地域</td><td>主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域で、1,500㎡を超える店舗、事務所、工場等は建てられない。</td><td>2,586 ha</td></tr></table> 令和4年12月16日現在 【地区計画の決定状況】 <table><tr><th>決定地区数</th><th>決定面積</th></tr><tr><td>163 地区</td><td>3,556.3 ha</td></tr></table> 令和4年10月8日現在	区分	制限	面積	第一種低層住居専用 地域	低層住宅の良好な環境を守るための地域で、住宅のほか、小・中学校、診療所、公共施設等が建てられる。	8,191 ha	(略)	(略)	(略)	第一種中高層住居専 用地域	中高層住宅の良好な環境を守るための地域で、住宅、小・中学校、診療所、公共施設等のほか、500㎡以下の日用品を販売する店舗、大学、病院等が建てられる。	1,386 ha	第二種中高層住居専 用地域	主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域で、1,500㎡を超える店舗、事務所、工場等は建てられない。	2,586 ha	決定地区数	決定面積	163 地区	3,556.3 ha	P65 誤記修正及び時点修正 P66 時点修正
区分	制限	面積																																						
第一種低層住居専用 地域	低層住宅の良好な環境を守るための地域で、住宅のほか、小・中学校、診療所、公共施設等が建てられる。	8,198 ha																																						
(略)	(略)	(略)																																						
第一種中高層住居専 用地域	中高層住宅の良好な環境を守るための地域で、住宅、小・中学校、診療所、公共施設等のほか、500㎡以下の日用品を販売する店舗、大学、病院等が建てられる。	1,390 ha																																						
第二種中高層住居専 用地域	主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域で、1,500㎡を超える店舗、事務所、工場等は建てられない。	2,582 ha																																						
決定地区数	決定面積																																							
160 地区	3,539.1 ha																																							
区分	制限	面積																																						
第一種低層住居専用 地域	低層住宅の良好な環境を守るための地域で、住宅のほか、小・中学校、診療所、公共施設等が建てられる。	8,191 ha																																						
(略)	(略)	(略)																																						
第一種中高層住居専 用地域	中高層住宅の良好な環境を守るための地域で、住宅、小・中学校、診療所、公共施設等のほか、500㎡以下の日用品を販売する店舗、大学、病院等が建てられる。	1,386 ha																																						
第二種中高層住居専 用地域	主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域で、1,500㎡を超える店舗、事務所、工場等は建てられない。	2,586 ha																																						
決定地区数	決定面積																																							
163 地区	3,556.3 ha																																							

現 行

第 4 防災空間の整備促進

【公園・緑地の整備状況】

公園種別		箇所数	面積
都市公園	街区公園	2,408 箇所	312.7 ha
	近隣公園	145 箇所	245.4 ha
	地区公園	26 箇所	142.3 ha
	総合公園	11 箇所	467.2 ha
	運動公園	4 箇所	54.9 ha
	特殊公園	13 箇所	154.4 ha
	都市緑地	125 箇所	610.7 ha
	緩衝緑地	1 箇所	15.5 ha
	緑道	7 箇所	18.0 ha
	広域公園	2 箇所	480.4 ha
合計		2,742 箇所	2,501.6 ha

令和3年4月1日現在

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

第 5 安全な市街地の整備促進

◇対策の現況及び計画

事業名	事業内容	施行済地区	施行中地区
第一種市街地再開 発事業	(略)	27 箇所	4 箇所

令和3年10月1日時点

修正案

第 4 防災空間の整備促進

【公園・緑地の整備状況】

公園種別		箇所数	面積
都市公園	街区公園	2,408 箇所	312.7 ha
	近隣公園	145 箇所	245.4 ha
	地区公園	26 箇所	142.3 ha
	総合公園	11 箇所	467.8 ha
	運動公園	4 箇所	54.9 ha
	特殊公園	13 箇所	154.4 ha
	都市緑地	125 箇所	610.7 ha
	緩衝緑地	1 箇所	15.5 ha
	緑道	7 箇所	18.0 ha
	広域公園	2 箇所	480.4 ha
合計		2,742 箇所	2,502.2 ha

令和4年4月1日現在

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

第 5 安全な市街地の整備促進

◇対策の現況及び計画

事業名	事業内容	施行済地区	施行中地区
第一種市街地再開 発事業	(略)	29 箇所	2 箇所

令和4年10月1日時点

備考

P68
時点修正

P69
時点修正

現 行				修正案				備考
第5節 公共施設等の災害対策				第5節 公共施設等の災害対策				P70 機構再編に伴う名称 変更
〔施策の体系〕				〔施策の体系〕				
この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体	この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体	
第1 道路の災害対策	4 協力体制の確立	建設局土木部道路維持課・業務課、各区土木部、 <u>危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課</u>	北海道開発局、北海道	第1 道路の災害対策	4 協力体制の確立	建設局土木部道路維持課・業務課、各区土木部、 <u>危機管理局危機管理部危機管理課</u>	北海道開発局、北海道	P72 機構再編に伴う名称 変更
第2 河川の災害対策	6 関係機関との協力体制の確立	建設局土木部業務課、下水道河川局事業推進部河川事業課・河川管理課、各区土木部、 <u>危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課</u> 、北海道開発局札幌開発建設部、北海道札幌建設管理部		第2 河川の災害対策	6 関係機関との協力体制の確立	建設局土木部業務課、下水道河川局事業推進部河川事業課・河川管理課、各区土木部、 <u>危機管理局危機管理部危機管理課</u> 、北海道開発局札幌開発建設部、北海道札幌建設管理部		
第1 道路の災害対策				第1 道路の災害対策				
◇対策の現況及び計画				◇対策の現況及び計画				P74 機構再編に伴う名称 変更
4 協力体制の確立 〔建設局土木部道路維持課・業務課、各区土木部、 <u>危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課</u> 、北海道開発局、北海道〕	災害時の応急対策などの復旧活動が迅速かつ的確に行われるように、「札幌市道路・河川地域防災協議会」を設置し協力体制を確立している。 また、災害発生時の相互協力を円滑に行うため、北海道開発局・北海道と「北海道における災害時の相互協力に関する申し合わせ」を締結している。 ◆定期的に協議会等を開催し情報交換を行い緊急時に備える。			4 協力体制の確立 〔建設局土木部道路維持課・業務課、各区土木部、 <u>危機管理局危機管理部危機管理課</u> 、北海道開発局、北海道〕	災害時の応急対策などの復旧活動が迅速かつ的確に行われるように、「札幌市道路・河川地域防災協議会」を設置し協力体制を確立している。 また、災害発生時の相互協力を円滑に行うため、北海道開発局・北海道と「北海道における災害時の相互協力に関する申し合わせ」を締結している。 ◆定期的に協議会等を開催し情報交換を行い緊急時に備える。			
第2 河川の災害対策				第2 河川の災害対策				
◇対策の現況及び計画				◇対策の現況及び計画				
6 関係機関との協力体制の確立 〔建設局土木部業務課、下水道河川局事業推進部河川事業課・河川管理課、各区土木部、 <u>危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課</u> 、北海道開発局札幌開発建設部、北海道札幌建設管理部〕	「札幌市道路・河川地域防災協議会」を設置し協力体制を確立している。また、災害発生時の相互協力を円滑に行うため、北海道開発局・北海道と「北海道における災害時等の相互協力に関する協定」を締結しており、北海道開発局・北海道との連絡調整を行っている。 ◆定期的に協議会を開催し、情報交換を行い緊急時に備える。			6 関係機関との協力体制の確立 〔建設局土木部業務課、下水道河川局事業推進部河川事業課・河川管理課、各区土木部、 <u>危機管理局危機管理部危機管理課</u> 、北海道開発局札幌開発建設部、北海道札幌建設管理部〕	「札幌市道路・河川地域防災協議会」を設置し協力体制を確立している。また、災害発生時の相互協力を円滑に行うため、北海道開発局・北海道と「北海道における災害時等の相互協力に関する協定」を締結しており、北海道開発局・北海道との連絡調整を行っている。 ◆定期的に協議会を開催し、情報交換を行い緊急時に備える。			

現 行		修正案	備考				
第4 建物の災害対策 ◇課題及び方針 札幌には、現行の建築基準法が求める水準の耐震性を有していない住宅・建築物が相当数あり、大地震発生時には、倒壊などの被害が想定される。特に、これらの建物のうち、災害対策本部が設置される区役所や避難場所となる学校等の防災拠点、多くの市民が利用する施設、緊急輸送道路沿道の建物については、早期に耐震化を進める必要がある。 札幌市では、「第2次札幌市耐震改修促進計画(平成28年4月策定)」に基づき、これらの建物の計画的な耐震化を進める。 (以下、略) 【法令・計画等】 第2次札幌市耐震改修促進計画、市有建築物耐震化緊急5ヵ年計画		第4 建物の災害対策 ◇課題及び方針 札幌には、現行の建築基準法が求める水準の耐震性を有していない住宅・建築物が相当数あり、大地震発生時には、倒壊などの被害が想定される。特に、これらの建物のうち、災害対策本部が設置される区役所や避難場所となる学校等の防災拠点、多くの市民が利用する施設、緊急輸送道路沿道の建物については、早期に耐震化を進める必要がある。 札幌市では、「第3次札幌市耐震改修促進計画(令和3年3月策定)」に基づき、これらの建物の計画的な耐震化を進める。 (以下、略) 【法令・計画等】 第3次札幌市耐震改修促進計画、市有建築物耐震化緊急5ヵ年計画	P76 時点修正				
第6 円山動物園の災害対策 ◇課題及び方針 円山動物園には、158 種 951 点(令和3年10月末現在)の動物が飼育されており、地震発生時の施設の倒壊、火災等により動物が脱出し、市民の生命、財産等に被害が及ばないようにする必要がある。(以下、略) ◇対策の現況及び計画 <table><tr><td>1 円山動物園の安全確保 〔環境局円山動物園経営管理課〕</td><td>災害発生時の動物の脱出や施設の火災防止として、消防計画、非常事態対策要領、特定動物脱出対策要領を策定している。 ◆災害の発生に備えて来園者の避難誘導手順の明確化を図り、防災訓練、特定動物脱出防止訓練をこれに従って実施する。これら訓練の実施結果を踏まえて検証を行い、消防計画、非常事態対策要領、特定動物脱出防止対策要領を改訂する。 (略)</td></tr></table>		1 円山動物園の安全確保 〔環境局円山動物園経営管理課〕	災害発生時の動物の脱出や施設の火災防止として、消防計画、非常事態対策要領、特定動物脱出対策要領を策定している。 ◆災害の発生に備えて来園者の避難誘導手順の明確化を図り、防災訓練、特定動物脱出防止訓練をこれに従って実施する。これら訓練の実施結果を踏まえて検証を行い、消防計画、非常事態対策要領、特定動物脱出防止対策要領を改訂する。 (略)	第6 円山動物園の災害対策 ◇課題及び方針 円山動物園には、155 種 950 点 (令和4年10月末現在) の動物が飼育されており、地震発生時の施設の倒壊、火災等により動物が脱出し、市民の生命、財産等に被害が及ばないようにする必要がある。(以下、略) ◇対策の現況及び計画 <table><tr><td>1 円山動物園の安全確保 〔環境局円山動物園経営管理課〕</td><td>災害発生時の動物の脱出や施設の火災防止として、消防計画、非常事態対策要領、特定動物等逸走対策要領を策定している。 ◆災害の発生に備えて来園者の避難誘導手順の明確化を図り、防災訓練、特定動物等逸走対策総合訓練をこれに従って実施する。これら訓練の実施結果を踏まえて検証を行い、消防計画、非常事態対策要領、特定動物等逸走対策要領を改訂する。 (略)</td></tr></table>	1 円山動物園の安全確保 〔環境局円山動物園経営管理課〕	災害発生時の動物の脱出や施設の火災防止として、消防計画、非常事態対策要領、特定動物等逸走対策要領を策定している。 ◆災害の発生に備えて来園者の避難誘導手順の明確化を図り、防災訓練、特定動物等逸走対策総合訓練をこれに従って実施する。これら訓練の実施結果を踏まえて検証を行い、消防計画、非常事態対策要領、特定動物等逸走対策要領を改訂する。 (略)	P78 時点修正 字句修正
1 円山動物園の安全確保 〔環境局円山動物園経営管理課〕	災害発生時の動物の脱出や施設の火災防止として、消防計画、非常事態対策要領、特定動物脱出対策要領を策定している。 ◆災害の発生に備えて来園者の避難誘導手順の明確化を図り、防災訓練、特定動物脱出防止訓練をこれに従って実施する。これら訓練の実施結果を踏まえて検証を行い、消防計画、非常事態対策要領、特定動物脱出防止対策要領を改訂する。 (略)						
1 円山動物園の安全確保 〔環境局円山動物園経営管理課〕	災害発生時の動物の脱出や施設の火災防止として、消防計画、非常事態対策要領、特定動物等逸走対策要領を策定している。 ◆災害の発生に備えて来園者の避難誘導手順の明確化を図り、防災訓練、特定動物等逸走対策総合訓練をこれに従って実施する。これら訓練の実施結果を踏まえて検証を行い、消防計画、非常事態対策要領、特定動物等逸走対策要領を改訂する。 (略)						

現 行	修正案	備考								
第6節 ライフラインの災害対策 第1 上水道施設の災害対策 ◇対策の現況及び計画 <table><tr><td>1 水道施設の耐震化の推進 〔水道局給水部計画課・給水課・施設管理課〕</td><td>現在は、第3次地震被害想定に対応した地震対策基本計画に基づき、計画的に施設や管路の耐震化を進めている。耐震化状況(令和2年度末)は、浄水場約19%、配水池約85%、基幹管路約43%となっている。 (略)</td></tr><tr><td>2 給水区域のブロック化、バックアップ化 〔水道局給水部計画課、給水課〕</td><td>災害時の管路被害による断水等の影響を限定化し、応急復旧の迅速化を図るため、配水区域のブロック化を実施しており、令和2年度末時点で、ブロック数は135 か所となっている。 (略)</td></tr></table> 【業務マニュアル等】 札幌市水道局地震災害対策マニュアル、札幌市水道局受援マニュアル、<u>大都市水道局「災害相互応援に関する覚書及び同実施細目」、(公社)日本水道協会北海道地方支部「災害時相互応援に関する協定」、(一財)さっぽろ水道サービス協会「災害時等における水道の応急活動の応援に関する協定書」、札幌市管工事業協同組合「災害時等における水道の応急活動の応援に関する協定書」</u>	1 水道施設の耐震化の推進 〔水道局給水部計画課・給水課・施設管理課〕	現在は、第3次地震被害想定に対応した地震対策基本計画に基づき、計画的に施設や管路の耐震化を進めている。耐震化状況(令和2年度末)は、浄水場約19%、配水池約85%、基幹管路約43%となっている。 (略)	2 給水区域のブロック化、バックアップ化 〔水道局給水部計画課、給水課〕	災害時の管路被害による断水等の影響を限定化し、応急復旧の迅速化を図るため、配水区域のブロック化を実施しており、令和2年度末時点で、ブロック数は135 か所となっている。 (略)	第6節 ライフラインの災害対策 第1 上水道施設の災害対策 ◇対策の現況及び計画 <table><tr><td>1 水道施設の耐震化の推進 〔水道局給水部計画課・給水課・施設管理課〕</td><td>現在は、第3次地震被害想定に対応した地震対策基本計画に基づき、計画的に施設や管路の耐震化を進めている。耐震化状況(令和3年度末)は、浄水場約19%、配水池約85%、基幹管路約44%となっている。 (略)</td></tr><tr><td>2 給水区域のブロック化、バックアップ化 〔水道局給水部計画課、給水課〕</td><td>災害時の管路被害による断水等の影響を限定化し、応急復旧の迅速化を図るため、配水区域のブロック化を実施しており、令和3年度末時点で、ブロック数は135 か所となっている。 (略)</td></tr></table> 【業務マニュアル等】 札幌市水道局地震災害対策マニュアル、札幌市水道局受援マニュアル、<u>各種災害協定(札幌市水道局)</u>	1 水道施設の耐震化の推進 〔水道局給水部計画課・給水課・施設管理課〕	現在は、第3次地震被害想定に対応した地震対策基本計画に基づき、計画的に施設や管路の耐震化を進めている。耐震化状況(令和3年度末)は、浄水場約19%、配水池約85%、基幹管路約44%となっている。 (略)	2 給水区域のブロック化、バックアップ化 〔水道局給水部計画課、給水課〕	災害時の管路被害による断水等の影響を限定化し、応急復旧の迅速化を図るため、配水区域のブロック化を実施しており、令和3年度末時点で、ブロック数は135 か所となっている。 (略)	P81 時点修正 P81 字句修正
1 水道施設の耐震化の推進 〔水道局給水部計画課・給水課・施設管理課〕	現在は、第3次地震被害想定に対応した地震対策基本計画に基づき、計画的に施設や管路の耐震化を進めている。耐震化状況(令和2年度末)は、浄水場約19%、配水池約85%、基幹管路約43%となっている。 (略)									
2 給水区域のブロック化、バックアップ化 〔水道局給水部計画課、給水課〕	災害時の管路被害による断水等の影響を限定化し、応急復旧の迅速化を図るため、配水区域のブロック化を実施しており、令和2年度末時点で、ブロック数は135 か所となっている。 (略)									
1 水道施設の耐震化の推進 〔水道局給水部計画課・給水課・施設管理課〕	現在は、第3次地震被害想定に対応した地震対策基本計画に基づき、計画的に施設や管路の耐震化を進めている。耐震化状況(令和3年度末)は、浄水場約19%、配水池約85%、基幹管路約44%となっている。 (略)									
2 給水区域のブロック化、バックアップ化 〔水道局給水部計画課、給水課〕	災害時の管路被害による断水等の影響を限定化し、応急復旧の迅速化を図るため、配水区域のブロック化を実施しており、令和3年度末時点で、ブロック数は135 か所となっている。 (略)									

現 行				修正案				備考
第7節 災害情報収集・伝達システムの強化				第7節 災害情報収集・伝達システムの強化				P93 機構再編に伴う名称 変更
〔施策の体系〕				〔施策の体系〕				
この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体	この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体	
第1 情報ネット ワークの構 築	1 情報ネットワ ークの構築	危機管理対策室危機管理対策 部危機管理対策課、消防局警 防部消防救助課、総務局情報 システム部システム調整課	内閣府、総務省消防 庁、北海道開発局、北 海道	第1 情報ネット ワークの構 築	1 情報ネットワ ークの構築	危機管理局危機管理部危機管 理課、消防局警防部消防救助 課、デジタル戦略推進局情報 システム部システム調整課	内閣府、総務省消防 庁、北海道開発局、北 海道	
第2 災害情報ネ ットワーク の整備	1 災害情報ネット ワーク・システ ムの概要	危機管理対策室危機管理対策 部危機管理対策課、消防局総 警防部消防救助課	内閣府、総務省消防 庁、北海道開発局、北 海道	第2 災害情報ネ ットワーク の整備	1 災害情報ネット ワーク・システ ムの概要	危機管理局危機管理部危機管 理課、消防局総警防部消防救 助課	内閣府、総務省消防 庁、北海道開発局、北 海道	
	2 災害情報収集伝 達を迅速・円滑 に行うための課 題	危機管理対策室危機管理対策 部危機管理対策課、総務局情 報システム部システム調整課			2 災害情報収集伝 達を迅速・円滑 に行うための課 題	危機管理局危機管理部危機管 理課、デジタル戦略推進局情 報システム部システム調整課		
第3 地震観測情 報のネット ワークの整 備	1 地震情報ネット ワークの概要	危機管理対策室危機管理対策 部危機管理対策課	気象庁、国立研究開 発法人防災科学研究 所、都道府県等地方 公共団体	第3 地震観測情 報のネット ワークの整 備	1 地震情報ネット ワークの概要	危機管理局危機管理部危機管 理課	気象庁、国立研究開 発法人防災科学研究 所、都道府県等地方 公共団体	
第4 市行政情報・ コンピュー ターデータ 保護対策の 推進	1 情報保護対策の 推進	危機管理対策室危機管理対策 部危機管理対策課、総務局情 報システム部システム調整課		第4 市行政情報・ コンピュー ターデータ 保護対策の 推進	1 情報保護対策の 推進	危機管理局危機管理部危機管 理課、デジタル戦略推進局情 報システム部システム調整課		

現 行	修正案	備考
第1 情報ネットワークの構築 ◇課題及び方針 札幌市地域防災計画 地震災害対策編 第2章 災害予防計画 第7節 災害情報収集・伝達システムの強化	第1 情報ネットワークの構築 ◇課題及び方針 札幌市地域防災計画 地震災害対策編 第2章 災害予防計画 第7節 災害情報収集・伝達システムの強化	P94 字句修正

現 行	修正案	備考
第2 災害情報ネットワークの整備 1 災害情報ネットワーク・システムの概要 ◇課題及び方針 【災害情報ネットワーク・システムの構成】 災害情報ネットワーク・システム - 情報システム - 防災情報システム - 防災情報配信システム - 消防指令システム - 消防情報管理システム - 地震観測システム - 北海道防災情報システム - 情報伝達ネットワーク - 緊急情報ネットワーク (Em-Net) - 多重無線ネットワークシステム - 防災行政無線 (移動系) システム - 消防・救急無線システム - 北海道総合行政情報ネットワーク - 全国瞬時警報システム (J-A L E R T) - 札幌総合防災情報共有WAN - 映像系システム - ヘリコプターTV電送システム - 高所監視カメラ - テレビ会議システム (災害対策本部～消防局) - 画像伝送システム	第2 災害情報ネットワークの整備 1 災害情報ネットワーク・システムの概要 ◇課題及び方針 【災害情報ネットワーク・システムの構成】 災害情報ネットワーク・システム - 情報システム - 防災情報システム - 防災情報配信システム - 消防指令システム - 消防情報管理システム - 地震観測システム - 北海道防災情報システム - 情報伝達ネットワーク - 緊急情報ネットワーク (Em-Net) - 多重無線ネットワークシステム - 防災行政無線 (移動系) システム - 消防・救急無線システム - 北海道総合行政情報ネットワーク - 全国瞬時警報システム (J-A L E R T) - 防災情報共有システム - 映像系システム - ヘリコプターTV電送システム - 高所監視カメラ - テレビ会議システム (災害対策本部～消防局) - 画像伝送システム	P95 字句修正

現 行		修正案	備考
◇対策の現況及び計画		◇対策の現況及び計画	P96、97 機構再編に伴う名称 変更及び文言整理
1 防災情報システム 〔 <u>危機管理対策室危機管理対 策部危機管理対策課</u> 〕	迅速な初動体制の確立及び災害対策本部運営支援等による円滑な災害対策の実施が可能となる機能を有するシステム(別図参照)	1 防災情報システム 〔 <u>危機管理局危機管理部危機 管理課</u> 〕	
3 消防情報管理システム 〔消防局 <u>総務部施設管理課</u> 〕	防火対象物、危険物施設等の情報や消防水利の管理を行い、消防指令システムと連携し、災害時に必要な情報支援を行うシステム	3 消防情報管理システム 〔消防局 <u>警防部消防救助課</u> 〕	
4 テレビ会議システム(災害対策本部→消防局) 〔 <u>危機管理対策室危機管理対 策部危機管理対策課</u> 、消防局警 防部消防救助課〕	災害時の電話回線の障害やふくそうに対応するため、災害対策本部と消防局を接続するテレビ会議システム	4 テレビ会議システム(災害対策本部→消防局) 〔 <u>危機管理局危機管理部危機管 理課</u> 、消防局警防部消防救助 課〕	
7 北海道防災情報システム 〔北海道〕	<u>住民に対し、ホームページ及び携帯電話のメールを活用し、気象警報、地震、火山情報等を提供するシステム</u>	7 北海道防災情報システム 〔北海道〕	
8 防災行政無線(移動系)システム 〔 <u>危機管理対策室危機管理対 策部危機管理対策課</u> 〕	有線回線が途絶・ふくそうした場合における情報通信の確保のため、市役所・区役所・出先機関・避難場所などを結ぶ無線システム 今後、市内の指定避難所(基幹)や報道機関などへの拡充について検討を行う。	8 防災行政無線(移動系)システム 〔 <u>危機管理局危機管理部危機 管理課</u> 〕	
10 多重無線ネットワークシステム 〔 <u>危機管理対策室危機管理対 策部危機管理対策課</u> 、消防局 警防部消防救助課〕	消防・救急無線及び防災行政無線の基幹網として、市内要所の基地局を多重無線回線で結び、市内全域の無線交信体制をバックアップするシステム	10 多重無線ネットワークシステム 〔 <u>危機管理局危機管理部危機 管理課</u> 、消防局警防部消防救 助課〕	
13 画像伝送システム 〔消防局警防部消防救助課〕	市内中心部に設置した高所監視カメラからの映像を消防局、 <u>危機管理対策室</u> あるいは通信衛星を経由して、総務省消防庁などに伝送し、素早い広域応援体制を可能とするシステム	13 画像伝送システム 〔消防局警防部消防救助課〕	
16 防災情報通信システム 〔 <u>危機管理対策室危機管理対 策部危機管理対策課</u> 〕	気象情報の市内職員への発信や職員参集のための連絡を行うシステム	16 防災情報通信システム 〔 <u>危機管理局危機管理部危機 管理課</u> 〕	

現 行		修正案	備考
第3 地震観測情報のネットワークの整備		第3 地震観測情報のネットワークの整備	P98 機構再編に伴う名称 変更
【地震情報ネットワークの概要】		【地震情報ネットワークの概要】	
4 地震観測システム震度計 〔 <u>危機管理対策室危機管理 対策部危機管理対策課</u> 〕	市内 12 箇所に設置している被害予測用の地震観測計。観測データを北海道経由で気象庁へ提供することにより、より細分化された地震情報を市民に提供する。 ◇市内の設置場所 ・中央消防署 敷地内 ・北消防署篠路出張所 敷地内 ・北消防署新琴以出張所 敷地内 ・東消防署 敷地内 ・白石消防署北郷出張所 敷地内 ・厚別消防署もみじ台出張所 敷地内 ・豊平消防署 敷地内 ・清田消防署 敷地内 ・南消防署川谷出張所 敷地内 ・南消防団石山出張所 敷地内 ・西区役所分庁舎 敷地内 ・手稲消防署前田出張所 敷地内	4 地震観測システム震度計 〔 <u>危機管理局危機管理部危 機管理課</u> 〕 市内 12 箇所に設置している被害予測用の地震観測計。観測データを北海道経由で気象庁へ提供することにより、より細分化された地震情報を市民に提供する。 ◇市内の設置場所 ・中央消防署 敷地内 ・北消防署篠路出張所 敷地内 ・北消防署新琴以出張所 敷地内 ・東消防署 敷地内 ・白石消防署北郷出張所 敷地内 ・厚別消防署もみじ台出張所 敷地内 ・豊平消防署 敷地内 ・清田消防署 敷地内 ・南消防署川谷出張所 敷地内 ・南消防団石山出張所 敷地内 ・西区役所分庁舎 敷地内 ・手稲消防署前田出張所 敷地内	
第4 市行政情報・コンピューターデータ保護対策の推進		第4 市行政情報・コンピューターデータ保護対策の推進	P100 機構再編に伴う名称 変更
◇対策の現況及び計画		◇対策の現況及び計画	
1 情報保護対策の推進 〔 <u>総務局情報システム部シ ステム調整課</u> 〕	◆情報システムは、平常時からの備えがないと被害を受けてから復旧までに多くの時間を要することが想定され、市民情報等を失うことで、その回復にさらに多くの時間が必要となることは、市政の運営に多大な影響を与えてしまうため、下記の項目について検討を行い、情報システムの保護対策に努める。 ・庁舎に係る脆弱性への対策 ・情報通信機器の脆弱性への対策 ・ネットワークの脆弱性への対策 ・その他の設備等の脆弱性への対策 ・災害時におけるマニュアル等の整備 ・マニュアルに基づく訓練の実施 ・保守事業者との連携体制の確保	1 情報保護対策の推進 〔 <u>デジタル戦略推進局情報 システム部システム調整課</u> 〕 ◆情報システムは、平常時からの備えがないと被害を受けてから復旧までに多くの時間を要することが想定され、市民情報等を失うことで、その回復にさらに多くの時間が必要となることは、市政の運営に多大な影響を与えてしまうため、下記の項目について検討を行い、情報システムの保護対策に努める。 ・庁舎に係る脆弱性への対策 ・情報通信機器の脆弱性への対策 ・ネットワークの脆弱性への対策 ・その他の設備等の脆弱性への対策 ・災害時におけるマニュアル等の整備 ・マニュアルに基づく訓練の実施 ・保守事業者との連携体制の確保	

現 行				修正案				備考
第8節 消防体制の強化				第8節 消防体制の強化				P102 機構再編による事務 移管に伴う修正
〔施策の体系（続き）〕				〔施策の体系（続き）〕				
この節の対策 第6 火災予防対策の推進	施策の体系 1 防火意識の高揚	所管課 消防局予防部予防課、各消防署	関係機関・団体	この節の対策 第6 火災予防対策の推進	施策の体系 1 防火意識の高揚	所管課 消防局予防部予防課、各消防署	関係機関・団体	
	2 関係団体との連携	消防局予防部予防課、 <u>消防局 予防部査察規制課</u> 、各消防署	札幌防火委員会 連合会、札幌防火 管理者協会、 札幌危険物安全協会		2 関係団体との連携	消防局予防部予防課、 <u>(削除)</u> 各消防署	札幌防火委員会 連合会、札幌防火 管理者協会、 札幌危険物安全協会	
	3 防火管理体制の強化	消防局予防部査察規制課、各消防署			3 防火管理体制の強化	消防局予防部査察規制課、各消防署		
	4 事業所・危険物施設に対する震災対策の指導	消防局予防部査察規制課、各消防署			4 事業所・危険物施設に対する震災対策の指導	消防局予防部査察規制課、各消防署		
第9節 災害情報収集・伝達システムの強化				第9節 災害情報収集・伝達システムの強化				
〔施策の体系〕				〔施策の体系〕				
この節の対策 第3 生活環境の確保	施策の体系 1 防災拠点におけるトイレ環境の整備推進	<u>危機管理対策室</u>	関係機関・団体	この節の対策 第3 生活環境の確保	施策の体系 1 防災拠点におけるトイレ環境の整備推進	<u>危機管理局</u>	関係機関・団体	
第4 ごみ・し尿処理体制の整備	1 災害廃棄物（がれき）処理対策の推進	環境局環境事業部 <u>企画課</u> 、事業廃棄物課、施設管理課		第4 ごみ・し尿処理体制の整備	1 災害廃棄物（がれき）処理対策の推進	環境局環境事業部 <u>循環型社会 推進課</u> 、事業廃棄物課、施設管理課		

現 行		修正案	備考
第3 生活環境の確保 ◇対策の現況及び計画 1 防災拠点におけるトイレ環境の整備推進 〔危機管理対策室〕 「応急対策の活動拠点」となる防災拠点 ◆災害用トイレの整備について検討を進める。特に、区災害対策本部が設置される区役所など、大規模な防災拠点については、マンホールトイレの整備についても検討を進める。 「避難生活の場」となる防災拠点 「避難場所基本計画」に基づき、災害用トイレの整備を行う。 「避難所運営マニュアル」に、避難所におけるトイレ使用時のルールを定める。 ◆避難者の集約先となる区体育館など、長期にわたり避難生活の場となる防災拠点については、マンホールトイレの整備について検討を進める。		第3 生活環境の確保 ◇対策の現況及び計画 1 防災拠点におけるトイレ環境の整備推進 〔危機管理局〕 「応急対策の活動拠点」となる防災拠点 ◆災害用トイレの整備について検討を進める。特に、区災害対策本部が設置される区役所など、大規模な防災拠点については、マンホールトイレの整備についても検討を進める。 「避難生活の場」となる防災拠点 「札幌市避難場所基本計画」に基づき、災害用トイレの整備を行う。 「避難所運営マニュアル」に、避難所におけるトイレ使用時のルールを定める。 ◆避難者の集約先となる区体育館など、長期にわたり避難生活の場となる防災拠点については、マンホールトイレの整備について検討を進める。	P113 機構再編に伴う名称変更及び字句修正
第4 ごみ・し尿処理体制の整備 ◇対策の現況及び計画 2 家庭ごみ処理対策の推進 〔環境局環境事業部業務課、施設管理課〕 避難場所から排出されるごみを含め、震災後の家庭ごみの収集方法をあらかじめ定める。 ごみ収集車について札幌市 71 台、委託業者 204 台を確保している（令和元年度末時点）。 3 し尿処理対策の推進 〔環境局環境事業部処理場管理事務所〕 仮設トイレのレンタル業者と協定を締結する。必要台数最大 2,100 基（避難場所避難者数 65 人につき 1 基） し尿の収集計画を策定する		第4 ごみ・し尿処理体制の整備 ◇対策の現況及び計画 2 家庭ごみ処理対策の推進 〔環境局環境事業部業務課、施設管理課〕 避難場所から排出されるごみを含め、震災後の家庭ごみの収集方法をあらかじめ定める。 ごみ収集車について札幌市 71 台、委託業者 195 台を確保している（令和4年4月1日時点、平ボディ小型トラックは含まない）。 3 し尿処理対策の推進 〔環境局環境事業部処理場管理事務所〕 仮設トイレのレンタル業者と協定を締結する。必要台数最大 1,800 基（避難所避難者数 50 人につき 1 基） し尿の収集計画を策定する	
第5 環境保全体制の整備 ◇対策の現況及び計画 2 大気保全対策の推進 〔環境局環境都市推進部環境対策課〕 （略） ◆有害物質による汚染防止として次の対策を実施する ○有害物質取扱事業者との協力体制の整備 ○有害物質濃度測定体制の整備 ○有害物質取扱事業者のマップ化 （略）		第5 環境保全体制の整備 ◇対策の現況及び計画 2 大気保全対策の推進 〔環境局環境都市推進部環境対策課〕 （略） ◆有害物質による汚染防止として次の対策を実施する ○継続した有害物質取扱事業者の状況把握 ○有害物質濃度測定体制の整備 ○有害物質取扱事業者のリスト化 （略）	P114 時点修正 算定基準見直しに伴う修正 P115 字句修正

現 行				修正案				備考
第10節 被災者支援の体制づくり				第10節 被災者支援の体制づくり				P116 機構再編に伴う名称 変更
〔施策の体系〕				〔施策の体系〕				
この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体	この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体	
第1 備蓄の推進	1 都市備蓄の整備	危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課	大手スーパーマーケット等	第1 備蓄の推進	1 都市備蓄の整備	危機管理局危機管理部危機管理課		
	2 備蓄庫の整備	危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課、教育委員会生涯学習部学校施設課			危機管理局危機管理部危機管理課、教育委員会生涯学習部学校施設課			
	3 流通備蓄の充実	経済観光局産業振興部経済企画課			経済観光局産業振興部経済企画課			
	4 家庭内備蓄の促進	危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課			危機管理局危機管理部危機管理課			
第4 避難場所の整備	1 避難場所の指定	危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課、保健福祉局総務部総務課、高齢保健福祉部介護保険課、障がい保健福祉部障がい福祉課		第4 避難場所の整備	1 避難場所の指定	危機管理局危機管理部危機管理課、保健福祉局総務部総務課、高齢保健福祉部介護保険課、障がい保健福祉部障がい福祉課		
	2 避難場所運営のための検討	危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課			危機管理局危機管理部危機管理課			
第5 り災証明の発行体制の整備	1 り災証明(火災)の発行体制の整備	消防局予防部予防課		第5 り災証明の発行体制の整備	1 り災証明(火災)の発行体制の整備	消防局予防部予防課		
	2 り災証明(被災住家等)の発行体制の整備	財政局税政部税制課、危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課			財政局税政部税制課、危機管理局危機管理部危機管理課			

現 行				修正案				備考
〔施策の体系（続き）〕				〔施策の体系（続き）〕				P117 機構再編に伴う名称 変更
この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体	この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体	
第7 帰宅困難者 支援対策	1 帰宅困難者の安 全確保	<u>危機管理対策室</u> <u>危機管理対策 部</u> <u>危機管理対策課</u>	企業、学校、大規模 集客施設の管理者、 交通事業者等	第7 帰宅困難者 支援対策	1 帰宅困難者の安 全確保	<u>危機管理局</u> <u>危機管理部</u> <u>危機管 理課</u>	企業、学校、大規模 集客施設の管理者、 交通事業者等	
	2 情報収集体制の 整備				2 情報収集体制の 整備			
	3 徒歩帰宅者への 支援				3 徒歩帰宅者への 支援			
	4 市民への啓発活 動の実施				4 市民への啓発活 動の実施			
第8 感染症の自 宅療養者等支 援	1 感染症の自宅療 養者等支援	保健福祉局保健所医療対策室 業務調整課、 <u>危機管理対策室</u> <u>危機管理対策部</u> <u>危機管理対策 課</u>		第8 感染症の自 宅療養者等支 援	1 感染症の自宅療 養者等支援	保健福祉局保健所医療対策室 業務調整課、 <u>危機管理局</u> <u>危機 管理部</u> <u>危機管理課</u>		

現 行		修正案	備考												
第1 備蓄の推進 ◇対策の現況及び計画 <table><tr><td>1 都市備蓄の整備 〔危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課〕</td><td>第4次地震被害想定で予測された、発災当日の避難場所避難者約9万人を基準に、①食糧対策、②トイレ対策、③防寒対策、④照明対策、⑤衛生対策として、流通備蓄物資が到達するまでの間や不測の事態に備え、必要最低限の備蓄物資について計画的に整備し、市内の公共施設等に分散配置している。 主な物資として、食糧(アルファ米、クラッカー、粥、ゼリー、粉ミルク、液体ミルク)や簡易トイレ、紙おむつ、毛布、寝袋、ランタン、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティションなどを備蓄している。</td></tr><tr><td>2 備蓄庫の整備 〔危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課、教育委員会生涯学習部学校施設課〕</td><td>応急救援備蓄物資は、災害発生時の効率等を考慮し、市内の公共施設等に分散配置している。 ◆市内の小中学校に応急救援備蓄物資を配置するため、体育館の新・改築時に備蓄庫を整備している。また、それ以外の中・小学校については、校舎内の空きスペース等を活用して、応急救援備蓄物資を配置している。</td></tr><tr><td>4 家庭内備蓄の促進 〔危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課〕</td><td>◆発災直後から3日間程度の必要な物資として、家庭での食料品、飲料水等の物資を備蓄するように広報活動を行い、家庭内備蓄を促進する。</td></tr></table>		1 都市備蓄の整備 〔 危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課 〕	第4次地震被害想定で予測された、発災当日の避難場所避難者約9万人を基準に、①食糧対策、②トイレ対策、③防寒対策、④照明対策、⑤衛生対策として、流通備蓄物資が到達するまでの間や不測の事態に備え、必要最低限の備蓄物資について計画的に整備し、市内の公共施設等に分散配置している。 主な物資として、食糧(アルファ米、クラッカー、粥、ゼリー、粉ミルク、液体ミルク)や簡易トイレ、紙おむつ、毛布、寝袋、ランタン、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティションなどを備蓄している。	2 備蓄庫の整備 〔 危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課 、教育委員会生涯学習部学校施設課〕	応急救援備蓄物資は、災害発生時の効率等を考慮し、市内の公共施設等に分散配置している。 ◆市内の小中学校に応急救援備蓄物資を配置するため、体育館の新・改築時に備蓄庫を整備している。また、それ以外の中・小学校については、校舎内の空きスペース等を活用して、応急救援備蓄物資を配置している。	4 家庭内備蓄の促進 〔 危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課 〕	◆発災直後から3日間程度の必要な物資として、家庭での食料品、飲料水等の物資を備蓄するように広報活動を行い、家庭内備蓄を促進する。	第1 備蓄の推進 ◇対策の現況及び計画 <table><tr><td>1 都市備蓄の整備 〔危機管理局危機管理部危機管理課〕</td><td>第4次地震被害想定で予測された、発災当日の避難場所避難者約9万人を基準に、①食糧対策、②トイレ対策、③防寒対策、④照明対策、⑤衛生対策として、流通備蓄物資が到達するまでの間や不測の事態に備え、必要最低限の備蓄物資について計画的に整備し、市内の公共施設等に分散配置している。 主な物資として、食糧(アルファ米、クラッカー、粥、ゼリー、粉ミルク、液体ミルク)や簡易トイレ、紙おむつ、毛布、寝袋、ランタン、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティションなどを備蓄している。</td></tr><tr><td>2 備蓄庫の整備 〔危機管理局危機管理部危機管理課、教育委員会生涯学習部学校施設課〕</td><td>応急救援備蓄物資は、災害発生時の効率等を考慮し、市内の公共施設等に分散配置している。 ◆市内の小中学校に応急救援備蓄物資を配置するため、体育館の新・改築時に備蓄庫を整備している。また、それ以外の中・小学校については、校舎内の空きスペース等を活用して、応急救援備蓄物資を配置している。</td></tr><tr><td>4 家庭内備蓄の促進 〔危機管理局危機管理部危機管理課〕</td><td>◆発災直後から3日間程度の必要な物資として、家庭での食料品、飲料水等の物資を備蓄するように広報活動を行い、家庭内備蓄を促進する。</td></tr></table>	1 都市備蓄の整備 〔 危機管理局危機管理部危機管理課 〕	第4次地震被害想定で予測された、発災当日の避難場所避難者約9万人を基準に、①食糧対策、②トイレ対策、③防寒対策、④照明対策、⑤衛生対策として、流通備蓄物資が到達するまでの間や不測の事態に備え、必要最低限の備蓄物資について計画的に整備し、市内の公共施設等に分散配置している。 主な物資として、食糧(アルファ米、クラッカー、粥、ゼリー、粉ミルク、液体ミルク)や簡易トイレ、紙おむつ、毛布、寝袋、ランタン、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティションなどを備蓄している。	2 備蓄庫の整備 〔 危機管理局危機管理部危機管理課 、教育委員会生涯学習部学校施設課〕	応急救援備蓄物資は、災害発生時の効率等を考慮し、市内の公共施設等に分散配置している。 ◆市内の小中学校に応急救援備蓄物資を配置するため、体育館の新・改築時に備蓄庫を整備している。また、それ以外の中・小学校については、校舎内の空きスペース等を活用して、応急救援備蓄物資を配置している。	4 家庭内備蓄の促進 〔 危機管理局危機管理部危機管理課 〕	◆発災直後から3日間程度の必要な物資として、家庭での食料品、飲料水等の物資を備蓄するように広報活動を行い、家庭内備蓄を促進する。	P118、119 機構再編に伴う名称変更
1 都市備蓄の整備 〔 危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課 〕	第4次地震被害想定で予測された、発災当日の避難場所避難者約9万人を基準に、①食糧対策、②トイレ対策、③防寒対策、④照明対策、⑤衛生対策として、流通備蓄物資が到達するまでの間や不測の事態に備え、必要最低限の備蓄物資について計画的に整備し、市内の公共施設等に分散配置している。 主な物資として、食糧(アルファ米、クラッカー、粥、ゼリー、粉ミルク、液体ミルク)や簡易トイレ、紙おむつ、毛布、寝袋、ランタン、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティションなどを備蓄している。														
2 備蓄庫の整備 〔 危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課 、教育委員会生涯学習部学校施設課〕	応急救援備蓄物資は、災害発生時の効率等を考慮し、市内の公共施設等に分散配置している。 ◆市内の小中学校に応急救援備蓄物資を配置するため、体育館の新・改築時に備蓄庫を整備している。また、それ以外の中・小学校については、校舎内の空きスペース等を活用して、応急救援備蓄物資を配置している。														
4 家庭内備蓄の促進 〔 危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課 〕	◆発災直後から3日間程度の必要な物資として、家庭での食料品、飲料水等の物資を備蓄するように広報活動を行い、家庭内備蓄を促進する。														
1 都市備蓄の整備 〔 危機管理局危機管理部危機管理課 〕	第4次地震被害想定で予測された、発災当日の避難場所避難者約9万人を基準に、①食糧対策、②トイレ対策、③防寒対策、④照明対策、⑤衛生対策として、流通備蓄物資が到達するまでの間や不測の事態に備え、必要最低限の備蓄物資について計画的に整備し、市内の公共施設等に分散配置している。 主な物資として、食糧(アルファ米、クラッカー、粥、ゼリー、粉ミルク、液体ミルク)や簡易トイレ、紙おむつ、毛布、寝袋、ランタン、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティションなどを備蓄している。														
2 備蓄庫の整備 〔 危機管理局危機管理部危機管理課 、教育委員会生涯学習部学校施設課〕	応急救援備蓄物資は、災害発生時の効率等を考慮し、市内の公共施設等に分散配置している。 ◆市内の小中学校に応急救援備蓄物資を配置するため、体育館の新・改築時に備蓄庫を整備している。また、それ以外の中・小学校については、校舎内の空きスペース等を活用して、応急救援備蓄物資を配置している。														
4 家庭内備蓄の促進 〔 危機管理局危機管理部危機管理課 〕	◆発災直後から3日間程度の必要な物資として、家庭での食料品、飲料水等の物資を備蓄するように広報活動を行い、家庭内備蓄を促進する。														
第3 給水体制の整備 ◇対策の現況及び計画 <table><tr><td>4 災害応急用協力井戸の確保 〔保健福祉局保健所生活環境課、環境衛生課〕</td><td>断水した時の生活用水の確保のため、令和3年3月現在、災害応急用協力井戸 500 施設を指定している。</td></tr></table>		4 災害応急用協力井戸の確保 〔保健福祉局保健所生活環境課、環境衛生課〕	断水した時の生活用水の確保のため、 令和3年 3月現在、災害応急用協力井戸 500 施設 を指定している。	第3 給水体制の整備 ◇対策の現況及び計画 <table><tr><td>4 災害応急用協力井戸の確保 〔保健福祉局保健所生活環境課、環境衛生課〕</td><td>断水した時の生活用水の確保のため、令和4年3月現在、災害応急用協力井戸 493 施設を指定している。</td></tr></table>	4 災害応急用協力井戸の確保 〔保健福祉局保健所生活環境課、環境衛生課〕	断水した時の生活用水の確保のため、 令和4年 3月現在、災害応急用協力井戸 493 施設 を指定している。	P121 時点修正								
4 災害応急用協力井戸の確保 〔保健福祉局保健所生活環境課、環境衛生課〕	断水した時の生活用水の確保のため、 令和3年 3月現在、災害応急用協力井戸 500 施設 を指定している。														
4 災害応急用協力井戸の確保 〔保健福祉局保健所生活環境課、環境衛生課〕	断水した時の生活用水の確保のため、 令和4年 3月現在、災害応急用協力井戸 493 施設 を指定している。														
【業務マニュアル等】 応急給水マニュアル、応援受入マニュアル		【業務マニュアル等】 札幌市水道局地震災害対策マニュアル、札幌市水道局受援マニュアル、各種災害協定（札幌市水道局）	P121 字句修正												

現 行		修正案		備考
第4 避難場所の整備		第4 避難場所の整備		P121 機構再編に伴う名称 変更及び耐震補強完 了に伴う文言修正、マ ニュアル更新日時の 追記
◇対策の現況及び計画		◇対策の現況及び計画		
1 避難場所の指定 〔 <u>危機管理対策室危機管理 対策部危機管理対策課</u> 、保健 福祉局総務部総務課、高齢保 健福祉部介護保険課、障がい 保健福祉部障がい福祉課〕	指定避難所については、小中学校を拠点とした整備を図 <u>っており</u> 、 <u>計画的に建物の耐震補強を行っている。</u> 高齢者施設や障がい福祉施設等の関係団体と協定を締結し、要配 慮者二次避難所（福祉避難所）を開設できる体制を整えているほか、 令和元年9月に、円滑な設置・運営を目指すことを目的として、要配 慮者二次避難所（福祉避難所）設置・運営ガイドラインを作成した。	1 避難場所の指定 〔 <u>危機管理局危機管理部危 機管理課</u> 、保健福祉局総務部 総務課、高齢保健福祉部介護 保険課、障がい保健福祉部障 がい福祉課〕	指定避難所については、小中学校を拠点とした整備を図 <u>っている。</u> 高齢者施設や障がい福祉施設等の関係団体と協定を締結し、要配 慮者二次避難所（福祉避難所）を開設できる体制を整えているほか、 令和元年9月に、円滑な設置・運営を目指すことを目的として、要配 慮者二次避難所（福祉避難所）設置・運営ガイドラインを作成した。	
2 避難場所運営のための検討 〔 <u>危機管理対策室危機管理 対策部危機管理対策課</u> 〕	近年の被災地における避難場所運営の課題などを踏まえ、令和元 年9月に避難場所運営マニュアルを改訂。また、令和2年6月には新 型コロナウイルス感染症への対応に係る避難所運営マニュアルの補 足事項を作成し、令和2年8月、内閣府・消防庁・厚生労働省等から の関係通知等を踏まえ同補足事項を更新した。 ◆今後も種々の課題を踏まえながら随時見直しを行う。	2 避難場所運営のための検討 〔 <u>危機管理局危機管理部危 機管理課</u> 〕	近年の被災地における避難場所運営の課題などを踏まえ、令和元 年9月に避難場所運営マニュアルを改訂。また、令和2年6月には新 型コロナウイルス感染症への対応に係る避難所運営マニュアルの補 足事項を作成し、令和2年8月 <u>及び令和3年12月に</u> 、内閣府・消防 庁・厚生労働省等からの関係通知等を踏まえ同補足事項を更新した。 ◆今後も種々の課題を踏まえながら随時見直しを行う。	
第5 リ災証明の発行体制の整備		第5 リ災証明の発行体制の整備		P122 字句修正 機構再編に伴う名称 変更
◇対策の現況及び計画		◇対策の現況及び計画		
1 リ災証明(火災)の発 行体制の整備 〔消防局予防部予防課〕	◆大規模災害発生後、消防署による火災原因調査体制を確保する。 ◆ <u>火災調査員</u> と他都市消防からの応援により、火災原因等を調査し、 各消防署予防課等を窓口としてリ災証明(火災)を発行する。	1 リ災証明(火災)の発 行体制の整備 〔消防局予防部予防課〕	◆大規模災害発生後、消防署による火災原因調査体制を確保する。 ◆ <u>消防署</u> と他都市消防からの応援により、火災原因等を調査し、各消 防署予防課等を窓口としてリ災証明(火災)を発行する。	
2 リ災証明(被災住家等)の発 行体制の整備 〔財政局税政部税制課、 <u>危機管 理対策室危機管理対策部危 機管理対策課</u> 〕	◆各市税事務所(災害の規模により各区役所を含む)に発行窓口を設 けることを想定し、他の相談窓口との連携体制を整える。 ◆また、災害時に迅速な業務が行えるよう「リ災証明書マニュアル」 の見直しを随時行うとともに、平時からリ災証明の発行業務につい ての知識を習得するため、税務職員への研修を実施する。	2 リ災証明(被災住家等)の発 行体制の整備 〔財政局税政部税制課、 <u>危機管 理局危機管理部危機管理 課</u> 〕	◆各市税事務所(災害の規模により各区役所を含む)に発行窓口を設 けることを想定し、他の相談窓口との連携体制を整える。 ◆また、災害時に迅速な業務が行えるよう「リ災証明書マニュアル」 の見直しを随時行うとともに、平時からリ災証明の発行業務につい ての知識を習得するため、税務職員への研修を実施する。	

現 行		修正案		備考
第7 帰宅困難者対策		第7 帰宅困難者対策		P124 機構再編に伴う名称 変更
◇対策の現況及び計画		◇対策の現況及び計画		
1 帰宅困難者の安全確保 〔 危機管理対策室危機管理 対策部危機管理対策課 〕	震災発生直後の災害の状況が不明の中で帰宅行動を開始することは危険であることから、企業、学校や大規模集客施設等では、顧客や従業員、学生等の生命を守るため、施設等の安全の確認、宿泊場所の確保、食料の提供等の対応が求められる。 ◆大型商業施設や業務機能が集中している都市再生緊急整備地域については、帰宅困難者を受入れるための一時滞在施設を「札幌駅・大通駅周辺地区都市再生安全確保計画」により整備する。その他の地域については、指定避難所を活用する他、必要に応じて協定等による確保を検討する。 ◆企業・学校等に対して、帰宅困難者の安全確保のための対策を推進するよう啓発を行う。	1 帰宅困難者の安全確保 〔 危機管理局危機管理部危 機管理課 〕	震災発生直後の災害の状況が不明の中で帰宅行動を開始することは危険であることから、企業、学校や大規模集客施設等では、顧客や従業員、学生等の生命を守るため、施設等の安全の確認、宿泊場所の確保、食料の提供等の対応が求められる。 ◆大型商業施設や業務機能が集中している都市再生緊急整備地域については、帰宅困難者を受入れるための一時滞在施設を「札幌駅・大通駅周辺地区都市再生安全確保計画」により整備する。その他の地域については、指定避難所を活用する他、必要に応じて協定等による確保を検討する。 ◆企業・学校等に対して、帰宅困難者の安全確保のための対策を推進するよう啓発を行う。	
2 情報収集体制の整備 〔 危機管理対策室危機管理 対策部危機管理対策課 〕	帰宅困難者が安心して行動するためには、災害用伝言ダイヤル171などを活用した家族の安否確認、交通機関の運行状況、道路の被災状況などの情報が必要である。 ◆関係機関と連携を図りながら情報収集体制の構築に努める。	2 情報収集体制の整備 〔 危機管理局危機管理部危 機管理課 〕	帰宅困難者が安心して行動するためには、災害用伝言ダイヤル171などを活用した家族の安否確認、交通機関の運行状況、道路の被災状況などの情報が必要である。 ◆関係機関と連携を図りながら情報収集体制の構築に努める。	
3 徒歩帰宅者への支援 〔 危機管理対策室危機管理 対策部危機管理対策課 〕	北海道では、徒歩で帰宅する人々を支援するため、コンビニエンスストアなどと「災害時帰宅支援ステーション」（帰宅困難者への水道水、トイレの提供、道路情報などの情報提供等を実施）の設置に係る協定を締結している。 ◆災害時帰宅支援ステーションへの情報提供体制等について検討する。 ◆帰宅支援について、ガソリンスタンド等との協力体制について検討する。	3 徒歩帰宅者への支援 〔 危機管理局危機管理部危 機管理課 〕	北海道では、徒歩で帰宅する人々を支援するため、コンビニエンスストアなどと「災害時帰宅支援ステーション」（帰宅困難者への水道水、トイレの提供、道路情報などの情報提供等を実施）の設置に係る協定を締結している。 ◆災害時帰宅支援ステーションへの情報提供体制等について検討する。 ◆帰宅支援について、ガソリンスタンド等との協力体制について検討する。	
4 市民への啓発活動の実施 〔 危機管理対策室危機管理 対策部危機管理対策課 〕	◆外出時に被災した場合に備えて、 ○徒歩による帰宅経路の確認 ○徒歩帰宅に必要な装備の用意 ○災害用伝言ダイヤルなど家族との連絡手段の確保などの必要性について啓発に努める。	4 市民への啓発活動の実施 〔 危機管理局危機管理部危 機管理課 〕	◆外出時に被災した場合に備えて、 ○徒歩による帰宅経路の確認 ○徒歩帰宅に必要な装備の用意 ○災害用伝言ダイヤルなど家族との連絡手段の確保などの必要性について啓発に努める。	

現 行	修正案	備考																																
第8 感染症の自宅療養者等支援 ◇課題及び方針 (略) 札幌市は、保健所及び危機管理対策室の連携の下、自宅療養者等の避難について、対応方法をあらかじめ定めるものとする。 ◇対策の現況及び計画 <table><tr><td>1 感染症の自宅療養者等支援 〔保健福祉局保健所医療対策室業務調整課、危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課〕</td><td>◆<u>自宅療養者等には事前に案内文書等を送付し、避難が必要となった場合は、保健所に連絡をするよう周知する。保健所は自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討を行う。</u> ◆また、自宅療養者等が指定避難所に避難せざる得ない場合に備え、避難所運営マニュアルにその対応方法を明記する。</td></tr></table> 第11節 地区防災計画 <table><tr><th colspan="4">〔施策の体系〕</th></tr><tr><th>この節の対策</th><th>施策の体系</th><th>所管課</th><th>関係機関・団体</th></tr><tr><td>第1 地区防災計画の推進</td><td>1 共助による防災活動推進</td><td>危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課、各区市民部総務企画課</td><td>自主防災組織(町内会等)</td></tr></table> 第1 地区防災計画の推進 ◇対策の現況及び計画 <table><tr><td>1 地区防災計画作成支援 〔危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課、各区市民部総務企画課〕</td><td>モデル地区を選定し、ワークショップ等を通じて地域の防災意識の醸成を図りながら、地区の意向や特性などを踏まえた地区防災計画案作成等の段階的な支援に取り組んでいる。</td></tr></table>	1 感染症の自宅療養者等支援 〔保健福祉局保健所医療対策室業務調整課、 危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課 〕	◆ <u>自宅療養者等には事前に案内文書等を送付し、避難が必要となった場合は、保健所に連絡をするよう周知する。保健所は自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討を行う。</u> ◆また、自宅療養者等が指定避難所に避難せざる得ない場合に備え、避難所運営マニュアルにその対応方法を明記する。	〔施策の体系〕				この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体	第1 地区防災計画の推進	1 共助による防災活動推進	危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課 、各区市民部総務企画課	自主防災組織(町内会等)	1 地区防災計画作成支援 〔 危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課 、各区市民部総務企画課〕	モデル地区を選定し、ワークショップ等を通じて地域の防災意識の醸成を図りながら、地区の意向や特性などを踏まえた地区防災計画案作成等の段階的な支援に取り組んでいる。	第8 感染症の自宅療養者等支援 ◇課題及び方針 (略) 札幌市は、保健所及び危機管理局の連携の下、自宅療養者等の避難について、対応方法をあらかじめ定めるものとする。 ◇対策の現況及び計画 <table><tr><td>1 感染症の自宅療養者等支援 〔保健福祉局保健所医療対策室業務調整課、危機管理局危機管理部危機管理課〕</td><td>◆<u>自宅療養者等には、事前に療養中に必要な情報を案内するホームページ等への誘導を行い、災害時における円滑かつ迅速な避難に向けて、自宅内で安全が確保できる場合は屋内で安全確保し、自宅にとどまることが危険と判断した場合は感染症対策を行ったうえで最寄りの避難所へ避難するよう周知する。</u> ◆また、自宅療養者等が指定避難所に避難せざる得ない場合に備え、避難所運営マニュアルにその対応方法を明記する。</td></tr></table> 第11節 地区防災計画 <table><tr><th colspan="4">〔施策の体系〕</th></tr><tr><th>この節の対策</th><th>施策の体系</th><th>所管課</th><th>関係機関・団体</th></tr><tr><td>第1 地区防災計画の推進</td><td>1 共助による防災活動推進</td><td>危機管理局危機管理部危機管理課、各区市民部総務企画課</td><td>自主防災組織(町内会等)</td></tr></table> 第1 地区防災計画の推進 ◇対策の現況及び計画 <table><tr><td>1 地区防災計画作成支援 〔危機管理局危機管理部危機管理課、各区市民部総務企画課〕</td><td>モデル地区を選定し、ワークショップ等を通じて地域の防災意識の醸成を図りながら、地区の意向や特性などを踏まえた地区防災計画案作成等の段階的な支援に取り組んでいる。</td></tr></table>	1 感染症の自宅療養者等支援 〔保健福祉局保健所医療対策室業務調整課、 危機管理局危機管理部危機管理課 〕	◆ <u>自宅療養者等には、事前に療養中に必要な情報を案内するホームページ等への誘導を行い、災害時における円滑かつ迅速な避難に向けて、自宅内で安全が確保できる場合は屋内で安全確保し、自宅にとどまることが危険と判断した場合は感染症対策を行ったうえで最寄りの避難所へ避難するよう周知する。</u> ◆また、自宅療養者等が指定避難所に避難せざる得ない場合に備え、避難所運営マニュアルにその対応方法を明記する。	〔施策の体系〕				この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体	第1 地区防災計画の推進	1 共助による防災活動推進	危機管理局危機管理部危機管理課 、各区市民部総務企画課	自主防災組織(町内会等)	1 地区防災計画作成支援 〔 危機管理局危機管理部危機管理課 、各区市民部総務企画課〕	モデル地区を選定し、ワークショップ等を通じて地域の防災意識の醸成を図りながら、地区の意向や特性などを踏まえた地区防災計画案作成等の段階的な支援に取り組んでいる。	P125 機構再編に伴う名称変更及び取扱い変更に伴う文言修正 P126 機構再編に伴う名称変更
1 感染症の自宅療養者等支援 〔保健福祉局保健所医療対策室業務調整課、 危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課 〕	◆ <u>自宅療養者等には事前に案内文書等を送付し、避難が必要となった場合は、保健所に連絡をするよう周知する。保健所は自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討を行う。</u> ◆また、自宅療養者等が指定避難所に避難せざる得ない場合に備え、避難所運営マニュアルにその対応方法を明記する。																																	
〔施策の体系〕																																		
この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体																															
第1 地区防災計画の推進	1 共助による防災活動推進	危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課 、各区市民部総務企画課	自主防災組織(町内会等)																															
1 地区防災計画作成支援 〔 危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課 、各区市民部総務企画課〕	モデル地区を選定し、ワークショップ等を通じて地域の防災意識の醸成を図りながら、地区の意向や特性などを踏まえた地区防災計画案作成等の段階的な支援に取り組んでいる。																																	
1 感染症の自宅療養者等支援 〔保健福祉局保健所医療対策室業務調整課、 危機管理局危機管理部危機管理課 〕	◆ <u>自宅療養者等には、事前に療養中に必要な情報を案内するホームページ等への誘導を行い、災害時における円滑かつ迅速な避難に向けて、自宅内で安全が確保できる場合は屋内で安全確保し、自宅にとどまることが危険と判断した場合は感染症対策を行ったうえで最寄りの避難所へ避難するよう周知する。</u> ◆また、自宅療養者等が指定避難所に避難せざる得ない場合に備え、避難所運営マニュアルにその対応方法を明記する。																																	
〔施策の体系〕																																		
この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体																															
第1 地区防災計画の推進	1 共助による防災活動推進	危機管理局危機管理部危機管理課 、各区市民部総務企画課	自主防災組織(町内会等)																															
1 地区防災計画作成支援 〔 危機管理局危機管理部危機管理課 、各区市民部総務企画課〕	モデル地区を選定し、ワークショップ等を通じて地域の防災意識の醸成を図りながら、地区の意向や特性などを踏まえた地区防災計画案作成等の段階的な支援に取り組んでいる。																																	

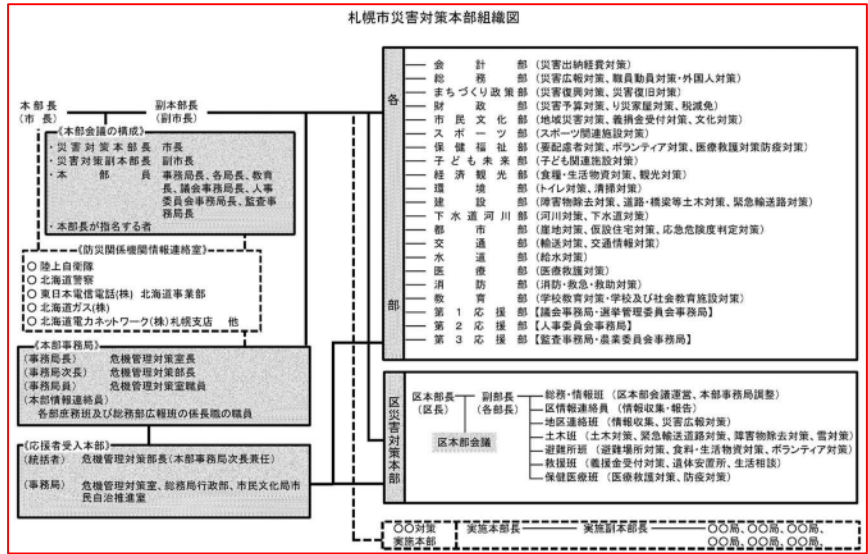
現 行

第3章 災害応急対策計画

第2節 災害に強い組織・ひとづくり

第1 災害対策本部等の設置・廃止

【業務マニュアル等】 災害対策本部の設置・運営等シナリオ



第2 職員の動員・配備

【札幌市の配備体制】

配備の種類	配備基準	配備職員	活動内容
警戒配備	市域で震度4の地震が発生したとき	危機管理対策室・総務局・保健福祉局・建設局・下水道河川局・都市局・交通局・水道局・消防局・区	①災害情報の収集及び伝達 ②防災関係機関との連絡調整 ③災害危険地への警戒巡視 ④災害応急対策 ⑤本部体制への移行準備

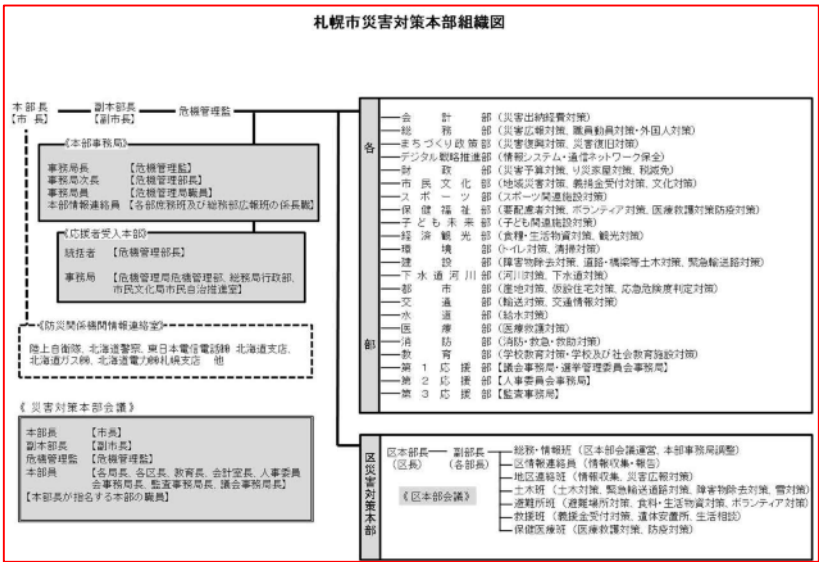
修正案

第3章 災害応急対策計画

第2節 災害に強い組織・ひとづくり

第1 災害対策本部等の設置・廃止

(削除)



第2 職員の動員・配備

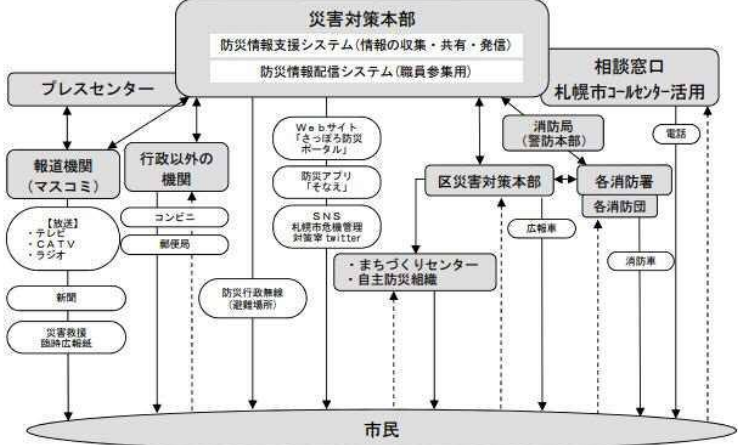
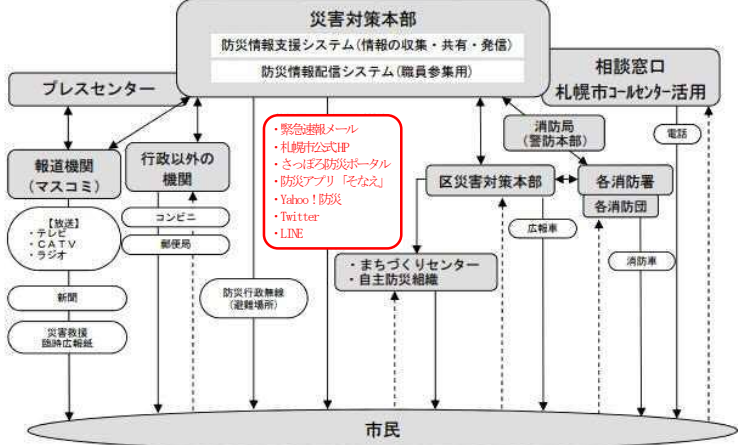
【札幌市の配備体制】

配備の種類	配備基準	配備職員	活動内容
警戒配備	市域で震度4の地震が発生したとき	危機管理局・総務局・デジタル戦略推進局・保健福祉局・建設局・下水道河川局・都市局・交通局・水道局・消防局・区	①災害情報の収集及び伝達 ②防災関係機関との連絡調整 ③災害危険地への警戒巡視 ④災害応急対策 ⑤本部体制への移行準備

P133
第1章第5節（地震被害の想定）と重複しているため削除

P134
図の修正

P135
機構再編に伴う追加及び名称変更

現 行	修正案	備考
第3節 災害情報の収集・共有・伝達、広報・広聴 第1 情報の収集・共有・伝達 ・ 1 情報収集・共有・伝達経路の明確化 【情報収集・共有・伝達経路の明確化】  <u>【業務マニュアル等】 防災情報の提供シナリオ</u> ・ 2 災害の報告 <u>【業務マニュアル等】</u> 火災・災害等即報要領(消防庁)、災害情報等報告取扱要領(北海道)、札幌市防災行政無線局の設置に関する協定、<u>防災情報の提供シナリオ</u> 第2 災害時広報活動 1 市民への災害広報の充実 <u>【業務マニュアル等】 防災情報の提供シナリオ</u> 2 広報内容と手段 <u>【業務マニュアル等】</u> 災害時における非常放送に関する協定(コミュニティ放送局)、<u>防災情報の提供シナリオ</u> 第3 災害時広聴活動 <u>【業務マニュアル等】 防災情報の提供シナリオ</u>	第3節 災害情報の収集・共有・伝達、広報・広聴 第1 情報の収集・共有・伝達 ・ 1 情報収集・共有・伝達経路の明確化 【情報収集・共有・伝達経路の明確化】  (削除) ・ 2 災害の報告 <u>【業務マニュアル等】</u> 火災・災害等即報要領(消防庁)、災害情報等報告取扱要領(北海道)、札幌市防災行政無線局の設置に関する協定 <u>(削除)</u> 第2 災害時広報活動 1 市民への災害広報の充実 <u>(削除)</u> 2 広報内容と手段 <u>【業務マニュアル等】</u> 災害時における非常放送に関する協定(コミュニティ放送局) <u>(削除)</u> 第3 災害時広聴活動 <u>(削除)</u>	P139 文言整理 P141 と重複している ため削除 P140 P141 と重複している ため削除 P141 同ページと重複して いるため削除 P144、P146 P141 と重複している ため削除 P147 P141 と重複している ため削除

現 行					修正案					備考
第4節 応援派遣要請					第4節 応援派遣要請					P156 協定名称・締結先追加に伴う修正
第5 応援協定に基づく要請					第5 応援協定に基づく要請					
交通	<u>災害等の発生時における 応急・復旧活動の支援に 関する協定</u>	特定非営利活動 法人ポロクル	避難場所等への自転車の無 償貸出	本部事務局	交通	<u>災害時におけるシェアサ イクルの利用等に関する 協定書</u>	特定非営利活動 法人ポロクル、株 式会社ドコモ・バ イクシェア	避難場所等への自転車の無 償貸出	本部事務局	
<u>(追加)</u>										
										P158 協定締結に伴う修正
物資	<u>災害時における資機材の 供給に関する協定</u>				物資	<u>災害時における資機材の 供給に関する協定</u>	<u>三和物流サービ ス株式会社</u>	<u>災害時における資機材の供 給</u>	本部事務局	
										P162 要請担当部見直しに よる修正
環境	札幌圏震災等廃棄物処理 に係る相互支援協定	<u>道内8市町村</u>	災害時の廃棄物処理に関す る相互支援	環境部庶務 班	環境	札幌圏震災等廃棄物処理 に係る相互支援協定	<u>道内13市町村及 び一部事務組合</u>	災害時の廃棄物処理に関す る相互支援	環境部庶務 班	
環境	災害時における家庭系一 般廃棄物等の収集運搬に 関する協定	家庭ごみ収集の 委託業者8社及 び札幌環境維持 管理協会の9団 体	大規模災害が発生した場合 における家庭系一般廃棄物 等の円滑な収集運搬	<u>環境部施設 班</u>	環境	災害時における家庭系一 般廃棄物等の収集運搬に 関する協定	家庭ごみ収集の 委託業者8社及 び札幌環境維持 管理協会の9団 体	大規模災害が発生した場合 における家庭系一般廃棄物 等の円滑な収集運搬	<u>環境部清掃 班</u>	
<u>(追加)</u>										P164 協定締結に伴う修正

現 行	修正案	備考
第6節 応急医療・救護 第1 応急救護体制 【業務マニュアル等】 札幌市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定（（一社）札幌市医師会、（一社）札幌歯科医師会、（一社）札幌薬剤師会）、<u>医療・環境・衛生対策シナリオ</u> 第2 医薬品・医療資器材・血液等の確保 【業務マニュアル等】 札幌市災害医療救護活動計画、札幌市地域防災計画に基づく災害時における医薬品等の供給等に関する協定（（一社）北海道医薬品卸商業協会）、<u>医療・環境・衛生対策シナリオ</u> 第3 避難所等における保健医療活動 【業務マニュアル等】 札幌市災害医療救護活動計画、<u>医療・環境・衛生対策シナリオ</u> 第7節 避難 この節の対策で想定される事態と課題 （略） ○要配慮者、女性、子ども、<u>性的マイノリティ</u>等、多様なニーズへの配慮が可能となるよう、相談窓口の設置や女性に<u>配慮した</u>避難場所環境の改善及び確保などが必要となる。 （略） また、必要に応じ、一般の滞在スペースでの避難生活が困難であったり、配慮が必要であったりする方（要配慮者、女性、子ども、<u>性的マイノリティ</u>等）の使用を想定した避難スペース、家庭動物のためのスペースの確保等に努めるものとする。 第2 避難所の運営 【業務マニュアル等】 避難所運営マニュアル、<u>避難場所対策シナリオ</u>	第6節 応急医療・救護 第1 応急救護体制 【業務マニュアル等】 札幌市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定（（一社）札幌市医師会、（一社）札幌歯科医師会、（一社）札幌薬剤師会）<u>（削除）</u> 第2 医薬品・医療資器材・血液等の確保 【業務マニュアル等】 札幌市災害医療救護活動計画、札幌市地域防災計画に基づく災害時における医薬品等の供給等に関する協定（（一社）北海道医薬品卸商業協会）<u>（削除）</u> 第3 避難所等における保健医療活動 【業務マニュアル等】 札幌市災害医療救護活動計画 <u>（削除）</u> 第7節 避難 この節の対策で想定される事態と課題 （略） ○要配慮者、女性、子ども、<u>性的マイノリティの方</u>等、多様なニーズへの配慮が可能となるよう、相談窓口の設置や女性に<u>の視点を取り入れた</u>避難場所環境の改善及び確保などが必要となる。 （略） また、必要に応じ、一般の滞在スペースでの避難生活が困難であったり、配慮が必要であったりする方（要配慮者、女性、子ども、<u>性的マイノリティの方</u>等）の使用を想定した避難スペース、家庭動物のためのスペースの確保等に努めるものとする。 第2 避難所の運営 【業務マニュアル等】 避難所運営マニュアル <u>（削除）</u>	P170 P172 と重複しているため削除 P171 P172 と重複しているため削除 P172 同ページと重複しているため削除 P172 字句修正 P177 字句修正 P178 同ページと重複しているため削除

現 行	修正案	備考
第4 感染症の自宅療養者等への対応 <u>避難所における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、自宅外への避難が必要な自宅療養者等については原則として、宿泊療養施設等を避難先とし、保健所は必要に応じ、搬送車による搬送を行う。</u> <u>差し迫った事情により、指定避難所への避難を行う場合は、避難所運営マニュアルに基づき、避難所における感染対策を実施したうえで、避難所内で自宅療養者等の隔離措置を行う。</u> <u>【自宅療養者等から保健所に連絡が入った際の対応】</u> <pre>graph LR; A[自宅療養者等] -- "避難が必要な旨、連絡" --> B[保健所]; B -- "搬送" --> C[宿泊療養施設等]; B -- "一時受入れに関する指示" --> D[区災害対策本部 避難所]; B -- "原則、宿泊療養施設等に搬送する旨、伝達" --> A; B -- "差し迫った危険性がある場合は、避難所への一時避難を指示" --> A;</pre> <u>【避難所に来た自宅療養者等への対応】</u> <pre>graph LR; A[避難所
(自宅療養者等)] -- "自宅療養者が来た旨、連絡" --> B[保健所]; B -- "搬送" --> C[宿泊療養施設等]; B -- "一時受入れに関する指示" --> A;</pre>	第4 感染症の自宅療養者等への対応 <u>自宅療養者等が、自宅にとどまることが危険と判断し指定避難所へ避難した場合は、避難所内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、避難所運営マニュアルに基づき感染対策を実施したうえで、避難所内に設置する感染症室にて受入れを行う。</u> <u>保健所は区災害対策本部（保健医療班本部）と連携し、体調悪化時などの医薬品等の手配のほか、医療従事者による健康観察や治療等が必要な患者のトリアージを行ったうえで、医療機関への入院や宿泊療養施設等への入所を調整し、搬送車により避難場所から搬送を行う。</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	P180 取扱い変更に伴う文言修正 P180 取扱い変更に伴う文言修正

現 行	修正案	備考																																																																		
第9節 生活救援 第1 飲料水や生活用水の供給 【水の確保状況】 <table><tr><td>緊急貯水槽</td><td>42か所</td><td>6,500m³</td><td>約72万人分(3リットル/人日、3日間)</td></tr><tr><td>緊急時給水管路</td><td>2か所</td><td>1,950m³</td><td>約22万人分(3リットル/人日、3日間)</td></tr><tr><td>緊急遮断弁付配水池</td><td>19か所</td><td>96,400m³</td><td>約69万人分(20リットル/人日、7日間)</td></tr><tr><td>白川第3送水管</td><td>4か所</td><td>26,900m³</td><td>約19万人分(20リットル/人日、7日間)</td></tr><tr><td colspan="4">(令和2年度末時点)</td></tr><tr><td>災害応急用協力井戸</td><td>500か所</td><td>(生活用水)</td><td>(令和3年3月末時点)</td></tr></table> 【業務マニュアル等】 地震災害対策マニュアル、受援マニュアル、<u>大都市水道局「災害相互応援に関する覚書及び同実施細目」、(公社)日本水道協会北海道地方支部「災害時相互応援に関する協定」、(一財)さっぽろ水道サービス協会「災害時等における水道の応急活動の応援に関する協定書」、札幌市管工事業協同組合「災害時等における水道の応急活動の応援に関する協定書」、札幌環境維持管理協会「災害時等における水道の応急給水活動の応援に関する協定書」、札幌市水道メーター検針委託事業者「災害時等における水道の応急給水活動等の応援に関する協定書」、札幌市業務継続計画(地震災害対策編)に基づく行動手順シート「災害応急井戸の情報提供等に関すること、災害応急井戸の確保に関すること」</u> 第2 応急救援備蓄物資の供給 【業務マニュアル等】 (略)、<u>緊急生活物資対策シナリオ</u> 第3 応急救援物資等の受入れ・供給 【業務マニュアル等】 <u>緊急生活物資対策シナリオ</u> 第10節 建物の応急対策 第1 建物の応急危険度判定 <table><tr><th colspan="3">この節の対策を担当する機関</th></tr><tr><th>この節の対策</th><th>主管部班</th><th>関係機関・団体</th></tr><tr><td>第1 建物の応急危険度判定</td><td>都市部建築指導班</td><td>北海道、北海道震災建築物応急危険度判定石狩地区協議会</td></tr></table>	緊急貯水槽	42か所	6,500m ³	約72万人分(3リットル/人日、3日間)	緊急時給水管路	2か所	1,950m ³	約22万人分(3リットル/人日、3日間)	緊急遮断弁付配水池	19か所	96,400m ³	約69万人分(20リットル/人日、7日間)	白川第3送水管	4か所	26,900m ³	約19万人分(20リットル/人日、7日間)	(令和2年度末時点)				災害応急用協力井戸	500か所	(生活用水)	(令和3年3月末時点)	この節の対策を担当する機関			この節の対策	主管部班	関係機関・団体	第1 建物の応急危険度判定	都市部建築指導班	北海道、北海道震災建築物応急危険度判定石狩地区協議会	第9節 生活救援 第1 飲料水や生活用水の供給 【水の確保状況】 <table><tr><td>緊急貯水槽</td><td>42か所</td><td>6,500m³</td><td>約72万人分(3リットル/人日、3日間)</td></tr><tr><td>緊急時給水管路</td><td>2か所</td><td>1,950m³</td><td>約22万人分(3リットル/人日、3日間)</td></tr><tr><td>緊急遮断弁付配水池</td><td>19か所</td><td>96,400m³</td><td>約69万人分(20リットル/人日、7日間)</td></tr><tr><td>白川第3送水管</td><td>4か所</td><td>26,900m³</td><td>約19万人分(20リットル/人日、7日間)</td></tr><tr><td colspan="4">(令和3年度末時点)</td></tr><tr><td>災害応急用協力井戸</td><td>493か所</td><td>(生活用水)</td><td>(令和4年3月末時点)</td></tr></table> 【業務マニュアル等】 地震災害対策マニュアル、受援マニュアル、<u>各種災害協定(札幌市水道局)</u>、札幌市業務継続計画(地震災害対策編)に基づく行動手順シート「災害応急井戸の情報提供等に関すること、災害応急井戸の確保に関すること」 第2 応急救援備蓄物資の供給 【業務マニュアル等】 (略) <u>(削除)</u> 第3 応急救援物資等の受入れ・供給 <u>(削除)</u> 第10節 建物の応急対策 第1 建物の応急危険度判定 <table><tr><th colspan="3">この節の対策を担当する機関</th></tr><tr><th>この節の対策</th><th>主管部班</th><th>関係機関・団体</th></tr><tr><td>第1 建物の応急危険度判定</td><td>都市部建築指導班</td><td>北海道、北海道震災建築物応急危険度判定石狩地区協議会、<u>(一社)北海道建築士会札幌支部</u></td></tr></table>	緊急貯水槽	42か所	6,500m ³	約72万人分(3リットル/人日、3日間)	緊急時給水管路	2か所	1,950m ³	約22万人分(3リットル/人日、3日間)	緊急遮断弁付配水池	19か所	96,400m ³	約69万人分(20リットル/人日、7日間)	白川第3送水管	4か所	26,900m ³	約19万人分(20リットル/人日、7日間)	(令和3年度末時点)				災害応急用協力井戸	493か所	(生活用水)	(令和4年3月末時点)	この節の対策を担当する機関			この節の対策	主管部班	関係機関・団体	第1 建物の応急危険度判定	都市部建築指導班	北海道、北海道震災建築物応急危険度判定石狩地区協議会、 <u>(一社)北海道建築士会札幌支部</u>	P185 時点修正 P186 字句修正 P188 同ページと重複しているため削除 同上 P189 関係機関の追加
緊急貯水槽	42か所	6,500m ³	約72万人分(3リットル/人日、3日間)																																																																	
緊急時給水管路	2か所	1,950m ³	約22万人分(3リットル/人日、3日間)																																																																	
緊急遮断弁付配水池	19か所	96,400m ³	約69万人分(20リットル/人日、7日間)																																																																	
白川第3送水管	4か所	26,900m ³	約19万人分(20リットル/人日、7日間)																																																																	
(令和2年度末時点)																																																																				
災害応急用協力井戸	500か所	(生活用水)	(令和3年3月末時点)																																																																	
この節の対策を担当する機関																																																																				
この節の対策	主管部班	関係機関・団体																																																																		
第1 建物の応急危険度判定	都市部建築指導班	北海道、北海道震災建築物応急危険度判定石狩地区協議会																																																																		
緊急貯水槽	42か所	6,500m ³	約72万人分(3リットル/人日、3日間)																																																																	
緊急時給水管路	2か所	1,950m ³	約22万人分(3リットル/人日、3日間)																																																																	
緊急遮断弁付配水池	19か所	96,400m ³	約69万人分(20リットル/人日、7日間)																																																																	
白川第3送水管	4か所	26,900m ³	約19万人分(20リットル/人日、7日間)																																																																	
(令和3年度末時点)																																																																				
災害応急用協力井戸	493か所	(生活用水)	(令和4年3月末時点)																																																																	
この節の対策を担当する機関																																																																				
この節の対策	主管部班	関係機関・団体																																																																		
第1 建物の応急危険度判定	都市部建築指導班	北海道、北海道震災建築物応急危険度判定石狩地区協議会、 <u>(一社)北海道建築士会札幌支部</u>																																																																		

現 行	修正案	備考																		
【札幌市の対策】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害の流れ</th><th>対策の目標</th><th>主な対策</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震発生 ↓ 24 時間 ↓ 7 日</td><td> - 被害情報を収集し、判定体制を確立する。 </td><td> - 判定資機材を準備し、実施計画を策定する。 - 応急危険度判定士を確保する。<u>(北海道へ派遣を要請するとともに、札幌市災害ボランティアセンターと調整を行う)</u>。 - 被害状況、避難状況、ライフライン情報など収集する。 </td></tr> <tr> <td></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> 【業務マニュアル等】 都市局防災マニュアル、<u>応急危険度判定シナリオ</u> 第2 応急仮設住宅の設置・公営住宅の確保・住宅の応急修理 【業務マニュアル等】 都市局防災マニュアル、<u>住宅対策シナリオ</u> 第3 避難場所の応急修理 【業務マニュアル等】 都市局防災マニュアル、建築部防災業務マニュアル、災害時における市有施設の応急被害調査に関する協定、災害時における市有施設の応急修理等に関する協定、<u>市有建物対策シナリオ</u> 第11節 公共施設の応急対策 第1 道路対策 【業務マニュアル等】 建設局防災対応マニュアル、<u>道路対策シナリオ</u>、<u>積雪・除雪対策シナリオ</u>	災害の流れ	対策の目標	主な対策	地震発生 ↓ 24 時間 ↓ 7 日	被害情報を収集し、判定体制を確立する。	- 判定資機材を準備し、実施計画を策定する。 - 応急危険度判定士を確保する。<u>(北海道へ派遣を要請するとともに、札幌市災害ボランティアセンターと調整を行う)</u>。 - 被害状況、避難状況、ライフライン情報など収集する。		(略)	(略)	【札幌市の対策】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害の流れ</th><th>対策の目標</th><th>主な対策</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震発生 ↓ 24 時間 ↓ 7 日</td><td> - 被害情報を収集し、判定体制を確立する。 </td><td> - 判定資機材を準備し、実施計画を策定する。 - 応急危険度判定士を確保する。<u>(北海道、石狩振興局、北海道建築士会札幌支部と派遣要請に関し調整を行う)</u>。 - 被害状況、避難状況、ライフライン情報など収集する。 </td></tr> <tr> <td></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> 【業務マニュアル等】 都市局防災マニュアル、<u>建築指導部防災業務マニュアル</u> 第2 応急仮設住宅の設置・公営住宅の確保・住宅の応急修理 【業務マニュアル等】 都市局防災マニュアル、<u>住宅課防災マニュアル</u> 第3 避難場所の応急修理 【業務マニュアル等】 都市局防災マニュアル、建築部防災業務マニュアル、災害時における市有施設の応急被害調査に関する協定、災害時における市有施設の応急修理等に関する協定 <u>(削除)</u> 第11節 公共施設の応急対策 第1 道路対策 【業務マニュアル等】 建設局防災対応マニュアル <u>(削除)</u>	災害の流れ	対策の目標	主な対策	地震発生 ↓ 24 時間 ↓ 7 日	被害情報を収集し、判定体制を確立する。	- 判定資機材を準備し、実施計画を策定する。 - 応急危険度判定士を確保する。<u>(北海道、石狩振興局、北海道建築士会札幌支部と派遣要請に関し調整を行う)</u>。 - 被害状況、避難状況、ライフライン情報など収集する。		(略)	(略)	P191 関係機関の調整先の修正 マニュアル掲載による修正 P192 マニュアル掲載による修正 P193 同ページと重複しているため削除 P195 同ページと重複及び地域防災計画（雪害対策編）見直しのため削除
災害の流れ	対策の目標	主な対策																		
地震発生 ↓ 24 時間 ↓ 7 日	被害情報を収集し、判定体制を確立する。	- 判定資機材を準備し、実施計画を策定する。 - 応急危険度判定士を確保する。<u>(北海道へ派遣を要請するとともに、札幌市災害ボランティアセンターと調整を行う)</u>。 - 被害状況、避難状況、ライフライン情報など収集する。																		
	(略)	(略)																		
災害の流れ	対策の目標	主な対策																		
地震発生 ↓ 24 時間 ↓ 7 日	被害情報を収集し、判定体制を確立する。	- 判定資機材を準備し、実施計画を策定する。 - 応急危険度判定士を確保する。<u>(北海道、石狩振興局、北海道建築士会札幌支部と派遣要請に関し調整を行う)</u>。 - 被害状況、避難状況、ライフライン情報など収集する。																		
	(略)	(略)																		

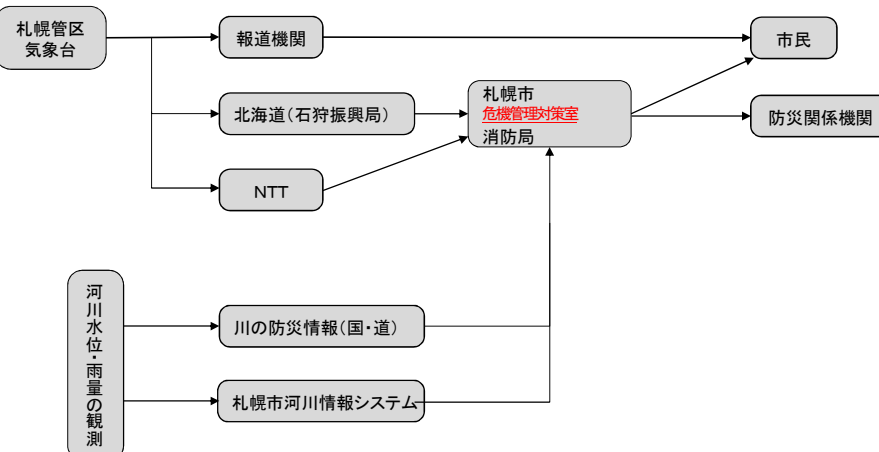
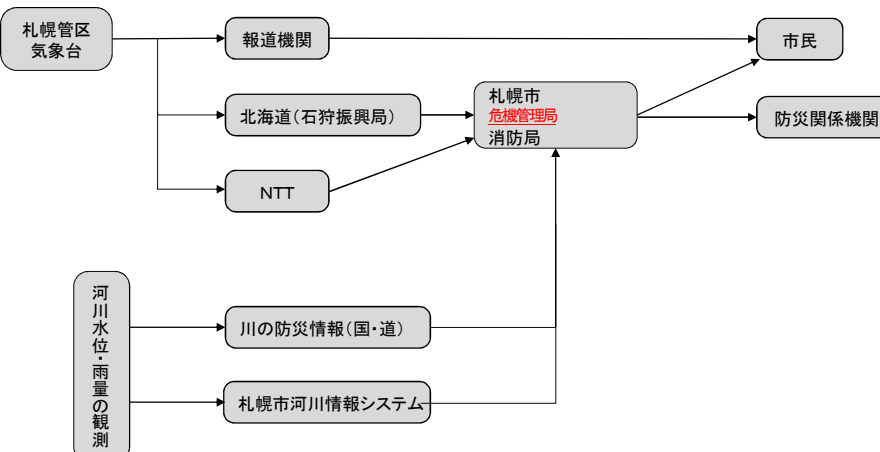
現 行	修正案	備考
第2 河川対策 【業務マニュアル等】 河川災害対応行動マニュアル、 <u>河川対策(札幌開発建設部)シナリオ、河川対策シナリオ</u>	第2 河川対策 【業務マニュアル等】 河川災害対応行動マニュアル <u>(削除)</u>	P196 同ページと重複しているため削除
第3 崖崩れ対策 地震が発生し、崖崩れ等が発生した場合、余震や地震後の大雨による二次災害防止のため、市民等から被害情報の収集を行い、被害状況の調査や危険箇所のパトロールを実施した上で、被災宅地危険度判定を実施する。 【業務マニュアル等】 宅地防災マニュアル、 <u>崖崩れ対策シナリオ</u>	第3 崖崩れ対策 地震が発生し、崖崩れ等が発生した場合、余震や地震後の大雨による二次災害防止のため、市民等から被害情報の収集を行い、被害状況の調査や危険箇所のパトロールを実施した上で、 <u>宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合には</u> 、被災宅地危険度判定を実施する。 【業務マニュアル等】 宅地防災マニュアル <u>(削除)</u>	被災宅地危険度判定の実施条件を追加 同ページと重複しているため削除
第12節 ライフラインの応急対策	第12節 ライフラインの応急対策	P198
第1 上水道施設の対策 【業務マニュアル等】 札幌市水道局地震災害対策マニュアル、札幌市水道局受援マニュアル、 <u>大都市水道局「災害相互応援に関する覚書及び同実施細目」、(公社)日本水道協会北海道地方支部「災害時相互応援に関する協定」、(一財)さっぽろ水道サービス協会「災害時等における水道の応急活動の応援に関する協定書」、札幌市管工事業協同組合「災害時等における水道の応急活動の応援に関する協定書」</u>	第1 上水道施設の対策 【業務マニュアル等】 札幌市水道局地震災害対策マニュアル、札幌市水道局受援マニュアル、 <u>各種災害協定(札幌市水道局)</u>	字句修正
第3 電力施設の対策 【業務マニュアル等】 防災業務計画、 <u>電力供給シナリオ</u>	第3 電力施設の対策 【業務マニュアル等】 防災業務計画 <u>(削除)</u>	P200 同ページと重複しているため削除
第4 都市ガス施設の対策 【業務マニュアル等】 地震等非常災害対策要領(北海道ガス(株))、 <u>都市ガス対策シナリオ</u>	第4 都市ガス施設の対策 【業務マニュアル等】 地震等非常災害対策要領(北海道ガス(株)) <u>(削除)</u>	P201 同ページと重複しているため削除
第6 電話施設の対策 【業務マニュアル等】 防災業務計画、 <u>通信サービスの確保(東日本電信電話(株))シナリオ</u> 【業務マニュアル等】 KDDI防災業務計画、 <u>通信サービスの確保(KDDI)シナリオ</u> 【業務マニュアル等】 ソフトバンク防災業務計画、 <u>災害応急対策(ソフトバンク)シナリオ</u>	第6 電話施設の対策 【業務マニュアル等】 防災業務計画 <u>(削除)</u> 【業務マニュアル等】 KDDI防災業務計画 <u>(削除)</u> 【業務マニュアル等】 ソフトバンク防災業務計画 <u>(削除)</u>	P203～P205 同ページと重複しているため削除

現 行	修正案	備考
第7 移動通信施設の対策 【業務マニュアル等】 防災業務計画、 <u>通信サービスの確保(株)NTTドコモ</u> シナリオ KDDI防災業務計画、 <u>通信サービスの確保(KDDI)</u> シナリオ ソフトバンク防災業務計画、 <u>災害応急対策(ソフトバンク)</u> シナリオ	第7 移動通信施設の対策 【業務マニュアル等】 防災業務計画 <u>(削除)</u> KDDI防災業務計画 <u>(削除)</u> ソフトバンク防災業務計画 <u>(削除)</u>	P206 P203～P205 と重複しているため 削除
第8 市営交通施設の対策 【業務マニュアル等】 札幌市交通局事故・災害対策本部設置規程、高速電車地震対策要領、非常事態発生時の取扱(路面電車)、地震発生時の取扱(路面電車)、 <u>公営交通対策シナリオ</u>	第8 市営交通施設の対策 【業務マニュアル等】 札幌市交通局事故・災害対策本部設置規程、高速電車地震対策要領、非常事態発生時の取扱(路面電車)、地震発生時の取扱(路面電車) <u>(削除)</u>	P207 同ページと重複しているため削除
第9 鉄道施設の対策 【業務マニュアル等】 自動参集マニュアル、異常時運転取扱マニュアル、異常時対応マニュアル(駅)、 <u>JR 鉄道対策シナリオ</u>	第9 鉄道施設の対策 【業務マニュアル等】 自動参集マニュアル、異常時運転取扱マニュアル、異常時対応マニュアル(駅) <u>(削除)</u>	同ページと重複しているため削除
第13節 遺体の処理・埋葬	第13節 遺体の処理・埋葬	
第2 遺体の火葬・埋葬 【業務マニュアル等】 災害時における死体火葬許可の特例措置実施要領、災害時火葬マニュアル、災害時の遺体搬送等に関する協定((一社)全国霊柩自動車協会)、 <u>遺体処理対策(火葬許可)シナリオ</u> 、 <u>遺体火葬シナリオ</u> 、 <u>遺体処理対策(焼骨の埋蔵等)シナリオ</u>	第2 遺体の火葬・埋葬 【業務マニュアル等】 災害時における死体火葬許可の特例措置実施要領、災害時火葬マニュアル、災害時の遺体搬送等に関する協定((一社)全国霊柩自動車協会) <u>(削除)</u>	P211 同ページと重複しているため削除
第14節 防疫・清掃・環境対策	第14節 防疫・清掃・環境対策	
第1 感染症等の予防 【業務マニュアル等】 <u>家屋の消毒・害虫対策シナリオ</u>	第1 感染症等の予防 <u>(削除)</u>	P214 同ページと重複しているため削除
第2 食中毒の予防 【業務マニュアル等】 災害時の食品安全確保対策マニュアル、 <u>防疫対策(食品の安全確保)シナリオ</u>	第2 食中毒の予防 【業務マニュアル等】 災害時の食品安全確保対策マニュアル <u>(削除)</u>	P214 同ページと重複しているため削除
第4 家庭ごみの処理 【業務マニュアル等】 環境部施設班防災マニュアル、環境部清掃班業務マニュアル、 <u>家庭ごみの処理シナリオ</u>	第4 家庭ごみの処理 【業務マニュアル等】 環境部施設班防災マニュアル、環境部清掃班業務マニュアル <u>(削除)</u>	P217 同ページと重複しているため削除
第5 し尿の処理 【業務マニュアル等】 環境部トイレ対策班防災マニュアル、環境部施設班防災マニュアル、災害時における仮設トイレの供給協力に関する協定、 <u>し尿の処理シナリオ</u> 、 <u>避難場所運営マニュアル</u>	第5 し尿の処理 【業務マニュアル等】 環境部トイレ対策班防災マニュアル、環境部施設班防災マニュアル、災害時における仮設トイレの供給協力に関する協定 <u>(削除)</u> 、 <u>避難場所運営マニュアル</u>	P218 字句修正、同ページと重複しているため削除

現 行	修正案	備考
第7 動物対策 【業務マニュアル等】 災害時における動物対策マニュアル、災害時動物救護ボランティア制度実施要綱、 <u>放浪動物対策シナリオ、死亡動物処理対策シナリオ</u>	第7 動物対策 【業務マニュアル等】 災害時における動物対策マニュアル、災害時動物救護ボランティア制度実施要綱 <u>(削除)</u>	P219 同ページと重複しているため削除
第15節 要配慮者対策	第15節 要配慮者対策	
第1 高齢者対策 <u>【業務マニュアル等】 要配慮者(高齢者)シナリオ</u>	第1 高齢者対策 <u>(削除)</u>	P222 同ページと重複しているため削除
第2 障がい者対策 <u>【業務マニュアル等】 要配慮者(障がい者)シナリオ</u>	第2 障がい者対策 <u>(削除)</u>	同上
第3 外国人対策 【業務マニュアル等】 外国人被災者対応マニュアル、 <u>要配慮者(外国籍市民)シナリオ、要配慮者(外国人・観光客)シナリオ</u>	第3 外国人対策 【業務マニュアル等】 外国人被災者対応マニュアル <u>(削除)</u>	P223 同ページと重複しているため削除
第5 児童対策 <u>【業務マニュアル等】 要配慮者(保育所入所児童)シナリオ、要配慮者(児童)シナリオ、要配慮者(児童福祉総合センター)シナリオ</u>	第5 児童対策 <u>(削除)</u>	P224 同ページと重複しているため削除
第16節 応急教育対策	第16節 応急教育対策	
第1 学校教育対策 【業務マニュアル等】 学校震災対応マニュアル、 <u>学校防災対策シナリオ</u>	第1 学校教育対策 【業務マニュアル等】 学校震災対応マニュアル <u>(削除)</u>	P226 同ページと重複しているため削除
第17節 ボランティア活動	第17節 ボランティア活動	
第2 災害ボランティアへの支援 【業務マニュアル等】 札幌市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル、 <u>ボランティア対策シナリオ</u>	第2 災害ボランティアへの支援 【業務マニュアル等】 札幌市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル <u>(削除)</u>	P229 同ページと重複しているため削除
第18節 災害救助法の適用	第18節 災害救助法の適用	
第1 災害救助法の適用 【法令・計画等】 災害救助法、災害救助法施行令、 <u>厚生労働省令</u>	第1 災害救助法の適用 【法令・計画等】 災害救助法、災害救助法施行令、 <u>内閣府が定める</u> 省令	P232 字句修正

現 行	修正案	備考
第 4 章 災害復旧・復興計画 第 2 節 市民生活安定への支援 第 1 市民への生活支援 【業務マニュアル等】り災証明の発行体制シナリオ、義援金の給付体制シナリオ 第 5 節 都市復興計画 第 1 都市復興の初動体制 【都市復興計画推進プロジェクトチーム(基本構成課)】 ○危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課 ○まちづくり政策局政策企画部企画課 ○まちづくり政策局都市計画部都市計画課(事務局) ○まちづくり政策局総合交通計画部交通計画課 ○財政局財政部限政課 ○建設局みどりの推進部みどりの推進課 ○都市局市街地整備部宅地課 ○都市局市街地整備部区画整理事業課 ○都市局市街地整備部住宅課 ○都市局建築指導部管理課 ○各区市民部総務企画課(都市復興事業対象区) ※状況に応じて上記以外の課についても参加する。 (組織名は令和 3 年 4 月 1 日現在の機構に基づく) 【業務マニュアル等】震災による被災市街地の復興シナリオ 第 2 都市復興の流れ 【業務マニュアル等】震災による被災市街地の復興シナリオ	第 4 章 災害復旧・復興計画 第 2 節 市民生活安定への支援 第 1 市民への生活支援 (削除) 第 5 節 都市復興計画 第 1 都市復興の初動体制 【都市復興計画推進プロジェクトチーム(基本構成課)】 ○危機管理局危機管理部危機管理課 ○まちづくり政策局政策企画部企画課 ○まちづくり政策局都市計画部都市計画課(事務局) ○まちづくり政策局総合交通計画部交通計画課 ○財政局財政部限政課 ○建設局みどりの推進部みどりの推進課 ○都市局市街地整備部宅地課 ○都市局市街地整備部区画整理事業課 ○都市局市街地整備部住宅課 ○都市局建築指導部管理課 ○各区市民部総務企画課(都市復興事業対象区) ※状況に応じて上記以外の課についても参加する。 (組織名は令和 4 年 4 月 1 日現在の機構に基づく) (削除) 第 2 都市復興の流れ (削除)	P239 P236～P237 及び第 2 章第 3 節第 3 項と重複しているため削除 P245 機構再編に伴う名称変更及び時点修正 P246 と重複しているため削除 P251 P246 と重複しているため削除

現 行	修正案	備考																
地域防災計画風水害対策編 土砂災害対策 がけ崩れ 土石流 地すべり 大雨に伴う土砂災害 避難対策の具体的な活動内容等 避難勧告等の判断伝達マニュアル（土砂災害編） 避難勧告等の判断伝達マニュアル（洪水編） 札幌市水防計画計画 堤防の決壊などによる洪水 【風水害対策の計画体系】 第4 風水害応急活動 1 水防活動体制 【札幌市の配備体制】 <table><tr><th>配備の種類</th><th>配 備 基 準</th><th>配備職員</th><th>活 動 内 容</th></tr><tr><td>警戒配備</td><td>(1) 札幌市に大雨若しくは暴風に関する気象警報又は洪水警報が発表された場合 (2) 札幌市に大雨若しくは強風に関する気象注意報又は洪水注意報が発表され、かつ、石狩地方に大雨、洪水、強風、低気圧又は台風に関する情報が発表された場合で、相当の大雨、洪水又は強風になると予想されるとき (3) 上記のほか、災害により被害が発生し、又は発生するおそれのある場合</td><td><u>危機管理対策室</u> 総務局 保健福祉局 子ども未来局 建設局 下水道河川局 都市局 交通局 消防局 区</td><td>①災害情報の収集及び伝達 ②防災関係機関との連絡調整 ③災害危険地の警戒巡視 ④災害応急対策 ⑤緊急災害対策実施本部移行準備</td></tr></table>	配備の種類	配 備 基 準	配備職員	活 動 内 容	警戒配備	(1) 札幌市に大雨若しくは暴風に関する気象警報又は洪水警報が発表された場合 (2) 札幌市に大雨若しくは強風に関する気象注意報又は洪水注意報が発表され、かつ、石狩地方に大雨、洪水、強風、低気圧又は台風に関する情報が発表された場合で、相当の大雨、洪水又は強風になると予想されるとき (3) 上記のほか、災害により被害が発生し、又は発生するおそれのある場合	<u>危機管理対策室</u> 総務局 保健福祉局 子ども未来局 建設局 下水道河川局 都市局 交通局 消防局 区	①災害情報の収集及び伝達 ②防災関係機関との連絡調整 ③災害危険地の警戒巡視 ④災害応急対策 ⑤緊急災害対策実施本部移行準備	地域防災計画風水害対策編 土砂災害対策 がけ崩れ 土石流 地すべり 大雨に伴う土砂災害 避難対策の具体的な活動内容等 避難指示等の判断伝達マニュアル（土砂災害編） 避難指示等の判断伝達マニュアル（洪水編） 札幌市水防計画 堤防の決壊などによる洪水 【風水害対策の計画体系】 第4 風水害応急活動 1 水防活動体制 【札幌市の配備体制】 <table><tr><th>配備の種類</th><th>配 備 基 準</th><th>配備職員</th><th>活 動 内 容</th></tr><tr><td>警戒配備</td><td>(1) 札幌市に大雨若しくは暴風に関する気象警報又は洪水警報が発表された場合 (2) 札幌市に大雨若しくは強風に関する気象注意報又は洪水注意報が発表され、かつ、石狩地方に大雨、洪水、強風、低気圧又は台風に関する情報が発表された場合で、相当の大雨、洪水又は強風になると予想されるとき (3) 上記のほか、災害により被害が発生し、又は発生するおそれのある場合</td><td><u>危機管理局</u> 総務局 <u>デジタル戦略推進局</u> 保健福祉局 子ども未来局 建設局 下水道河川局 都市局 交通局 消防局 区</td><td>①災害情報の収集及び伝達 ②防災関係機関との連絡調整 ③災害危険地の警戒巡視 ④災害応急対策 ⑤緊急災害対策実施本部移行準備</td></tr></table>	配備の種類	配 備 基 準	配備職員	活 動 内 容	警戒配備	(1) 札幌市に大雨若しくは暴風に関する気象警報又は洪水警報が発表された場合 (2) 札幌市に大雨若しくは強風に関する気象注意報又は洪水注意報が発表され、かつ、石狩地方に大雨、洪水、強風、低気圧又は台風に関する情報が発表された場合で、相当の大雨、洪水又は強風になると予想されるとき (3) 上記のほか、災害により被害が発生し、又は発生するおそれのある場合	<u>危機管理局</u> 総務局 <u>デジタル戦略推進局</u> 保健福祉局 子ども未来局 建設局 下水道河川局 都市局 交通局 消防局 区	①災害情報の収集及び伝達 ②防災関係機関との連絡調整 ③災害危険地の警戒巡視 ④災害応急対策 ⑤緊急災害対策実施本部移行準備	P1 マニュアル名称の修正及び字句修正 P5 機構再編に伴う追加及び名称変更
配備の種類	配 備 基 準	配備職員	活 動 内 容															
警戒配備	(1) 札幌市に大雨若しくは暴風に関する気象警報又は洪水警報が発表された場合 (2) 札幌市に大雨若しくは強風に関する気象注意報又は洪水注意報が発表され、かつ、石狩地方に大雨、洪水、強風、低気圧又は台風に関する情報が発表された場合で、相当の大雨、洪水又は強風になると予想されるとき (3) 上記のほか、災害により被害が発生し、又は発生するおそれのある場合	<u>危機管理対策室</u> 総務局 保健福祉局 子ども未来局 建設局 下水道河川局 都市局 交通局 消防局 区	①災害情報の収集及び伝達 ②防災関係機関との連絡調整 ③災害危険地の警戒巡視 ④災害応急対策 ⑤緊急災害対策実施本部移行準備															
配備の種類	配 備 基 準	配備職員	活 動 内 容															
警戒配備	(1) 札幌市に大雨若しくは暴風に関する気象警報又は洪水警報が発表された場合 (2) 札幌市に大雨若しくは強風に関する気象注意報又は洪水注意報が発表され、かつ、石狩地方に大雨、洪水、強風、低気圧又は台風に関する情報が発表された場合で、相当の大雨、洪水又は強風になると予想されるとき (3) 上記のほか、災害により被害が発生し、又は発生するおそれのある場合	<u>危機管理局</u> 総務局 <u>デジタル戦略推進局</u> 保健福祉局 子ども未来局 建設局 下水道河川局 都市局 交通局 消防局 区	①災害情報の収集及び伝達 ②防災関係機関との連絡調整 ③災害危険地の警戒巡視 ④災害応急対策 ⑤緊急災害対策実施本部移行準備															

現 行		修正案	備考
2 情報通信体制		2 情報通信体制	P6 機構再編に伴う名称 変更
 The diagram shows the current information and communication system. It features a central box for '札幌市 危機管理対策室 消防局' (Sapporo City Crisis Management Strategy Room Fire Department). To its left, '札幌管区 气象台' (Sapporo District Meteorological Station) sends information to '報道機関' (Media), '北海道(石狩振興局)' (Hokkaido Ishikari Development Bureau), and 'NTT'. '北海道(石狩振興局)' and 'NTT' also send information to the central box. Below this, '河川水位・雨量の観測' (River Water Level and Rainfall Observation) sends information to '川の防災情報(国・道)' (River Disaster Information (National/Local Roads)) and '札幌市河川情報システム' (Sapporo City River Information System), both of which send information to the central box. The central box then sends information to '市民' (Citizens) and '防災関係機関' (Disaster-Related Organizations).		 The diagram shows the proposed information and communication system. It is identical to the current system, but the central box is now labeled '札幌市 危機管理局 消防局' (Sapporo City Crisis Management Bureau Fire Department), reflecting the name change mentioned in the notes.	

現 行	修正案	備考																										
第1章 総則 4 土砂災害対策の役割分担 4.1 札幌市の役割 表1-1 札幌市各部局の主な役割 <table><tr><th>部 局 名</th><th>役 割</th></tr><tr><td>危機管理対策室</td><td>1 気象情報・防災情報・災害情報の収集、伝達及び報告に関すること 2 避難情報の庁内関係部局・関係機関への伝達に関すること 3 各局・各区との災害対策に係る連絡調整に関すること 4 防災関係機関との連絡調整に関すること</td></tr></table> 4.2 防災関係機関の役割 表1-2 防災関係機関の役割 <table><tr><th>機 関 名</th><th>役 割</th></tr><tr><td>北海道石狩振興局</td><td>(略) 4 避難の勧告又は指示 (略)</td></tr></table> 4.3 市民、各施設管理者、自主防災組織等の役割 表1-3 市民、各施設管理者、自主防災組織等の役割 <table><tr><th>機 関 名</th><th>役 割</th></tr><tr><td>市民</td><td>(略) 6 札幌市及び防災関係機関が行う避難勧告、指示等に従うこと (略)</td></tr></table>	部 局 名	役 割	危機管理対策室	1 気象情報・防災情報・災害情報の収集、伝達及び報告に関すること 2 避難情報の庁内関係部局・関係機関への伝達に関すること 3 各局・各区との災害対策に係る連絡調整に関すること 4 防災関係機関との連絡調整に関すること	機 関 名	役 割	北海道石狩振興局	(略) 4 避難の勧告又は指示 (略)	機 関 名	役 割	市民	(略) 6 札幌市及び防災関係機関が行う避難勧告、指示等に従うこと (略)	第1章 総則 4 土砂災害対策の役割分担 4.1 札幌市の役割 表1-1 札幌市各部局の主な役割 <table><tr><th>部 局 名</th><th>役 割</th></tr><tr><td>危機管理局</td><td>1 気象情報・防災情報・災害情報の収集、伝達及び報告に関すること 2 避難情報の庁内関係部局・関係機関への伝達に関すること 3 各局・各区との災害対策に係る連絡調整に関すること 4 防災関係機関との連絡調整に関すること</td></tr><tr><td>デジタル戦略推進局</td><td>1 情報システム及び通信ネットワークの保全に関する事項</td></tr></table> 4.2 防災関係機関の役割 表1-2 防災関係機関の役割 <table><tr><th>機 関 名</th><th>役 割</th></tr><tr><td>北海道石狩振興局</td><td>(略) 4 避難の指示等 (略)</td></tr></table> 4.3 市民、各施設管理者、自主防災組織等の役割 表1-3 市民、各施設管理者、自主防災組織等の役割 <table><tr><th>機 関 名</th><th>役 割</th></tr><tr><td>市民</td><td>(略) 6 札幌市及び防災関係機関が行う避難指示等に従うこと (略)</td></tr></table>	部 局 名	役 割	危機管理局	1 気象情報・防災情報・災害情報の収集、伝達及び報告に関すること 2 避難情報の庁内関係部局・関係機関への伝達に関すること 3 各局・各区との災害対策に係る連絡調整に関すること 4 防災関係機関との連絡調整に関すること	デジタル戦略推進局	1 情報システム及び通信ネットワークの保全に関する事項	機 関 名	役 割	北海道石狩振興局	(略) 4 避難の指示等 (略)	機 関 名	役 割	市民	(略) 6 札幌市及び防災関係機関が行う避難指示等に従うこと (略)	P4 機構再編に伴う追加及び名称変更 P5 避難情報変更に伴う修正 P6 避難情報変更に伴う修正
部 局 名	役 割																											
危機管理対策室	1 気象情報・防災情報・災害情報の収集、伝達及び報告に関すること 2 避難情報の庁内関係部局・関係機関への伝達に関すること 3 各局・各区との災害対策に係る連絡調整に関すること 4 防災関係機関との連絡調整に関すること																											
機 関 名	役 割																											
北海道石狩振興局	(略) 4 避難の勧告又は指示 (略)																											
機 関 名	役 割																											
市民	(略) 6 札幌市及び防災関係機関が行う避難勧告、指示等に従うこと (略)																											
部 局 名	役 割																											
危機管理局	1 気象情報・防災情報・災害情報の収集、伝達及び報告に関すること 2 避難情報の庁内関係部局・関係機関への伝達に関すること 3 各局・各区との災害対策に係る連絡調整に関すること 4 防災関係機関との連絡調整に関すること																											
デジタル戦略推進局	1 情報システム及び通信ネットワークの保全に関する事項																											
機 関 名	役 割																											
北海道石狩振興局	(略) 4 避難の指示等 (略)																											
機 関 名	役 割																											
市民	(略) 6 札幌市及び防災関係機関が行う避難指示等に従うこと (略)																											

現 行	修正案	備考
第2章 災害予防計画 1 崖地住宅等への対策 1.1 崖付近における建築物への指導 <u>建築基準法第40条の規定に基づき</u>、崖付近に近接する建築物の安全を確保するため、「札幌市がけ付近における建築物の建築に関する指導要綱及び同要綱施行細則」を定め、崖付近に建築行為を行う場合は、崖からの離れ、危険防止施設、排水施設等の設置等を指導する。 1.2 急傾斜地崩壊対策事業 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号。以下、「急傾斜地法」という。）第12条の規定に基づき崩壊防止工事の基準を満たす箇所について、崩壊防止工事を実施する。 2 土砂災害の防止対策 2.4 土砂災害警戒情報と補足情報 北海道空知総合振興局札幌建設管理部と札幌管区気象台は、「土壌雨量指数」を活用して、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、避難が必要とされる警戒レベル4に相当する「土砂災害警戒情報」を発表するとともに、「土砂災害警戒情報」を補足する情報として、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）を1kmメッシュごとに提供する。（気象庁HP https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/） 4 警戒避難体制の整備 4.1 土砂災害危険区域における警戒避難体制の推進 <u>危機管理対策室</u>をはじめ関係区及び関係部局は、土砂災害危険区域内の住民に対し、広報誌やパンフレット、インターネットホームページによる広報、自主防災組織の防災リーダー研修の場等を通じて、土砂災害危険区域や土砂災害時の避難行動のあり方等について周知を図る。 4.2（略） 4.3 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備 <u>危機管理対策室</u>及び各区は、土砂災害警戒区域等の指定を受けた区域において、土砂災害防止法第8条の規定のうち「避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項」については、土砂災害避難地図（以下「ハザードマップ」という。）で整理する。（略）	第2章 災害予防計画 1 崖地住宅等への対策 1.1 崖付近における建築物への指導 <u>（削除）</u> 崖付近に近接する建築物の安全を確保するため、「札幌市がけ付近における建築物の建築に関する指導要綱及び同要綱施行細則」を定め、崖付近に建築行為を行う場合は、崖からの離れ、危険防止施設、排水施設等の設置等を指導する。 1.2 急傾斜地崩壊対策事業 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号。以下、「急傾斜地法」という。）第12条の規定に基づき崩壊防止工事の基準を満たす箇所について、<u>北海道が</u>崩壊防止工事を実施する。 2 土砂災害の防止対策 2.4 土砂災害警戒情報と補足情報 北海道空知総合振興局札幌建設管理部と札幌管区気象台は、「土壌雨量指数」を活用して、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、避難が必要とされる警戒レベル4に相当する「土砂災害警戒情報」を発表するとともに、「土砂災害警戒情報」を補足する情報として、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）を1kmメッシュごとに提供する。（気象庁HP https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land） 4 警戒避難体制の整備 4.1 土砂災害危険区域における警戒避難体制の推進 <u>危機管理局</u>をはじめ関係区及び関係部局は、土砂災害危険区域内の住民に対し、広報誌やパンフレット、インターネットホームページによる広報、自主防災組織の防災リーダー研修の場等を通じて、土砂災害危険区域や土砂災害時の避難行動のあり方等について周知を図る。 4.2（略） 4.3 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備 <u>危機管理局</u>及び各区は、土砂災害警戒区域等の指定を受けた区域において、土砂災害防止法第8条の規定のうち「避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項」については、土砂災害避難地図（以下「ハザードマップ」という。）で整理する。（略）	P11 要綱の根拠法令における表現見直しに伴う修正 事業実施主体を明記 P12 気象庁HPのアドレス修正 P14 機構再編に伴う名称変更

現 行				修正案				備考
土砂災害シナリオ				土砂災害シナリオ				P16 機構再編に伴う名称 変更
降雨開始か らの時系列	災害警戒期	災害危険期	応急対策期	降雨開始か らの時系列	災害警戒期	災害危険期	応急対策期	
気象	(略)	(略)	(略)	気象	(略)	(略)	(略)	
災害 状況	(略)	(略)	(略)	災害 状況	(略)	(略)	(略)	
体制 情報	▼情報収集開始 (<u>危機管理対策室</u>)	◎緊急災害対策実施本 部・市災害対策本部 設置検討 (<u>危機管理対 策室</u>) ▼他機関の情報収集 (<u>危機管理対策室</u>)	▼土砂災害発生を関係機 関に連絡 (<u>危機管理対策室</u>)	体制 情報	▼情報収集開始 (<u>危機管理局</u>)	◎緊急災害対策実施本 部・市災害対策本部 設置検討 (<u>危機管理局</u>) ▼他機関の情報収集 (<u>危機管理局</u>)	▼土砂災害発生を関係機 関に連絡 (<u>危機管理局</u>)	
警戒 活動	(略)	(略)	(略)	警戒 活動	(略)	(略)	(略)	
避難 活動	▼報道機関等に避難 広報要請 (<u>危機管理 対策室</u>)	(略)	(略)	避難 活動	▼報道機関等に避難 広報要請 (<u>危機管理 局</u>)	(略)	(略)	
救助 探索	(略)	(略)	▼自衛隊に災害派遣要請 (<u>危機管理対策室</u>)	救助 探索	(略)	(略)	▼自衛隊に災害派遣要請 (<u>危機管理局</u>)	
救急 医療	(略)	(略)	(略)	救急 医療	(略)	(略)	(略)	
宅地 対策	(略)	(略)	(略)	宅地 対策	(略)	(略)	(略)	
2 活動体制 (略) 災害が発生した場合は、本部長（市長）は、本部事務局（<u>危機管理対策室</u>）の情報をもとに災害対策本部を設置し、非常配備体制をとる。				2 活動体制 (略) 災害が発生した場合は、本部長（市長）は、本部事務局（<u>危機管理局</u>）の情報をもとに災害対策本部を設置し、非常配備体制をとる。				

現 行

表３－１ 札幌市の配備体制

配備体制	配備基準	配備要員	活動内容
注意体制	① 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合	－	①情報伝達 ②緊急災害対策実施本部体制準備（事前連絡等）
警戒配備	① 札幌市に大雨若しくは暴風に関する気象警報又は洪水警報が発表された場合 ② 札幌市に大雨若しくは強風に関する気象注意報又は洪水注意報が発表され、かつ、石狩地方に大雨、洪水、強風、低気圧又は台風に関する情報が発表された場合で、相当の大雨、洪水又は強風になると予想されるとき。 ③ 上記のほか、災害により被害が発生し、又は発生するおそれがある場合	危機管理課 総務局 保健福祉局 子ども未来局 建設局 下水道河川局 都市局 消防局 各区	①災害情報の収集及び伝達 ②防災関係機関との連絡調整 ③災害危険箇所の警戒巡視 ④その他災害応急対策 ⑤緊急災害対策実施本部移行準備

修正案

表３－１ 札幌市の配備体制

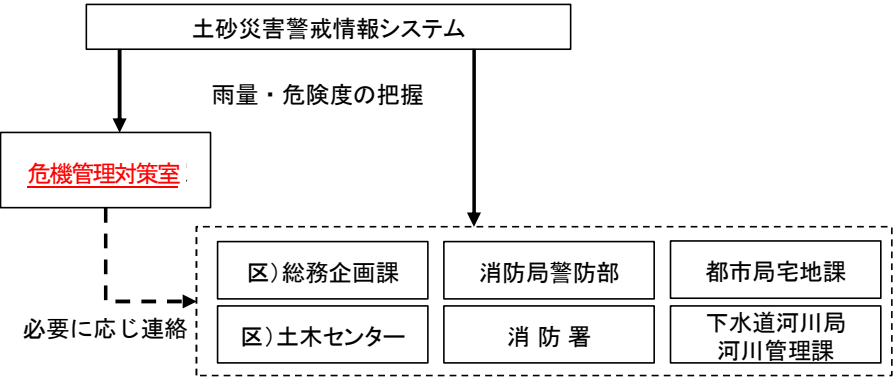
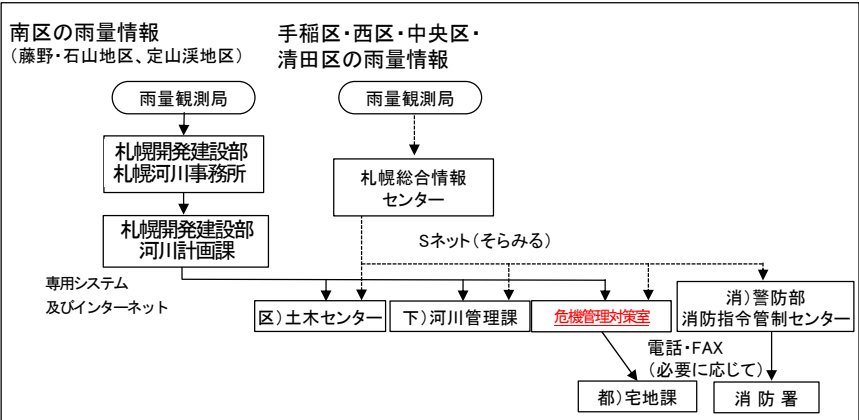
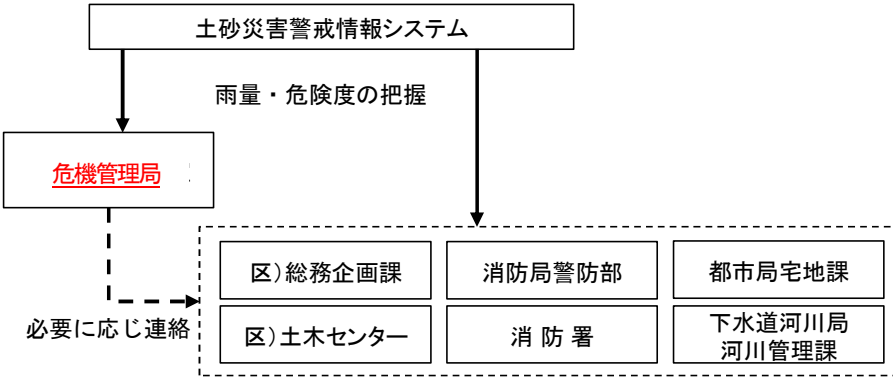
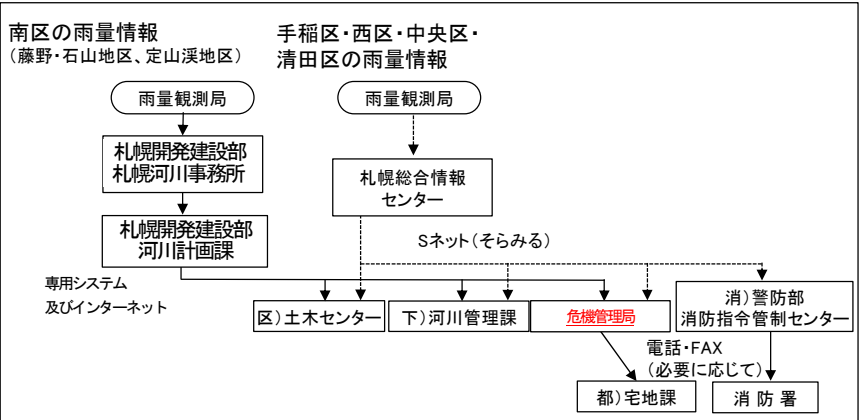
配備体制	配備基準	配備要員	活動内容
注意体制	② 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合	－	①情報伝達 ②緊急災害対策実施本部体制準備（事前連絡等）
警戒配備	④ 札幌市に大雨若しくは暴風に関する気象警報又は洪水警報が発表された場合 ⑤ 札幌市に大雨若しくは強風に関する気象注意報又は洪水注意報が発表され、かつ、石狩地方に大雨、洪水、強風、低気圧又は台風に関する情報が発表された場合で、相当の大雨、洪水又は強風になると予想されるとき。 ⑥ 上記のほか、災害により被害が発生し、又は発生するおそれがある場合	危機管理課 総務局 デジタル戦略推進局 保健福祉局 子ども未来局 建設局 下水道河川局 都市局 消防局 各区	①災害情報の収集及び伝達 ②防災関係機関との連絡調整 ③災害危険箇所の警戒巡視 ④その他災害応急対策 ⑤緊急災害対策実施本部移行準備

備考

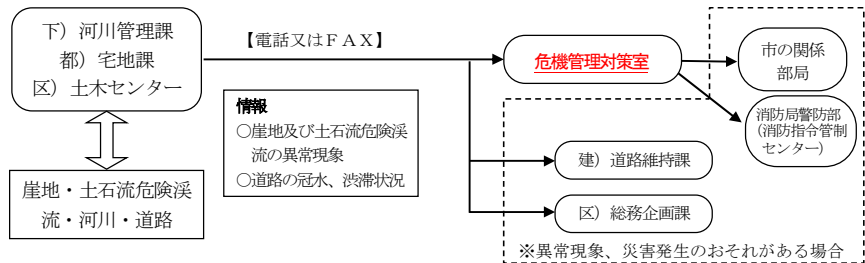
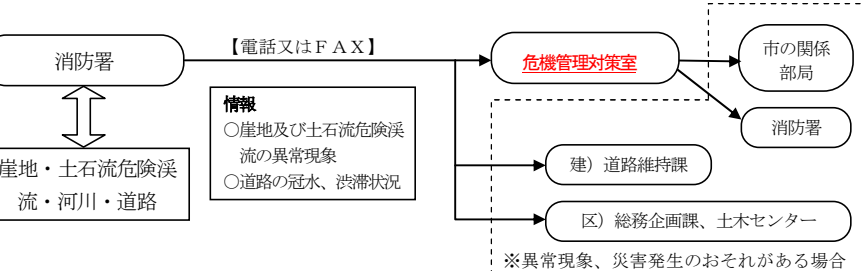
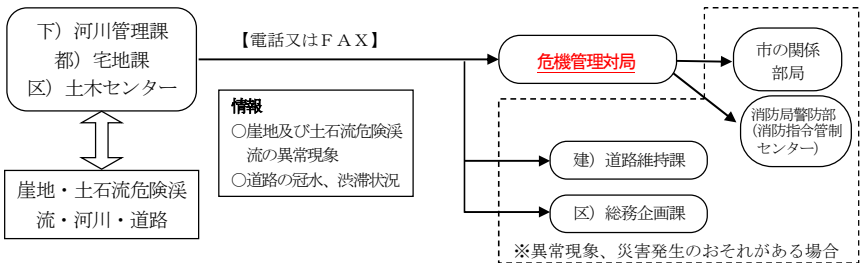
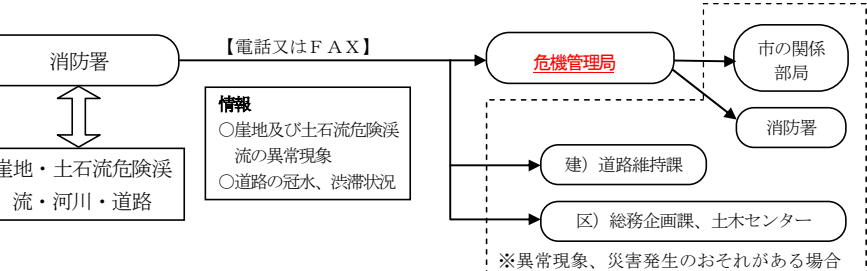
P18
機構再編に伴う追加及び名称変更

現 行	修正案	備考
3 警戒活動 3.1 警戒活動 (略) ■ 警戒活動 危機管理対策室 区) 総務企画課 ○ 情報の収集・確認 消防局警防部 消 防 署 ○ 巡視活動による情報収集 ○ 市民の通報による出動 区) 土木センター ○ 巡視活動による情報収集 ○ 市民の通報による出動 札幌開発建設部 ○ 所管する溪流砂防施設の確認 札幌建設管理部 ○ 所管する溪流砂防施設の確認 図3-2 警戒活動	3 警戒活動 3.1 警戒活動 (略) ■ 警戒活動 危機管理局 区) 総務企画課 ○ 情報の収集・確認 消防局警防部 消 防 署 ○ 巡視活動による情報収集 ○ 市民の通報による出動 区) 土木センター ○ 巡視活動による情報収集 ○ 市民の通報による出動 札幌開発建設部 ○ 所管する溪流砂防施設の確認 札幌建設管理部 ○ 所管する溪流砂防施設の確認 図3-2 警戒活動	P19 機構再編に伴う名称 変更

現 行	修正案	備考
4 気象情報等の収集伝達 4.1 気象注意報・警報等・土砂災害警戒情報 (略) The flowchart illustrates the current system for disseminating disaster information. It starts with the Meteorological Agency (気象庁) sending information to a designated business (予報業務許可事業者). This information then flows to the City of Sapporo (札幌市). The City of Sapporo has a central hub (札幌市) that coordinates with various departments: the Disaster Preparedness Department (警戒配備部), the Emergency Management Office (危機管理対策室), and the Fire and Disaster Management Agency (消防局警防部). The Disaster Preparedness Department includes the General Affairs Department (総務局), the Police Department (警察部), the Children's Future Bureau (子ども未来局), the Construction Bureau (建設局), the Sewerage Bureau (下水道局), the Urban Planning Bureau (都市局), the Transportation Bureau (交通局), and the Districts, Municipalities, and Civil Engineering Center (各区 市民部・土木センター). The Emergency Management Office (危機管理対策室) is responsible for the dissemination of disaster information (防災気象情報). The Fire and Disaster Management Agency (消防局警防部) is responsible for the dissemination of disaster information (防災気象情報). The dissemination is done through various media: TV (テレビ), radio (ラジオ), and internet (インターネット). The internet is used for the dissemination of disaster information (防災気象情報) through the HP (Homepage).	4 気象情報等の収集伝達 4.1 気象注意報・警報等・土砂災害警戒情報 (略) The flowchart illustrates the proposed system for disseminating disaster information. It is similar to the current system but includes a new department, the Digital Strategy Promotion Department (デジタル戦略推進部), which is part of the Disaster Preparedness Department (警戒配備部). The Digital Strategy Promotion Department is responsible for the dissemination of disaster information (防災気象情報) through the HP (Homepage). The dissemination is done through various media: TV (テレビ), radio (ラジオ), and internet (インターネット). The internet is used for the dissemination of disaster information (防災気象情報) through the HP (Homepage).	P20 機構再編に伴う追加 及び名称変更

現 行	修正案	備考
4.2 レーダ雨量・土砂災害危険度情報 (略)  図3-5 レーダ雨量・土砂災害危険度情報の伝達経路 4.3 雨量情報等 (略)  表3-2 雨量観測所	4.2 レーダ雨量・土砂災害危険度情報 (略)  図3-5 レーダ雨量・土砂災害危険度情報の伝達経路 4.3 雨量情報等 (略)  表3-2 雨量観測所	P21 機構再編に伴う名称 変更

現 行	修正案	備考
5 巡視活動情報の収集伝達 5.1 情報の流れ 1) 札幌開発建設部 (略) <pre>graph TD; A[札幌開発建設部] <--> B[所管する溪流など]; A -- "【電話又はFAX】" --> C[下水道河川局河川管理課]; C --> D[区 総務企画課]; C --> E[区 土木センタ]; C --> F[危機管理対策室]; F --> G[市の関係部局]; F --> H[消防局警防部
(消防指令管制センター)]; I[情報
○所管する溪流の異常現象
○溪流の水位状況等] --> F; J[※異常現象、災害発生のおそれがある場合];</pre> 図3-6 札幌開発建設部からの情報の流れ 2) 札幌建設管理部 (略) <pre>graph TD; A[札幌建設管理部] <--> B[所管する溪流など]; A -- "【電話又はFAX】" --> C[下水道河川局河川管理課]; C --> D[区 総務企画課]; C --> E[区 土木センタ]; C --> F[危機管理対策室]; F --> G[市の関係部局]; F --> H[消防局警防部
(消防指令管制センター)]; I[情報
○所管する溪流の異常現象
○溪流の水位状況等] --> F; J[※異常現象、災害発生のおそれがある場合];</pre> 図3-7 札幌建設管理部からの情報の流れ	5 巡視活動情報の収集伝達 5.1 情報の流れ 1) 札幌開発建設部 (略) <pre>graph TD; A[札幌開発建設部] <--> B[所管する溪流など]; A -- "【電話又はFAX】" --> C[下水道河川局河川管理課]; C --> D[区 総務企画課]; C --> E[区 土木センタ]; C --> F[危機管理局]; F --> G[市の関係部局]; F --> H[消防局警防部
(消防指令管制センター)]; I[情報
○所管する溪流の異常現象
○溪流の水位状況等] --> F; J[※異常現象、災害発生のおそれがある場合];</pre> 図3-6 札幌開発建設部からの情報の流れ 2) 札幌建設管理部 (略) <pre>graph TD; A[札幌建設管理部] <--> B[所管する溪流など]; A -- "【電話又はFAX】" --> C[下水道河川局河川管理課]; C --> D[区 総務企画課]; C --> E[区 土木センタ]; C --> F[危機管理局]; F --> G[市の関係部局]; F --> H[消防局警防部
(消防指令管制センター)]; I[情報
○所管する溪流の異常現象
○溪流の水位状況等] --> F; J[※異常現象、災害発生のおそれがある場合];</pre> 図3-7 札幌建設管理部からの情報の流れ	P22 機構再編に伴う名称 変更

現 行	修正案	備考
3) 下) 河川管理課、都) 宅地課、区土木センター (略)  下) 河川管理課 都) 宅地課 区) 土木センター 【電話又はFAX】 情報 ○崖地及び土石流危険渓流の異常現象 ○道路の冠水、渋滞状況 崖地・土石流危険渓流・河川・道路 危機管理対策室 市の関係部局 消防局警防部(消防指令管制センター) 建) 道路維持課 区) 総務企画課 ※異常現象、災害発生のおそれがある場合 図3-8 下) 河川管理課、都) 宅地課、区土木センターからの情報の流れ 4) 消防署 消防署は、崖地、河川、道路などを必要に応じ警戒巡視を行い、道路冠水の発生や崖地等で土砂災害の前兆となる異常現象を発見した場合は、付近住民等に危険を回避する行動をとるよう呼びかけるとともに、消防指令管制センターを通じて危機管理対策室にその情報について連絡する。  消防署 【電話又はFAX】 情報 ○崖地及び土石流危険渓流の異常現象 ○道路の冠水、渋滞状況 崖地・土石流危険渓流・河川・道路 危機管理対策室 市の関係部局 消防署 建) 道路維持課 区) 総務企画課、土木センター ※異常現象、災害発生のおそれがある場合	3) 下) 河川管理課、都) 宅地課、区土木センター (略)  下) 河川管理課 都) 宅地課 区) 土木センター 【電話又はFAX】 情報 ○崖地及び土石流危険渓流の異常現象 ○道路の冠水、渋滞状況 崖地・土石流危険渓流・河川・道路 危機管理対局 市の関係部局 消防局警防部(消防指令管制センター) 建) 道路維持課 区) 総務企画課 ※異常現象、災害発生のおそれがある場合 図3-8 下) 河川管理課、都) 宅地課、区土木センターからの情報の流れ 4) 消防署 消防署は、崖地、河川、道路などを必要に応じ警戒巡視を行い、道路冠水の発生や崖地等で土砂災害の前兆となる異常現象を発見した場合は、付近住民等に危険を回避する行動をとるよう呼びかけるとともに、消防指令管制センターを通じて危機管理対局にその情報について連絡する。  消防署 【電話又はFAX】 情報 ○崖地及び土石流危険渓流の異常現象 ○道路の冠水、渋滞状況 崖地・土石流危険渓流・河川・道路 危機管理対局 市の関係部局 消防署 建) 道路維持課 区) 総務企画課、土木センター ※異常現象、災害発生のおそれがある場合	P23 機構再編に伴う名称変更

現 行	修正案	備考
6 市民への情報伝達等 6.1 市民への情報提供 (1) 土砂災害に関する情報の総括の役割を担う<u>危機管理対策室</u>は、北海道開発局札幌開発建設部、北海道空知総合振興局札幌建設管理部及び札幌市各部局等より入手した防災情報について、報道機関、インターネット（ホームページ）等を通じて市民・各施設管理者及び自主防災組織へ広報するとともに、関係機関・札幌市関係部局・関係区へ情報を伝達する。 (2) (略) (3) (略) (4) 市民からの通報等の災害情報を受け付けた機関は、速やかに<u>危機管理対策室</u>へ伝達するとともに、応急活動に活用する。 図3-10 市民等への情報伝達経路	6 市民への情報伝達等 6.1 市民への情報提供 (1) 土砂災害に関する情報の総括の役割を担う<u>危機管理局</u>は、北海道開発局札幌開発建設部、北海道空知総合振興局札幌建設管理部及び札幌市各部局等より入手した防災情報について、報道機関、インターネット（ホームページ）等を通じて市民・各施設管理者及び自主防災組織へ広報するとともに、関係機関・札幌市関係部局・関係区へ情報を伝達する。 (2) (略) (3) (略) (4) 市民からの通報等の災害情報を受け付けた機関は、速やかに<u>危機管理局</u>へ伝達するとともに、応急活動に活用する。 図3-10 市民等への情報伝達経路	P24 機構再編に伴う名称変更 P26 機構再編に伴う名称変更

現 行	修正案	備考
8 応急活動 8.4 被災宅地対策等 都市局宅地課は、建物倒壊、落下物・転倒物による二次災害の防止を図るため、被災宅地危険度判定士による被災宅地危険度判定を実施し、宅地の安全確保のための支援を行う。	8 応急活動 8.4 被災宅地対策等 都市局宅地課は、<u>宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合</u>、建物倒壊、落下物・転倒物による二次災害の防止を図るため、被災宅地危険度判定士による被災宅地危険度判定を実施し、宅地の安全確保のための支援を行う。	P31 被災宅地危険度判定の実施条件を追加

現 行	修正案	備考																
第3章 緊急事態応急対策 第4節 活動体制の確立 1. 災害対策本部等 表 活動体制 <table><tr><th>区分</th><th>配備の基準</th><th>配備体制</th></tr><tr><td rowspan="2">警戒配備</td><td>1 泊村において震度5弱または震度5強の地震の発生通報を受けた場合 (情報収集事態)</td><td><u>危機管理対策室</u>及び総務局の所要職員参集</td></tr><tr><td>2 警戒事態または施設敷地緊急事態の発生通報を受けた場合</td><td><u>危機管理対策室</u>、総務局、保健福祉局、子ども未来局、環境局、下水道河川局、水道局、消防局、区及び教育委員会事務局の所要職員参集</td></tr></table> 2. 緊急時モニタリング結果の報告 緊急時モニタリングの結果は、随時、災害対策本部長（警戒配備体制時においては<u>危機管理対策部長</u>）に報告する。また、災害対策本部長は、緊急時モニタリングの結果を、必要に応じて、道に対し報告する。	区分	配備の基準	配備体制	警戒配備	1 泊村において震度5弱または震度5強の地震の発生通報を受けた場合 (情報収集事態)	<u>危機管理対策室</u> 及び総務局の所要職員参集	2 警戒事態または施設敷地緊急事態の発生通報を受けた場合	<u>危機管理対策室</u> 、総務局、保健福祉局、子ども未来局、環境局、下水道河川局、水道局、消防局、区及び教育委員会事務局の所要職員参集	第3章 緊急事態応急対策 第4節 活動体制の確立 1. 災害対策本部等 表 活動体制 <table><tr><th>区分</th><th>配備の基準</th><th>配備体制</th></tr><tr><td rowspan="2">警戒配備</td><td>1 泊村において震度5弱または震度5強の地震の発生通報を受けた場合 (情報収集事態)</td><td><u>危機管理局</u>及び総務局の所要職員参集</td></tr><tr><td>2 警戒事態または施設敷地緊急事態の発生通報を受けた場合</td><td><u>危機管理局</u>、総務局、保健福祉局、子ども未来局、環境局、下水道河川局、水道局、消防局、区及び教育委員会事務局の所要職員参集</td></tr></table> 2. 緊急時モニタリング結果の報告 緊急時モニタリングの結果は、随時、災害対策本部長（警戒配備体制時においては<u>危機管理部長</u>）に報告する。また、災害対策本部長は、緊急時モニタリングの結果を、必要に応じて、道に対し報告する。	区分	配備の基準	配備体制	警戒配備	1 泊村において震度5弱または震度5強の地震の発生通報を受けた場合 (情報収集事態)	<u>危機管理局</u> 及び総務局の所要職員参集	2 警戒事態または施設敷地緊急事態の発生通報を受けた場合	<u>危機管理局</u> 、総務局、保健福祉局、子ども未来局、環境局、下水道河川局、水道局、消防局、区及び教育委員会事務局の所要職員参集	P41 機構再編に伴う名称変更 P43 機構再編に伴う名称変更
区分	配備の基準	配備体制																
警戒配備	1 泊村において震度5弱または震度5強の地震の発生通報を受けた場合 (情報収集事態)	<u>危機管理対策室</u> 及び総務局の所要職員参集																
	2 警戒事態または施設敷地緊急事態の発生通報を受けた場合	<u>危機管理対策室</u> 、総務局、保健福祉局、子ども未来局、環境局、下水道河川局、水道局、消防局、区及び教育委員会事務局の所要職員参集																
区分	配備の基準	配備体制																
警戒配備	1 泊村において震度5弱または震度5強の地震の発生通報を受けた場合 (情報収集事態)	<u>危機管理局</u> 及び総務局の所要職員参集																
	2 警戒事態または施設敷地緊急事態の発生通報を受けた場合	<u>危機管理局</u> 、総務局、保健福祉局、子ども未来局、環境局、下水道河川局、水道局、消防局、区及び教育委員会事務局の所要職員参集																

現 行	修正案	備考								
第1章 総則 4 関係機関の役割 (2) 札幌市の役割 表 1-9 札幌市関係局（区）の主な役割 <table><tr><th>名 称</th><th>主 な 役 割</th></tr><tr><td>札幌市</td><td><u>危機管理対策室</u> 1 災害情報の収集および伝達に関すること 2 災害対応の総合調整に関すること 3 事態収拾後の災害調査報告に関すること </td></tr></table> 第2章 予防対策 2 管理体制 (2) 札幌市・防災関係機関 図 2-1 平常時における放射線事業者及び札幌市・防災関係機関の情報連絡等の体制	名 称	主 な 役 割	札幌市	<u>危機管理対策室</u> 1 災害情報の収集および伝達に関すること 2 災害対応の総合調整に関すること 3 事態収拾後の災害調査報告に関すること	第1章 総則 4 関係機関の役割 (2) 札幌市の役割 表 1-9 札幌市関係局（区）の主な役割 <table><tr><th>名 称</th><th>主 な 役 割</th></tr><tr><td>札幌市</td><td><u>危機管理局</u> 1 災害情報の収集および伝達に関すること 2 災害対応の総合調整に関すること 3 事態収拾後の災害調査報告に関すること </td></tr></table> 第2章 予防対策 2 管理体制 (2) 札幌市・防災関係機関 図 2-1 平常時における放射線事業者及び札幌市・防災関係機関の情報連絡等の体制	名 称	主 な 役 割	札幌市	<u>危機管理局</u> 1 災害情報の収集および伝達に関すること 2 災害対応の総合調整に関すること 3 事態収拾後の災害調査報告に関すること	P12 機構再編に伴う名称 変更
名 称	主 な 役 割									
札幌市	<u>危機管理対策室</u> 1 災害情報の収集および伝達に関すること 2 災害対応の総合調整に関すること 3 事態収拾後の災害調査報告に関すること									
名 称	主 な 役 割									
札幌市	<u>危機管理局</u> 1 災害情報の収集および伝達に関すること 2 災害対応の総合調整に関すること 3 事態収拾後の災害調査報告に関すること									

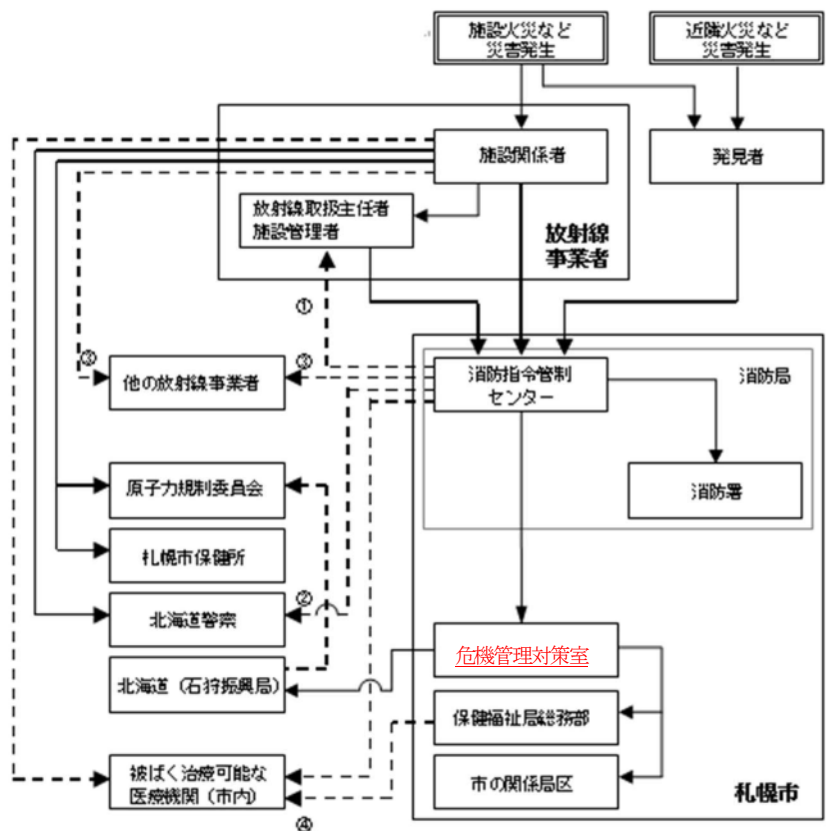
現 行				修正案				備考
第3章 応急対策 1 災害応急体制 (2) 札幌市・防災関係機関				第3章 応急対策 1 災害応急体制 (2) 札幌市・防災関係機関				P22 機構再編に伴う名称 変更
表3-1 札幌市の配備体制				表3-1 札幌市の配備体制				
配備体制	配 備 基 準	配備要員	活動内容	配備体制	配 備 基 準	配備要員	活動内容	
警 戒 配 備	(1)放射線施設等で災害が発生又は発生するおそれがあるとき (2)放射線施設等又はその他の場所から放射線が検知されたとき (3)放射性物質等を輸送中に事故が発生したとき (4)放射性物質等の敷地外への放置又はばら撒き等が発見されたとき (5)放射線障害が発生したとき (6)上記以外の放射線に係る災害が発生又は発生するおそれがあるとき	<u>危機管理対策室</u> 総務局 保健福祉局 環境局 建設局 下水道河川局 水道局 消防局 区役所	①災害情報の収集及び伝達 ②防災関係機関との連絡調整 ③その他災害応急対策 ④本部体制への移行準備	警 戒 配 備	(1)放射線施設等で災害が発生又は発生するおそれがあるとき (2)放射線施設等又はその他の場所から放射線が検知されたとき (3)放射性物質等を輸送中に事故が発生したとき (4)放射性物質等の敷地外への放置又はばら撒き等が発見されたとき (5)放射線障害が発生したとき (6)上記以外の放射線に係る災害が発生又は発生するおそれがあるとき	<u>危機管理局</u> 総務局 保健福祉局 環境局 建設局 下水道河川局 水道局 消防局 区役所	①災害情報の収集及び伝達 ②防災関係機関との連絡調整 ③その他災害応急対策 ④本部体制への移行準備	

現 行

2 施設火災時の応急対策

(2) 初動対策

図 3-2 通報・連絡ルート（施設火災など）



← 法律に基づく通報
 ← 必要に応じて実施
 ← その他実施する連絡

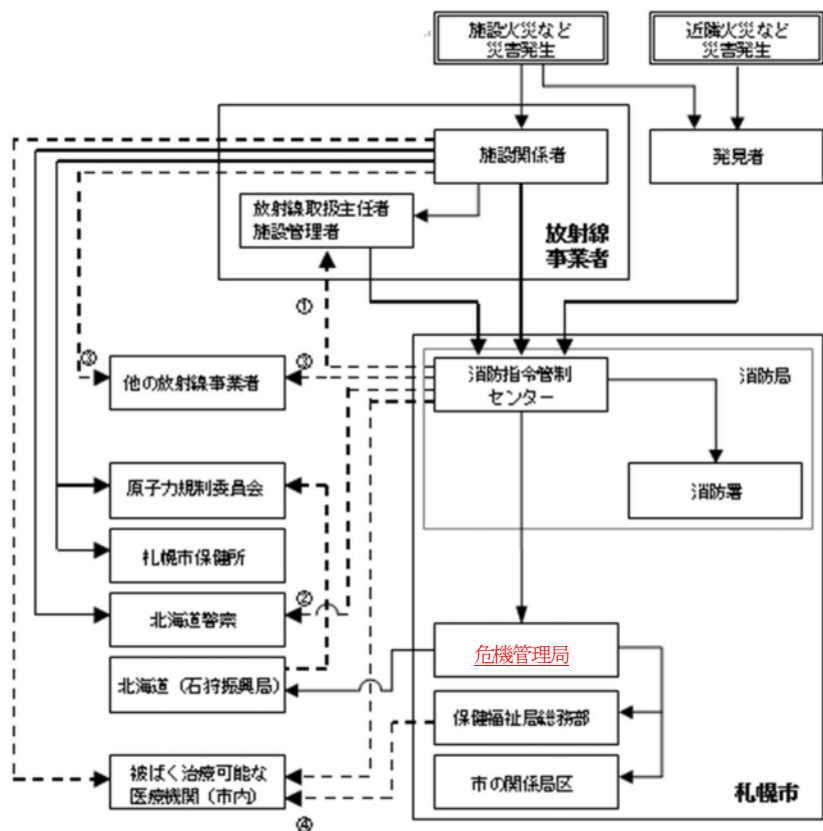
- ①：消防救急隊の到着前に現場状況等を聞き取る。
 また、次の場合にも連絡し、現場への出動を要請する。
 【例】夜間休日等の不在時、近隣火災
 ただし、ECD ガスクロのみの施設では放射線取扱主任者がいない場合がある。
- ②：現場での避難について調整する。
- ③：人員や資機材の応援が必要な場合に連絡・要請する。
- ④：被ばく者の発生を想定し受け入れ先を確保する。

修正案

2 施設火災時の応急対策

(2) 初動対策

図 3-2 通報・連絡ルート（施設火災など）



← 法律に基づく通報
 ← 必要に応じて実施
 ← その他実施する連絡

- ①：消防救急隊の到着前に現場状況等を聞き取る。
 また、次の場合にも連絡し、現場への出動を要請する。
 【例】夜間休日等の不在時、近隣火災
 ただし、ECD ガスクロのみの施設では放射線取扱主任者がいない場合がある。
- ②：現場での避難について調整する。
- ③：人員や資機材の応援が必要な場合に連絡・要請する。
- ④：被ばく者の発生を想定し受け入れ先を確保する。

備考

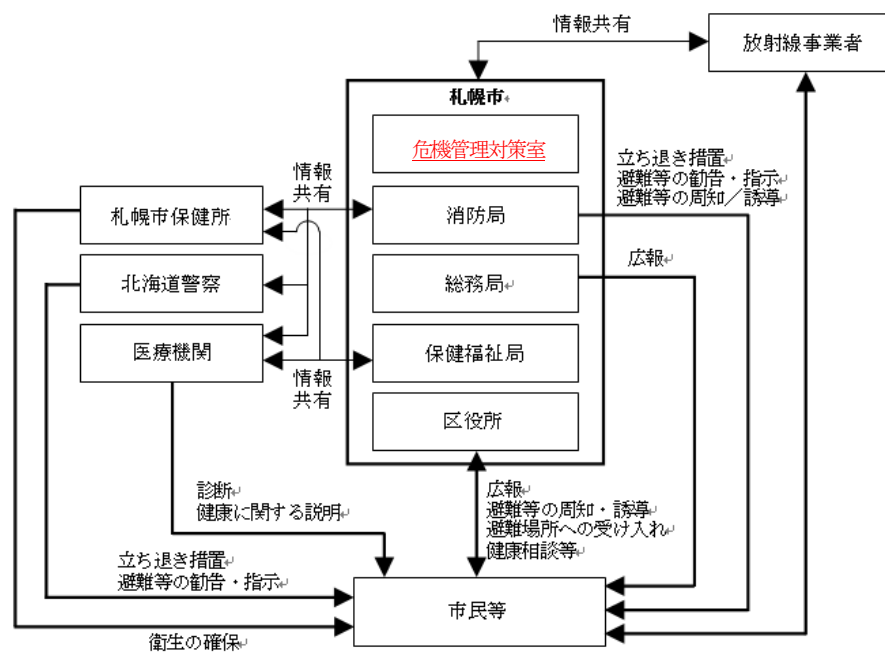
P27

機構再編に伴う名称
 変更

現 行

(6) 市民等の安全確保

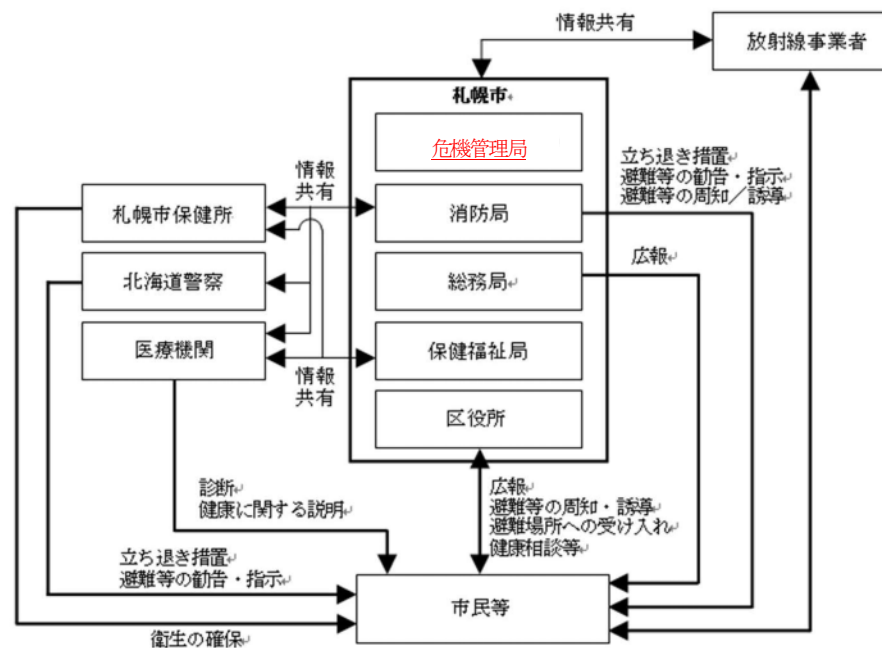
図 3-9 市民等に対する情報連絡の流れ（施設火災など）



修正案

(6) 市民等の安全確保

図 3-9 市民等に対する情報連絡の流れ（施設火災など）



備考

P38

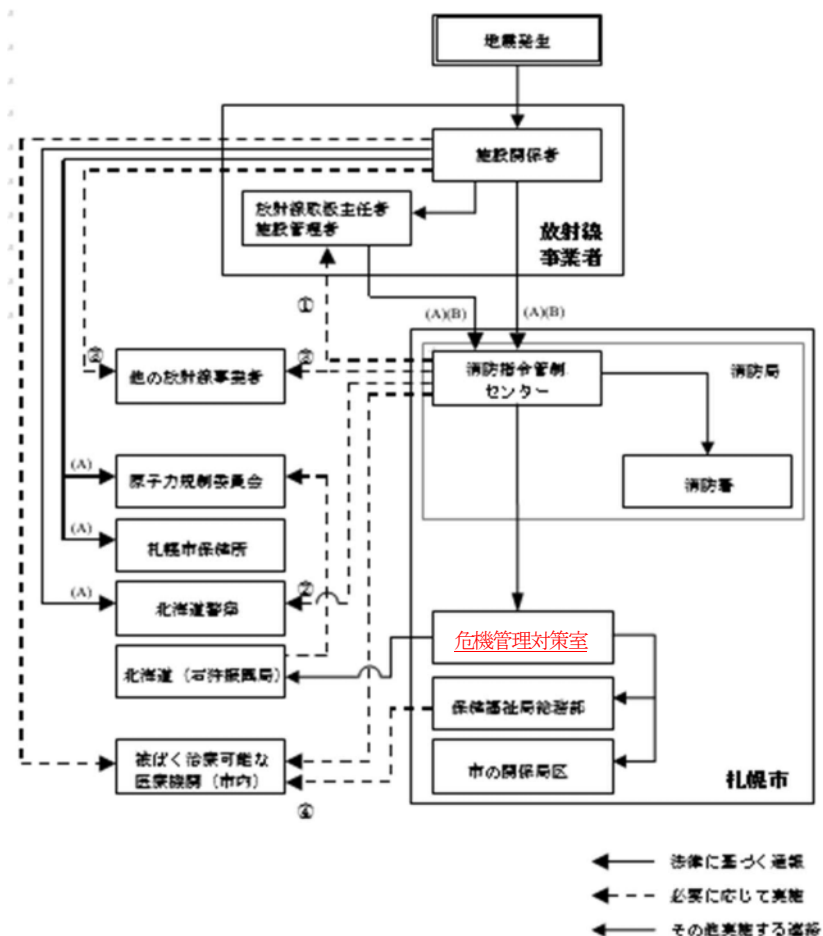
機構再編に伴う名称変更

現 行

3 地震時の応急対策の留意点

(3) その他留意点

図3-10 通報・連絡ルート（地震時）

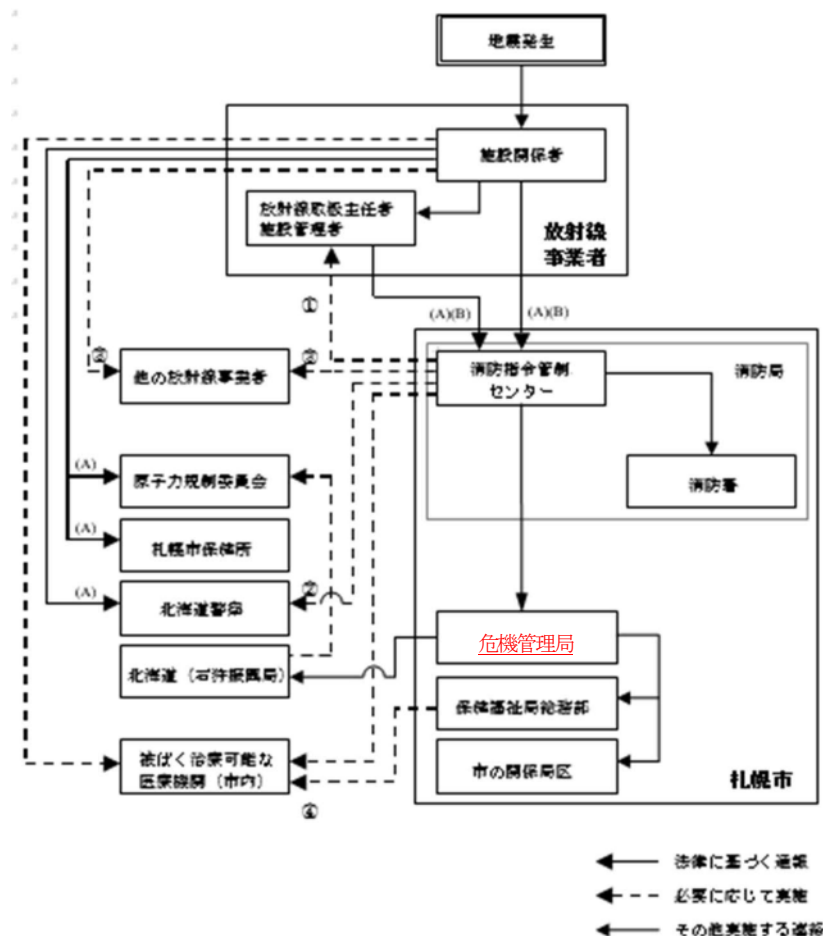


修正案

3 地震時の応急対策の留意点

(3) その他留意点

図3-10 通報・連絡ルート（地震時）



備考

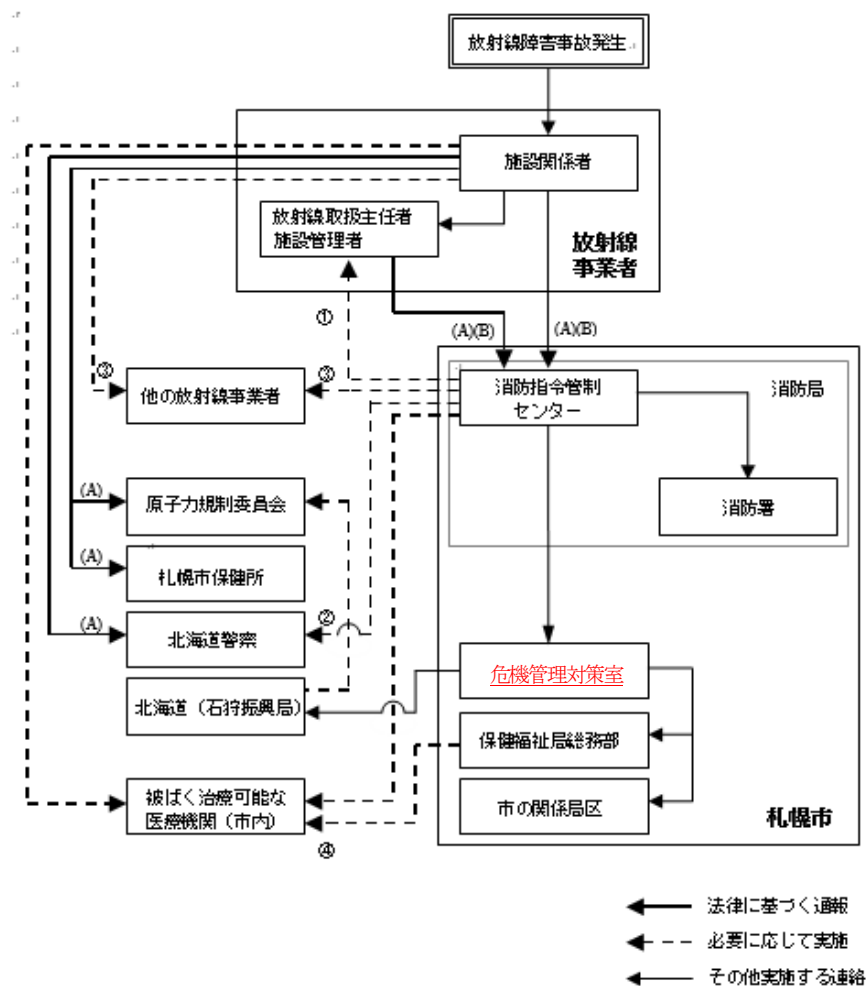
P41
機構再編に伴う名称
変更

現 行

4 放射線障害事故時の応急対策の留意点

(3) その他留意点

図 3-11 通報・連絡ルート (放射線障害事故時)



(A)：放射線障害が発生又は発生のおそれがある場合に連絡する。

(B)：要救助者が発生した場合に119番通報する。

①：現場状況等を聞き取る。

ただし、ECDガスクロのみの施設では放射線取扱主任者がいない場合がある。

②：現場での対策について調整する。

③：人員や資機材の応援が必要な場合に連絡・要請する。

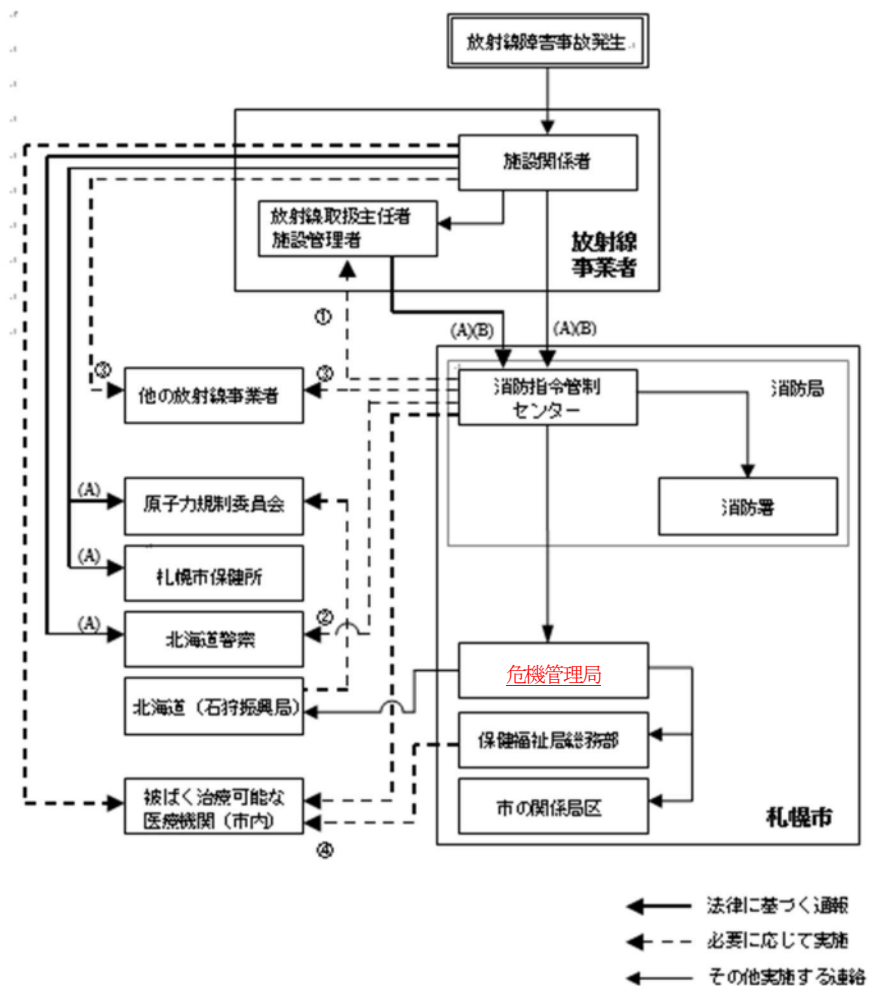
④：被ばく者の発生を想定し受け入れ先を確保する。

修正案

4 放射線障害事故時の応急対策の留意点

(3) その他留意点

図 3-11 通報・連絡ルート (放射線障害事故時)



(A)：放射線障害が発生又は発生のおそれがある場合に連絡する。

(B)：要救助者が発生した場合に119番通報する。

①：現場状況等を聞き取る。

ただし、ECDガスクロのみの施設では放射線取扱主任者がいない場合がある。

②：現場での対策について調整する。

③：人員や資機材の応援が必要な場合に連絡・要請する。

④：被ばく者の発生を想定し受け入れ先を確保する。

備考

P43

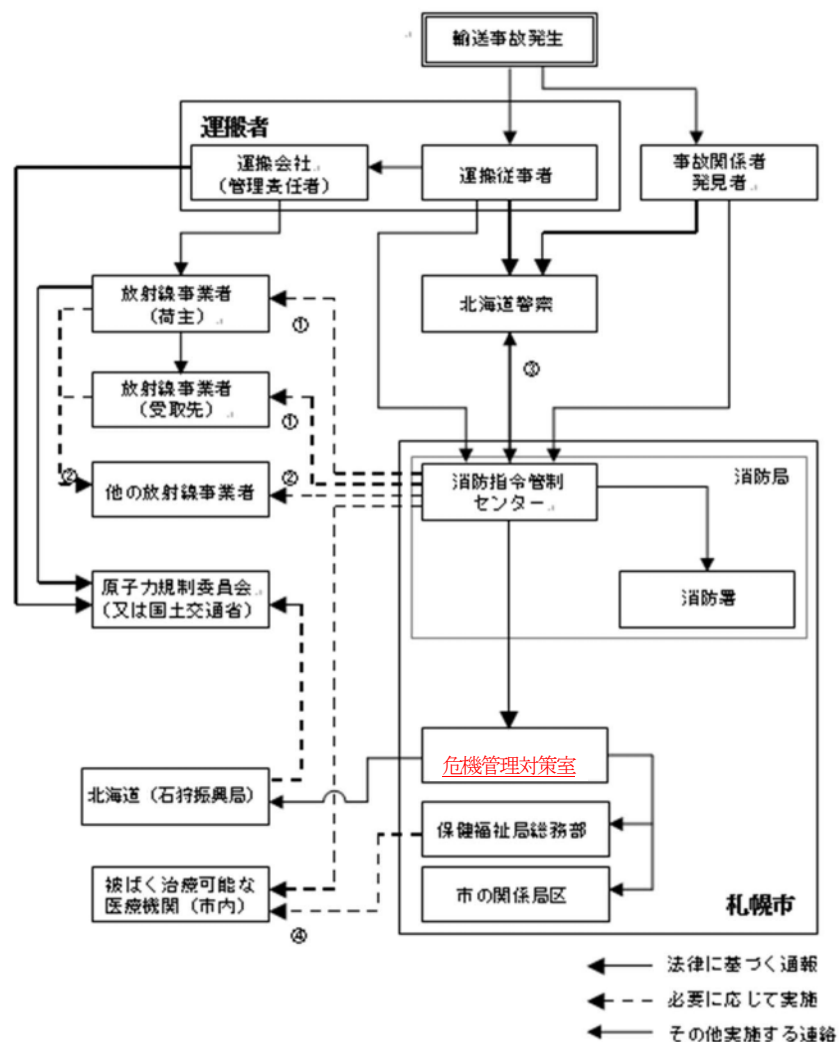
機構再編に伴う名称
変更

現 行

5 輸送事故時の応急対策の留意点

(3) その他留意点

図 3-13 通報・連絡ルート (輸送事故時)

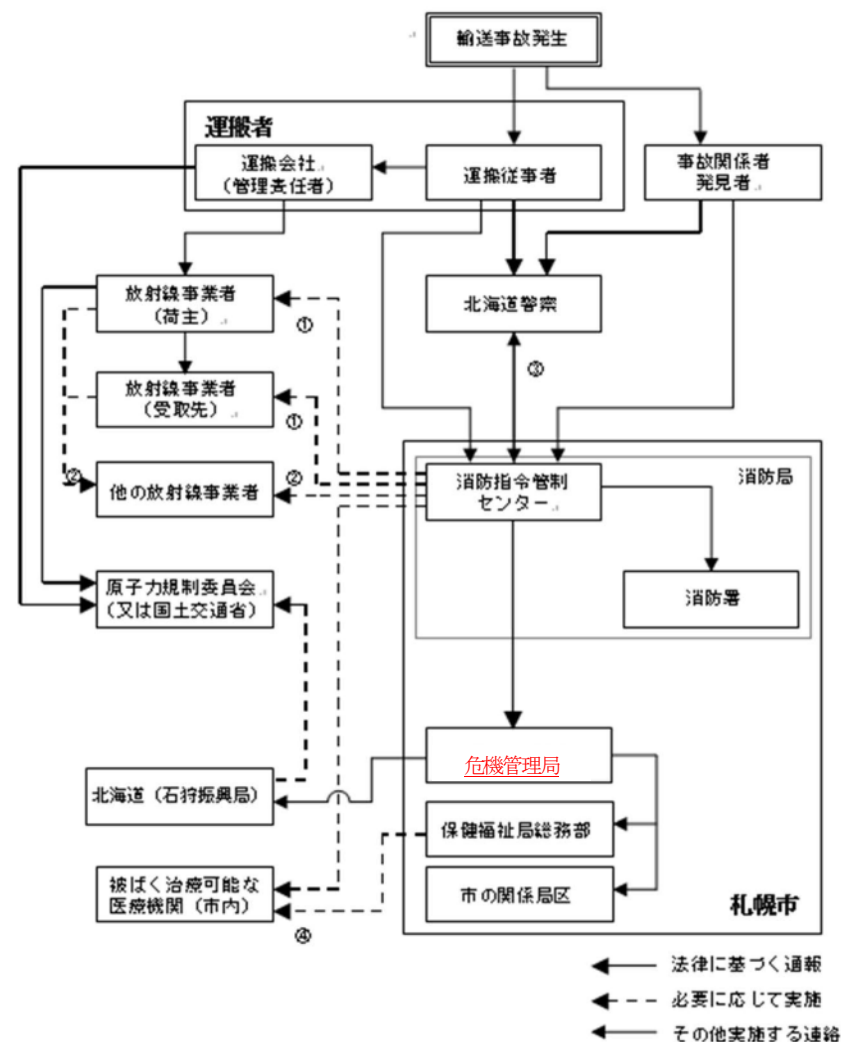


修正案

5 輸送事故時の応急対策の留意点

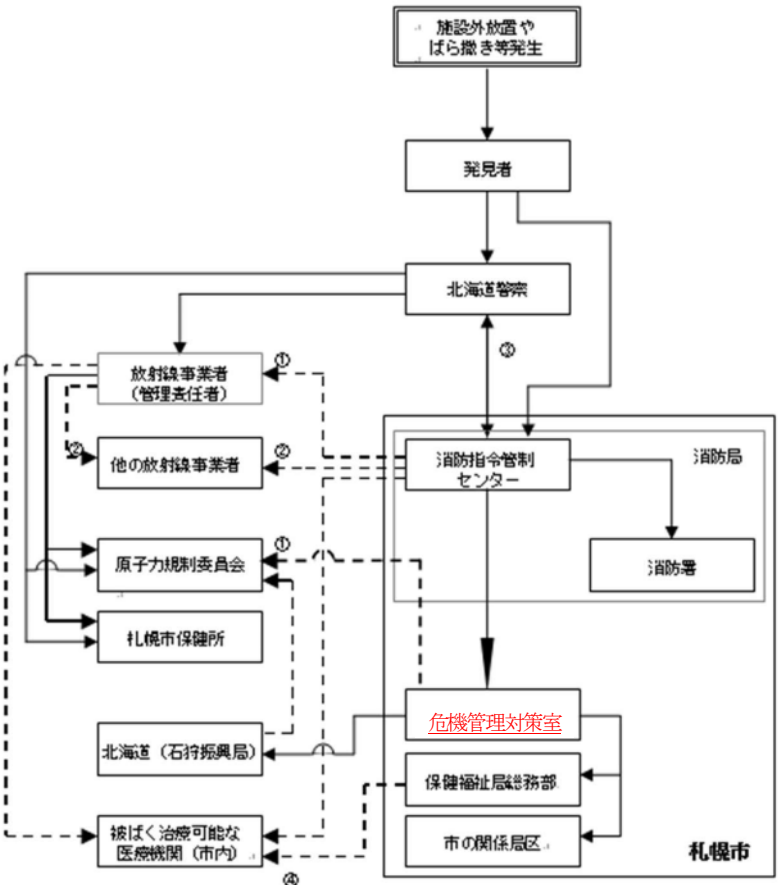
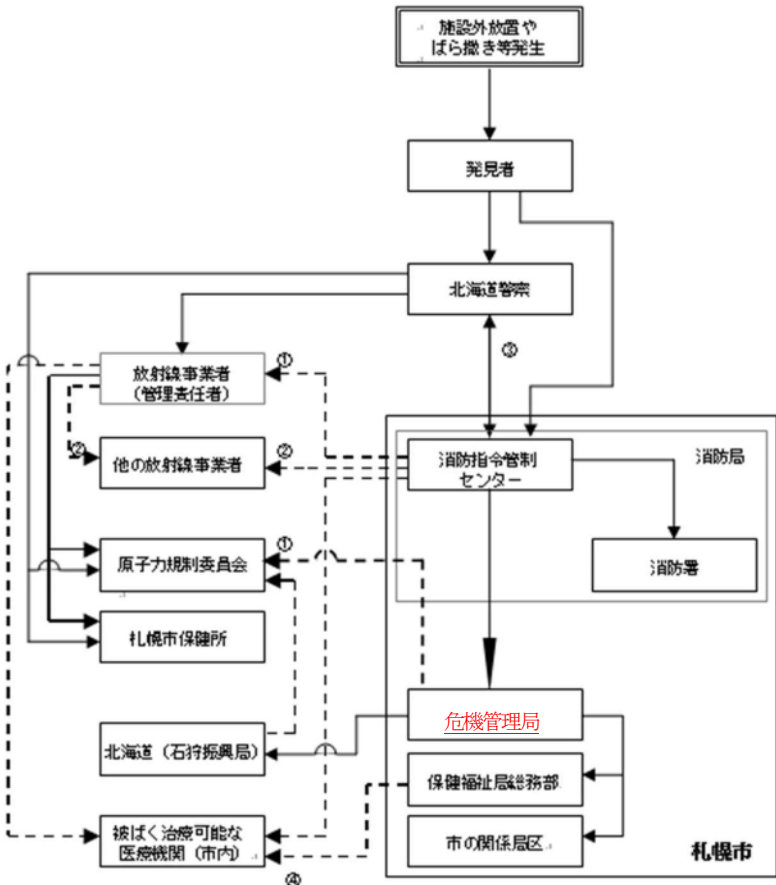
(3) その他留意点

図 3-13 通報・連絡ルート (輸送事故時)



備考

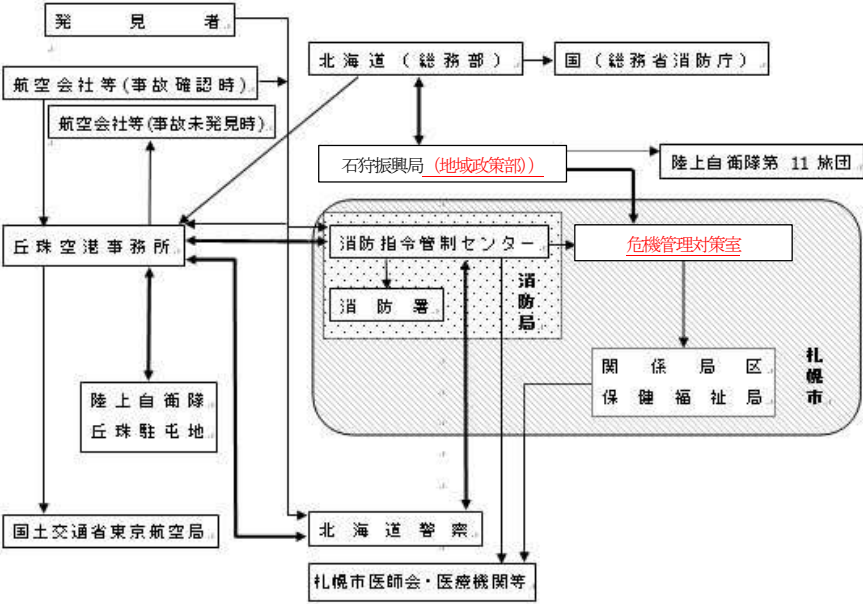
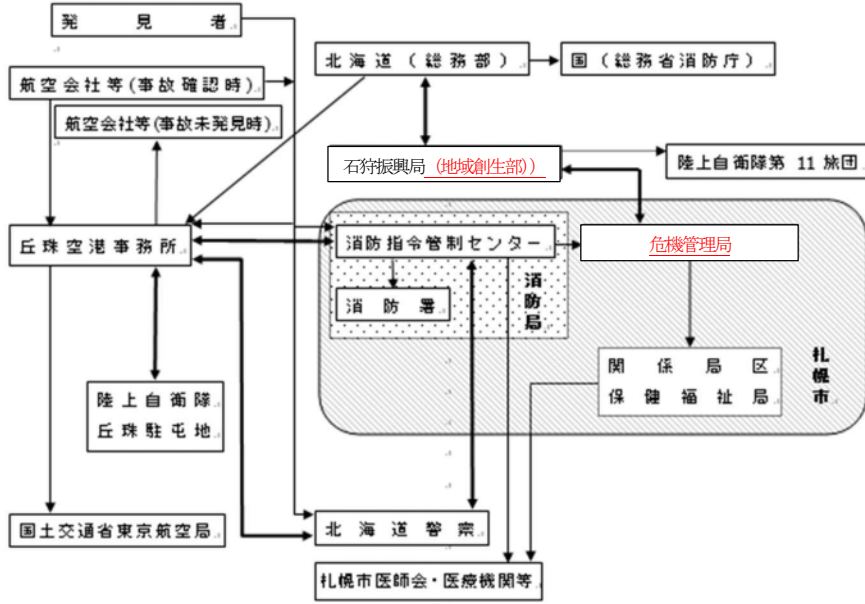
P48
 機構再編に伴う名称
 変更

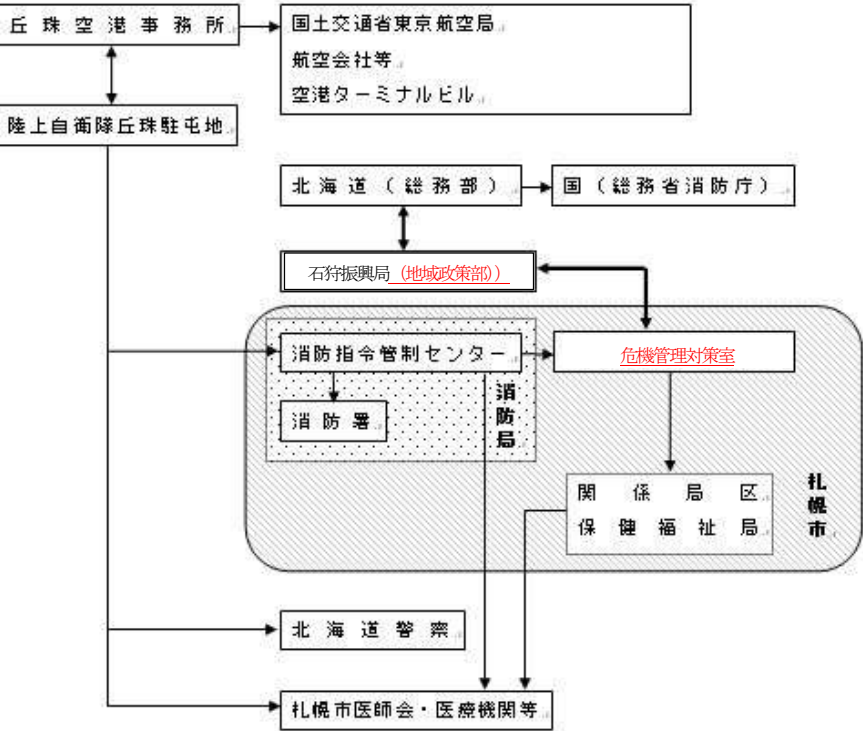
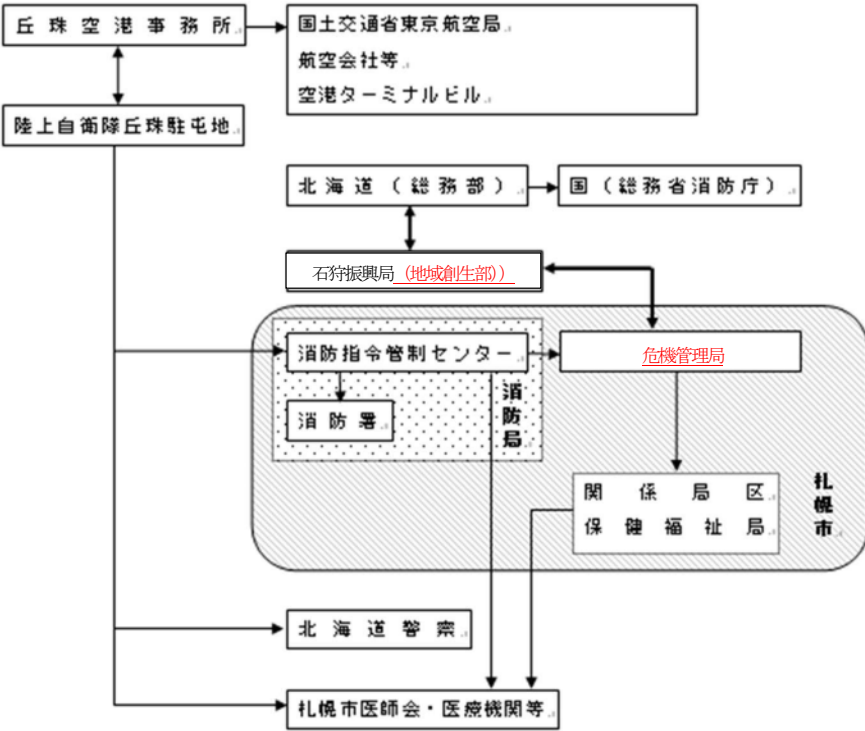
現 行	修正案	備考
6 その他事故時の応急対策の留意点 (3) その他留意点 図 3-14 通報・連絡ルート（その他事故時）  ①：技術的助言を求めるとともに専門家の現場への急行を要請する。 管理責任を負う放射線事業者が不明な場合がある。 ②：人員や資機材の応援を要請する。 ③：現場での調整について調整する。 ④：被ばく者の発生を想定し受け入れ先を確保する。 ← 法律に基づく通報 ← - - 必要に応じて実施 ← ー ー ー その他実施する連絡	6 その他事故時の応急対策の留意点 (3) その他留意点 図 3-14 通報・連絡ルート（その他事故時）  ①：技術的助言を求めるとともに専門家の現場への急行を要請する。 管理責任を負う放射線事業者が不明な場合がある。 ②：人員や資機材の応援を要請する。 ③：現場での調整について調整する。 ④：被ばく者の発生を想定し受け入れ先を確保する。 ← 法律に基づく通報 ← - - 必要に応じて実施 ← ー ー ー その他実施する連絡	P51 機構再編に伴う名称 変更

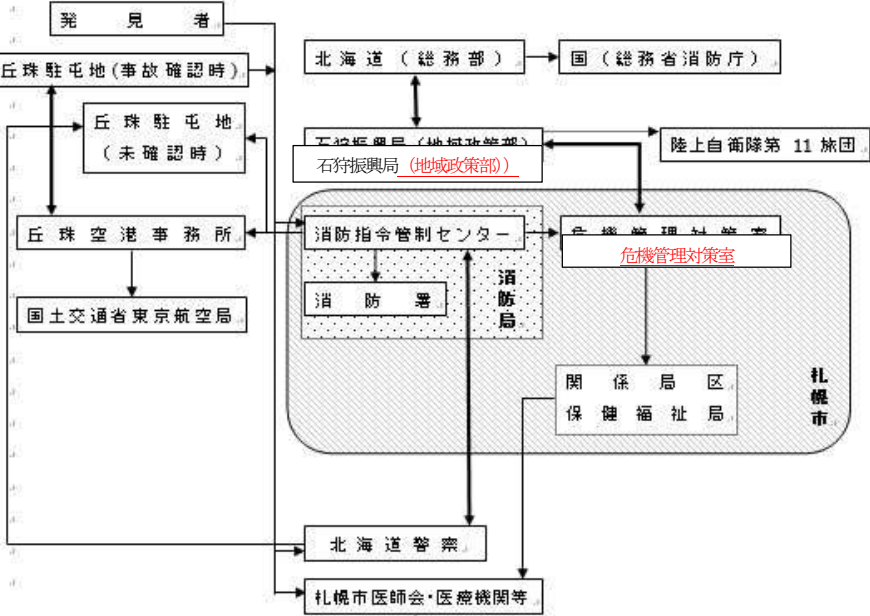
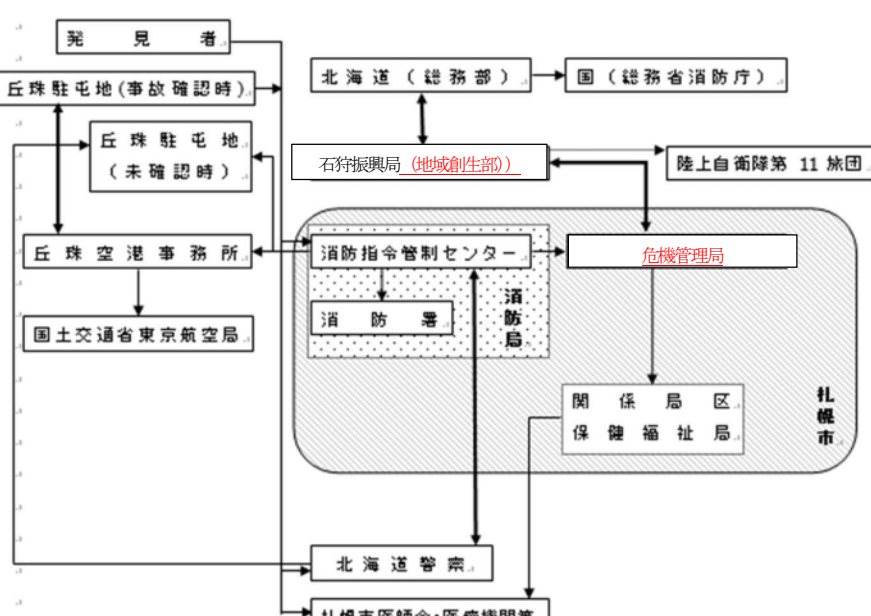
現 行										修正案										備考
第1章 総 則										第1章 総 則										P3 機構再編に伴う名称 変更
第3節 関係機関の役割										第3節 関係機関の役割										
(2) 関係機関の役割分担										(2) 関係機関の役割分担										
(略)										(略)										
①札幌市										①札幌市										
名 称		主 な 役 割								名 称		主 な 役 割								
札幌市	危機管理 対策室	・ 札幌市域内において事故発生した際の緊急災害対策実施本部の設置、運営 ・ 札幌市域内において事故発生した際の災害対策実施本部の設置、運営 ・ 札幌市域内において事故発生した際の災害情報の収集と、関係機関等との連絡、調整、総括等								札幌市	危機管理 局	・ 札幌市域内において事故発生した際の緊急災害対策実施本部の設置、運営 ・ 札幌市域内において事故発生した際の災害対策実施本部の設置、運営 ・ 札幌市域内において事故発生した際の災害情報の収集と、関係機関等との連絡、調整、総括等								
(3) 主な役割分担表										(3) 主な役割分担表										
①飛行場内・民間機事故の場合										①飛行場内・民間機事故の場合										
対 策 項 目		北 海 道	丘 珠 空 港 事 務 所	陸 上 自 衛 隊	北 海 道 警 察	札幌市		航 空 会 社 等	札幌市医師会・医療機関等	対 策 項 目		北 海 道	丘 珠 空 港 事 務 所	陸 上 自 衛 隊	北 海 道 警 察	札幌市		航 空 会 社 等	札幌市医師会・医療機関等	
						危機管理 対策室	消防 防 局 区									危機管理 防 局 局	他 局 区			

現 行										修正案										備考
②飛行場外・民間機事故の場合										②飛行場外・民間機事故の場合										P6 機構再編に伴う名称 変更
対 策 項 目	北 海 道	丘 珠 空 港 事 務 所	陸 上 自 衛 隊	北 海 道 警 察	札幌市		航 空 会 社 等	札幌市医師会・医療機関等		対 策 項 目	北 海 道	丘 珠 空 港 事 務 所	陸 上 自 衛 隊	北 海 道 警 察	札幌市		航 空 会 社 等	札幌市医師会・医療機関等		
					危 機 管 理 対 策 室	消 防 局									他 局 ・ 区	危 機 管 理 局				
③自衛隊機事故の場合										③自衛隊機事故の場合										P7 機構再編に伴う名称 変更
対 策 項 目	北 海 道	丘 珠 空 港 事 務 所	陸 上 自 衛 隊	北 海 道 警 察	札幌市		航 空 会 社 等	札幌市医師会・医療機関等		対 策 項 目	北 海 道	丘 珠 空 港 事 務 所	陸 上 自 衛 隊	北 海 道 警 察	札幌市		航 空 会 社 等	札幌市医師会・医療機関等		
					危 機 管 理 対 策 室	消 防 局									他 局 ・ 区	危 機 管 理 局				

現 行	修正案	備考
第3章 応急対策 第1節 通報・連絡 (1) 飛行場内・民間機の場合 The flowchart illustrates the communication and response process for an aircraft accident at an airport or involving a private aircraft. At the top, '航空会社等' (Airlines, etc.) is connected to '丘珠空港事務所' (Kushu Airport Office) via a double-headed arrow. The airport office is connected to '国土交通省東京航空局 航空会社等 空港ターミナルビル' (Ministry of Land, Infrastructure, and Transport Tokyo Airports, Airlines, etc., Airport Terminal Building) and '陸上自衛隊丘珠駐屯地' (Japan Self-Defense Forces Kushu Detachment). The airport office also connects to '北海道（総務部）' (Hokkaido General Affairs Department), which in turn connects to '国（総務省消防庁）' (National Fire Agency). The airport office also connects to '石狩振興局（地域政策部）' (Ishikari Development Agency, Regional Policy Department), which connects to '消防指令管制センター' (Fire Command Control Center). The center connects to '消防署' (Fire Station) and '消防局' (Fire Bureau). The center also connects to '危機管理対策室' (Crisis Management Strategy Room), which connects to '関係局区 保健福祉局' (Related Agencies/Quarters Health and Welfare Bureau). The center also connects to '北海道警察' (Hokkaido Police) and '札幌市医師会・医療機関等' (Sapporo Medical Association and Medical Institutions, etc.). 図3-1 飛行場内・民間機事故の場合の連絡ルート （←→：双方向の連絡、→：一方方向の連絡）	第3章 応急対策 第1節 通報・連絡 (1) 飛行場内・民間機の場合 The flowchart illustrates the communication and response process for an aircraft accident at an airport or involving a private aircraft. At the top, '航空会社等' (Airlines, etc.) is connected to '丘珠空港事務所' (Kushu Airport Office) via a double-headed arrow. The airport office is connected to '国土交通省東京航空局 航空会社等 空港ターミナルビル' (Ministry of Land, Infrastructure, and Transport Tokyo Airports, Airlines, etc., Airport Terminal Building) and '陸上自衛隊丘珠駐屯地' (Japan Self-Defense Forces Kushu Detachment). The airport office also connects to '北海道（総務部）' (Hokkaido General Affairs Department), which in turn connects to '国（総務省消防庁）' (National Fire Agency). The airport office also connects to '石狩振興局（地域創生部）' (Ishikari Development Agency, Regional Regeneration Department), which connects to '消防指令管制センター' (Fire Command Control Center). The center connects to '消防署' (Fire Station) and '消防局' (Fire Bureau). The center also connects to '危機管理局' (Crisis Management Agency), which connects to '関係局区 保健福祉局' (Related Agencies/Quarters Health and Welfare Bureau). The center also connects to '北海道警察' (Hokkaido Police) and '札幌市医師会・医療機関等' (Sapporo Medical Association and Medical Institutions, etc.). 図3-1 飛行場内・民間機事故の場合の連絡ルート （←→：双方向の連絡、→：一方方向の連絡）	P13 機構再編に伴う名称変更

現 行	修正案	備考
(2) 飛行場外・民間機の場合  図3-2 飛行場外・民間機事故の場合の連絡ルート ◄→ : 双方向の連絡、→ : 一方方向の連絡	(2) 飛行場外・民間機の場合  図3-2 飛行場外・民間機事故の場合の連絡ルート ◄→ : 双方向の連絡、→ : 一方方向の連絡	P14 機構再編に伴う名称 変更

現 行	修正案	備考
(3) 飛行場内・自衛隊機の場合  図3-3 飛行場内・自衛隊機事故の場合の連絡ルート ◄→ : 双方向の連絡、→ : 一方向の連絡	(3) 飛行場内・自衛隊機の場合  図3-3 飛行場内・自衛隊機事故の場合の連絡ルート ◄→ : 双方向の連絡、→ : 一方向の連絡	P15 機構再編に伴う名称 変更

現 行	修正案	備考
(4) 飛行場外・自衛隊機の場合  図3-4 飛行場外・自衛隊機事故の場合の連絡ルート ($\longleftrightarrow$: 双方向の連絡、$\longrightarrow$: 一方方向の連絡)	(4) 飛行場外・自衛隊機の場合  図3-4 飛行場外・自衛隊機事故の場合の連絡ルート ($\longleftrightarrow$: 双方向の連絡、$\longrightarrow$: 一方方向の連絡)	P16 機構再編に伴う名称 変更

現 行				修正案				備考
第2節 応急体制の確立 (1) 札幌市の配備体制等				第2節 応急体制の確立 (1) 札幌市の配備体制等				P17 機構再編に伴う名称 変更
表3－1 札幌市の配備体制等				表3－1 札幌市の配備体制等				
配備の種類 等	配 備 基 準	配 備 職 員	活 動 内 容	配備の種類 等	配 備 基 準	配 備 職 員	活 動 内 容	
警 戒 配 備	航空機の墜落等により、死傷者が発生した場合、又は発生するおそれがある場合	危機管理対策室、消防局、総務局、保健福祉局、環境局、建設局、下水道河川局、区	災害情報の収集及び伝達 防災関係機関との連絡調整 その他災害応急対策 緊急災害対策実施本部または災害対策本部体制への移行準備	警 戒 配 備	航空機の墜落等により、死傷者が発生した場合、又は発生するおそれがある場合	危機管理局、消防局、総務局、保健福祉局、環境局、建設局、下水道河川局、区	災害情報の収集及び伝達 防災関係機関との連絡調整 その他災害応急対策 緊急災害対策実施本部または災害対策本部体制への移行準備	
緊急災害対策実施本部	航空機の墜落等により、多数の死傷者が発生した場合	危機管理対策室、消防局、総務局、保健福祉局、環境局、建設局、下水道河川局、区	災害応急対策 災害対策本部体制への移行準備	緊急災害対策実施本部	航空機の墜落等により、多数の死傷者が発生した場合	危機管理局、消防局、総務局、保健福祉局、環境局、建設局、下水道河川局、区	災害応急対策 災害対策本部体制への移行準備	

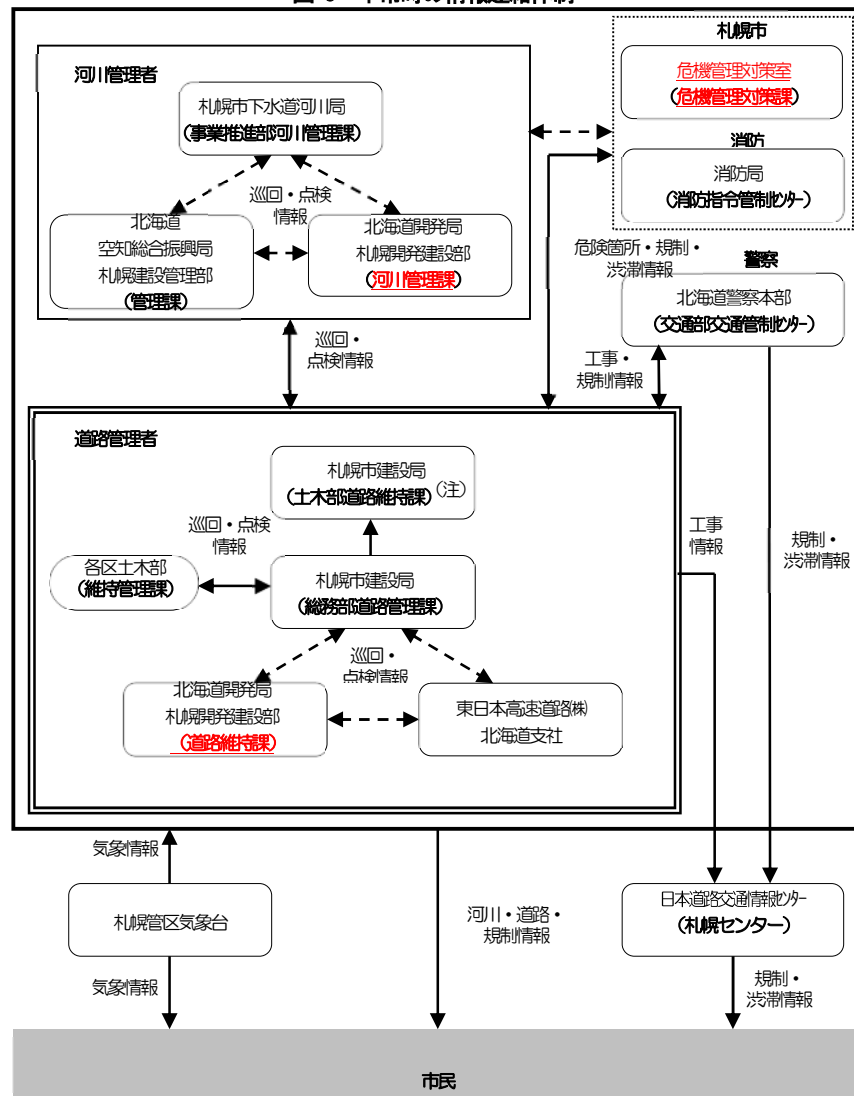
現 行			修正案			備考
第3節 災害情報 (3) 収集すべき情報			第3節 災害情報 (3) 収集すべき情報			P21 機構再編に伴う名称 変更
表3－4 収集すべき情報			表3－4 収集すべき情報			
	情 報 収 集 先	収 集 す る べ き 情 報		情 報 収 集 先	収 集 す る べ き 情 報	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
災害の状況に関する情報	丘珠空港事務所 <u>危機管理対策室</u> 消防局 北海道警察 陸上自衛隊 区役所	現場付近の車両の通行可能性や必要な装備など、事故現場付近の環境 事故機の状態、二次災害の可能性等 避難の必要性に関する情報、避難先情報等	災害の状況に関する情報	丘珠空港事務所 <u>危機管理局</u> 消防局 北海道警察 陸上自衛隊 区役所	現場付近の車両の通行可能性や必要な装備など、事故現場付近の環境 事故機の状態、二次災害の可能性等 避難の必要性に関する情報、避難先情報等	
被災者の安否情報	丘珠空港事務所 <u>危機管理対策室</u> 消防局 北海道警察 陸上自衛隊 区役所	被災者の有無、人数、程度、対応状況等	被災者の安否情報	丘珠空港事務所 <u>危機管理局</u> 消防局 北海道警察 陸上自衛隊 区役所	被災者の有無、人数、程度、対応状況等	
医療機関に関する情報	医療機関 <u>危機管理対策室</u> 消防局 保健福祉局	負傷者の受け入れ医療機関名、人数、受け入れ状況	医療機関に関する情報	医療機関 <u>危機管理局</u> 消防局 保健福祉局	負傷者の受け入れ医療機関名、人数、受け入れ状況	
応急対策に関する情報	丘珠空港事務所 <u>危機管理対策室</u> 消防局 北海道警察 陸上自衛隊 区役所	消防局、関係機関等の応急対策の実施状況 遺体安置所の場所、安置状況等	応急対策に関する情報	丘珠空港事務所 <u>危機管理局</u> 消防局 北海道警察 陸上自衛隊 区役所	消防局、関係機関等の応急対策の実施状況 遺体安置所の場所、安置状況等	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

現 行	修正案	備考								
第1章 総則 3 関係機関の役割 表 1 札幌市の各部局の主な役割 <table><tr><th>部 局 名</th><th>役 割</th></tr><tr><td>危機管理対策室</td><td>1 全庁的な調整に関すること ② 災害情報の収集、伝達及び報告に関すること ③ 自衛隊等の災害派遣要請、その他防災関係機関との総合調整に関すること 4 防災に関する知識の普及及び啓発に関すること</td></tr></table> 表 2 防災関係機関の主な役割（その1） ※3 北海道（石狩支庁）における避難の指示等に関しては、災対法第60条、水防法第29条及び地すべり等防止法第25条の規定による場合の都道府県知事の役割	部 局 名	役 割	危機管理対策室	1 全庁的な調整に関すること ② 災害情報の収集、伝達及び報告に関すること ③ 自衛隊等の災害派遣要請、その他防災関係機関との総合調整に関すること 4 防災に関する知識の普及及び啓発に関すること	第1章 総則 3 関係機関の役割 表 1 札幌市の各部局の主な役割 <table><tr><th>部 局 名</th><th>役 割</th></tr><tr><td>危機管理局</td><td>1 全庁的な調整に関すること ④ 災害情報の収集、伝達及び報告に関すること ⑤ 自衛隊等の災害派遣要請、その他防災関係機関との総合調整に関すること 4 防災に関する知識の普及及び啓発に関すること</td></tr></table> 表 2 防災関係機関の主な役割（その1） ※3 北海道（石狩振興局）における避難の指示等に関しては、災対法第60条、水防法第29条及び地すべり等防止法第25条の規定による場合の都道府県知事の役割	部 局 名	役 割	危機管理局	1 全庁的な調整に関すること ④ 災害情報の収集、伝達及び報告に関すること ⑤ 自衛隊等の災害派遣要請、その他防災関係機関との総合調整に関すること 4 防災に関する知識の普及及び啓発に関すること	P3 機構再編に伴う名称変更 P4 字句修正
部 局 名	役 割									
危機管理対策室	1 全庁的な調整に関すること ② 災害情報の収集、伝達及び報告に関すること ③ 自衛隊等の災害派遣要請、その他防災関係機関との総合調整に関すること 4 防災に関する知識の普及及び啓発に関すること									
部 局 名	役 割									
危機管理局	1 全庁的な調整に関すること ④ 災害情報の収集、伝達及び報告に関すること ⑤ 自衛隊等の災害派遣要請、その他防災関係機関との総合調整に関すること 4 防災に関する知識の普及及び啓発に関すること									

現 行

2 情報連絡体制

図 3 平常時の情報連絡体制



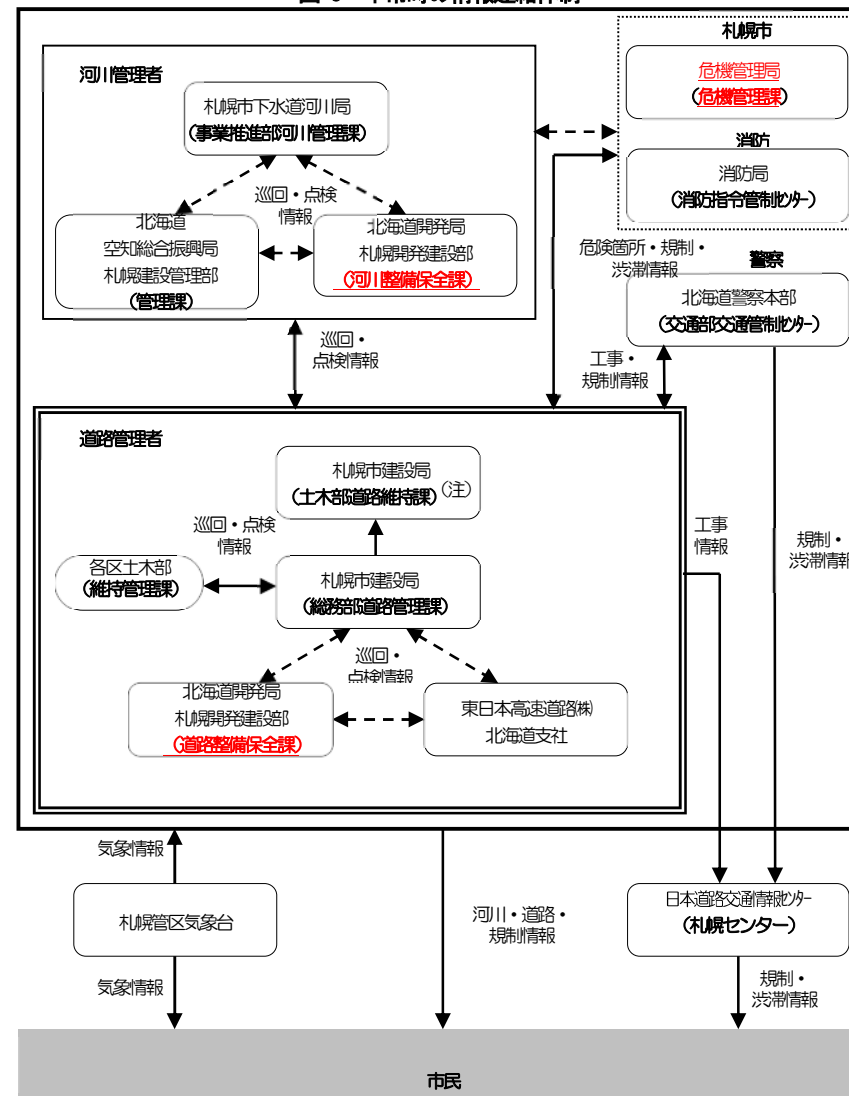
定期的又は状況変化に応じて情報伝達。 不定期に情報伝達。

(注) 冬季(11月～3月)においては、土木部道路維持課→雪対策室事業課となる。

修正案

2 情報連絡体制

図 3 平常時の情報連絡体制



定期的又は状況変化に応じて情報伝達。 不定期に情報伝達。

(注) 冬季(11月～3月)においては、土木部道路維持課→雪対策室事業課となる。

備考

P9
機構再編に伴う名称
変更

現 行

第3章 災害応急対策計画**1 災害発生時等の活動体制**

災害発生時における応急対策活動のうち、活動体制について以下に示す。

日頃から道路管理者間の密接な情報連絡体制を確立し、また、災害発生時には各道路管理者は必要に応じ危機管理対策室危機管理対策課へ情報を提供し、情報の共有化を図る。

(1) 地震・風水害・雪害による道路事故災害**表 5 職員の動員・配備（地震）**

配備の種類	配備基準	配備職員	活動内容
警戒配備	(1) 市域で震度4の地震が発生した時	<u>危機管理対策室</u> ・総務局・建設局・下水道河川局・都市局・水道局・交通局・消防局・区	①災害情報の収集及び伝達 ②防災関係機関との連絡体制 ③災害危険地域等の警戒巡視 ④災害応急対策 ⑤本部体制への移行準備

表 6 職員の動員・配備（風水害）

配備の種類	配備基準	配備職員	活動内容
警戒配備	(1) 札幌市に大雨若しくは暴風に関する気象警報又は洪水警報が発表された場合 (2) 札幌市に大雨又は強風に関する気象注意報又は洪水注意報が発表され、かつ、石狩地方に大雨、洪水、強風、低気圧又は台風に関する情報が発表された場合で、相当の大雨、洪水又は強風になると予想されるとき (3) 上記のほか、災害により被害が発生し、又は発生するおそれがある場合	<u>危機管理対策室</u> ・総務局・保健福祉局・子ども未来局・建設局・下水道河川局・都市局・交通局・消防局・区	①災害情報の収集及び伝達 ②防災関係機関との連絡調整 ③災害危険地域等の警戒巡視 ④災害応急対策 ⑤本部体制への移行準備

修正案

第3章 災害応急対策計画**1 災害発生時等の活動体制**

災害発生時における応急対策活動のうち、活動体制について以下に示す。

日頃から道路管理者間の密接な情報連絡体制を確立し、また、災害発生時には各道路管理者は必要に応じ危機管理局危機管理課へ情報を提供し、情報の共有化を図る。

(1) 地震・風水害・雪害による道路事故災害**表 5 職員の動員・配備（地震）**

配備の種類	配備基準	配備職員	活動内容
警戒配備	(1) 市域で震度4の地震が発生した時	<u>危機管理局</u> ・総務局・ <u>デジタル戦略推進局</u> ・建設局・下水道河川局・都市局・水道局・交通局・消防局・区	①災害情報の収集及び伝達 ②防災関係機関との連絡体制 ③災害危険地域等の警戒巡視 ④災害応急対策 ⑤本部体制への移行準備

表 6 職員の動員・配備（風水害）

配備の種類	配備基準	配備職員	活動内容
警戒配備	(1) 札幌市に大雨若しくは暴風に関する気象警報又は洪水警報が発表された場合 (2) 札幌市に大雨又は強風に関する気象注意報又は洪水注意報が発表され、かつ、石狩地方に大雨、洪水、強風、低気圧又は台風に関する情報が発表された場合で、相当の大雨、洪水又は強風になると予想されるとき (3) 上記のほか、災害により被害が発生し、又は発生するおそれがある場合	<u>危機管理局</u> ・総務局・ <u>デジタル戦略推進局</u> ・保健福祉局・子ども未来局・建設局・下水道河川局・都市局・交通局・消防局・区	①災害情報の収集及び伝達 ②防災関係機関との連絡調整 ③災害危険地域等の警戒巡視 ④災害応急対策 ⑤本部体制への移行準備

P11
機構再編に伴う名称変更

P12
機構再編に伴う追加及び名称変更

P12
機構再編に伴う追加及び名称変更

現 行

表 7 職員の動員・配備（雪害）

配備・体制の基準等	体制	配備	活動内容
(1) 札幌市に大雪又は風雪注意報が発表される等、特に注意を要するとき	注意体制	—	①気象情報の把握 ②道路交通状況の収集 ③積雪降雪情報の収集 ④関係各課との相互連携
(1) 札幌市に大雪警報又は暴風雪警報が発表される等、特に警戒を要するとき	警戒体制	警戒配備体制 危機管理対策室・総務局・市民文化局・保健福祉局・子ども未来局・環境局・建設局・交通局・消防局・区・教育委員会	①気象情報等の収集・提供 ②防災関係機関との連絡調整 ③雪害応急対策 ④報道関係者への連絡 ⑤緊急除雪体制への移行準備
(1) 降雪の状況等により通常の除雪体制では緊急除雪が通勤・通学時までに緊急除雪路線の除雪を終えることができないとき (2) 優先して重要路線の拡幅や運搬排雪を行う必要があるとき	緊急除雪体制		①気象情報等の収集・提供 ②防災関係機関との連絡調整 ③雪害応急対策 ④その他の所掌事務に係る雪害対策 ⑤報道関係者への連絡 ⑥雪害対策実施本部移行準備
(1) 市内の随所で通行止めやバス運休等の交通障害が発生したとき (2) その他市長が必要と認めたとき		雪害対策実施本部の設置	

『札幌市地域防災計画（雪害対策編）』・『大雪時の対応指針』より

修正案

表 7 職員の動員・配備（雪害）

分類	基準	配備要員	活動内容
警戒配備	・札幌市に大雪又は暴風雪に関する気象警報が発表された場合 ・札幌市に大雪又は暴風雪に関する気象注意報が発表された場合で、降雪予測以上の降雪があり、相当の積雪となると予想される場合	危機管理局、総務局、市民文化局、保健福祉局、子ども未来局、環境局、建設局、交通局、消防局、区及び教育委員会事務局	・気象に関する情報及び災害情報等の収集・伝達 ・防災関係機関との連絡調整又はリエゾンの招集 ・災害危険地域等の警戒監視 ・災害応急対策の実施 ・災害対策本部への移行準備
第1 非常配備	・札幌市に大雪又は暴風雪に関する気象警報が発表され、局地的に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	概ね職員の1/3以上	・災害対策本部の設置 ・災害応急対策の実施
第2 非常配備	・複数区の区域で相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・札幌市に大雪又は暴風雪に関する気象特別警報が発表された場合	概ね職員の2/3以上	
第3 非常配備	・市全域に甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	全職員	

『札幌市地域防災計画（雪害対策編）』より

備考

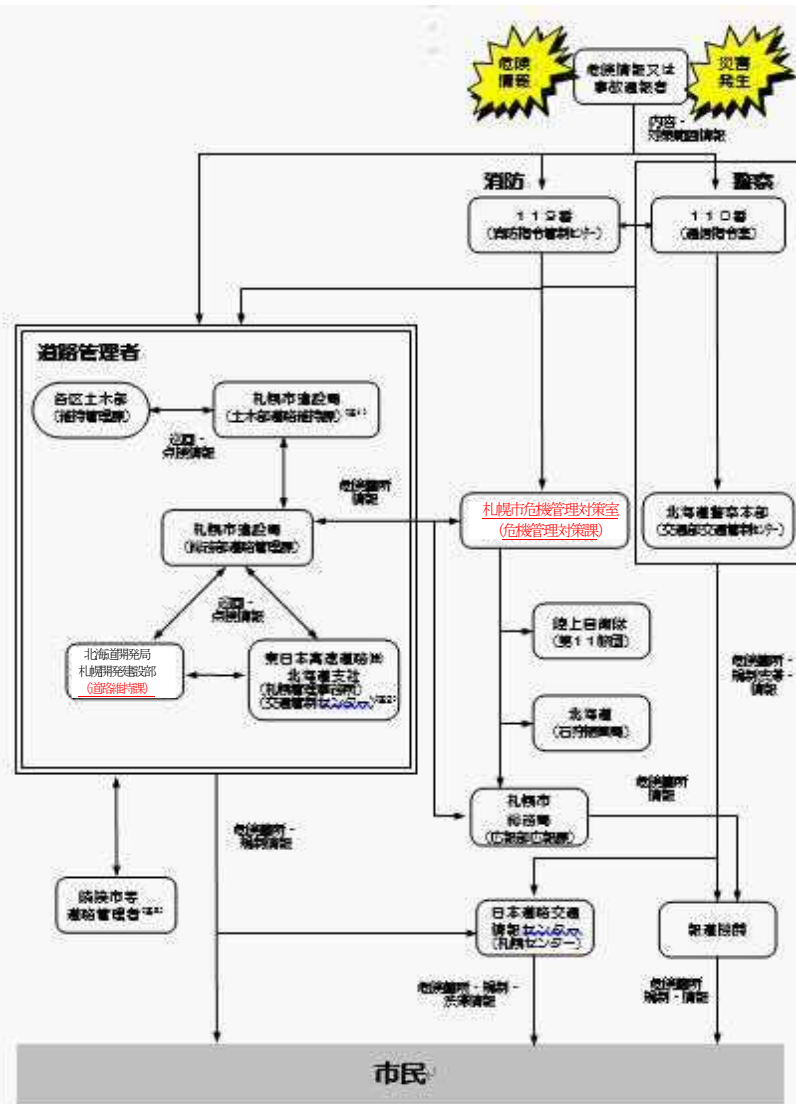
P13
札幌市地域防災計画
（雪害対策編）改訂に伴う修正

現 行	修正案	備考
図 4 警戒配備時の情報連絡体制（地震・風水害・雪害） （注1）雪害においては、土木部管轄街結果→雪対策室事業課となる。 （注2）札幌市或境の同一路線対象の場合、必要に応じて情報伝達を行う。	図 4 警戒配備時の情報連絡体制（地震・風水害・雪害） （注1）雪害においては、土木部管轄街結果→雪対策室事業課となる。 （注2）札幌市或境の同一路線対象の場合、必要に応じて情報伝達を行う。	P14 機構再編に伴う名称変更

現 行				修正案				備考
(2) その他の原因による道路事故災害				(2) その他の原因による道路事故災害				P16 機構再編に伴う追加及び名称変更
表 8 職員の動員・配備（その他）				表 8 職員の動員・配備（その他）				
配備の種類	配備基準	配備職員	活動内容	配備の種類	配備基準	配備職員	活動内容	
警戒配備	(1) 交通事故等で、死者及び負傷者の合計が15名以上となると予想されるとき (2) トンネル、橋梁等が崩落、落下し相当の被害が予想されるとき (3) 大規模なトンネル火災が発生したとき (4) 道路上へ危険物や毒劇物等が大量に流出し、被害が拡大するおそれがあるとき (5) 上記以外の社会的な影響の大きい、事故災害が発生したとき	<u>危機管理対策室</u> 総務局 保健福祉局 建設局 下水道河川局 消防局 区役所	①災害情報の収集及び伝達 ②防災関係機関との連絡体制 ③災害応急対策	警戒配備	(1) 交通事故等で、死者及び負傷者の合計が15名以上となると予想されるとき (2) トンネル、橋梁等が崩落、落下し相当の被害が予想されるとき (3) 大規模なトンネル火災が発生したとき (4) 道路上へ危険物や毒劇物等が大量に流出し、被害が拡大するおそれがあるとき (5) 上記以外の社会的な影響の大きい、事故災害が発生したとき	<u>危機管理局</u> 総務局 保健福祉局 建設局 下水道河川局 消防局 区役所	①災害情報の収集及び伝達 ②防災関係機関との連絡体制 ③災害応急対策	

現 行

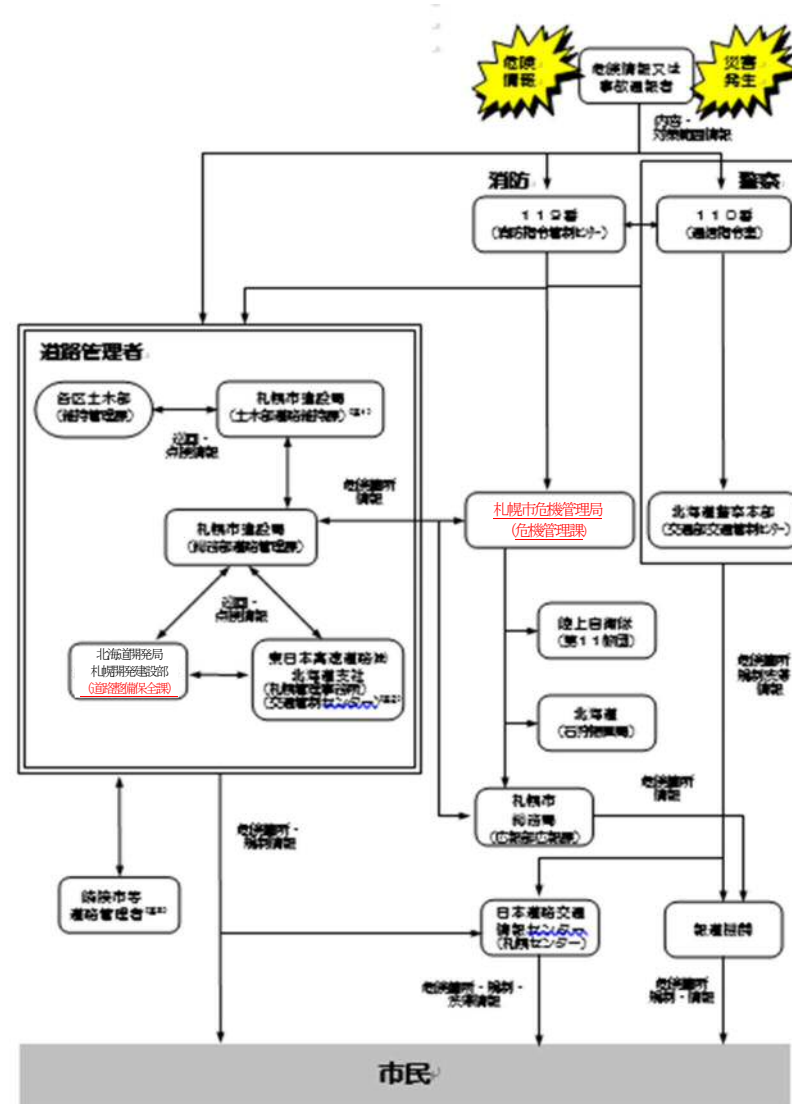
図 6 災害発生時等の情報連絡体制（その他）



- (注1) 冬季(11月～3月)においては、土木部道路維持課一層対策主事兼務となる。
 (注2) 高速道路上の事故等の場合は、東日本高速道路株式会社(株)に依頼して対応を行う。
 (注3) 札幌市域内の同一路線が対象の場合、必要に応じて調整を行う。
 関係市等道路管理者：北海道空知総合振興局札幌建設管理部、小樽市、石狩市、北広島市、江別市

修正案

図 6 災害発生時等の情報連絡体制（その他）



- (注1) 冬季(11月～3月)においては、土木部道路維持課一層対策主事兼務となる。
 (注2) 高速道路上の事故等の場合は、東日本高速道路株式会社(株)に依頼して対応を行う。
 (注3) 札幌市域内の同一路線が対象の場合、必要に応じて調整を行う。
 関係市等道路管理者：北海道空知総合振興局札幌建設管理部、小樽市、石狩市、北広島市、江別市

備考

P18
 機構再編に伴う名称
 変更

現 行					修正案					備考
3 道路事故災害時における対応シナリオ					3 道路事故災害時における対応シナリオ					P23 脱字修正、機構再編に伴う名称変更
表 11 道路事故災害対応シナリオ					表 11 道路事故災害対応シナリオ					
		災害警戒期 (風水害・ 雪害のみ対象)	災害応急対策期 (全ての道路事故災害を対象)	災害復旧対策期 (全ての道路 事故災害を対象)			災害警戒期 (風水害・ 雪害のみ対象)	災害応急対策期 (全ての道路事故災害を対象)	災害復旧対策期 (全ての道路 事故災害を対象)	
想定される 災害状況		(略)	(略)	(略)	想定される 災害状況		(略)	(略)	(略)	
防 災 関 係 機 関 の対応	道 路 管 理 者	(略)	(略)	(略)	防 災 関 係 機 関 の対応	道 路 管 理 者	(略)	(略)	(略)	
	河 川 管 理 者	(略)	(略)	(略)		河 川 管 理 者	(略)	(略)	(略)	
	消 防	(略)	(略)	(略)		消 防	(略)	(略)	(略)	
	警 察	(略)	(略)	(略)		警 察	(略)	(略)	(略)	
	札幌市 (上記関係部以外)	(略)	報収集 (被災箇所・被災者情報・災害規模・被害状況等) 災害対応の総合調整<<災害対策本部・危機管理対策室>> (略) 情報提供及び収集<<総務局・危機管理対策室>>→市民・報道機関	(略)		札幌市 (上記関係部以外)	(略)	情報収集 (被災箇所・被災者情報・災害規模・被害状況等) 災害対応の総合調整<<災害対策本部・危機管理局>> (略) 情報提供及び収集<<総務局・危機管理局>>→市民・報道機関	(略)	

現 行		修正案		備考
第1章 総則		第1章 総則		
第3節 関係機関の役割		第3節 関係機関の役割		
1. 札幌市		1. 札幌市		
名 称	主 な 役 割	名 称	主 な 役 割	P2 機構再編に伴う名称 変更
<u>危機管理対策室</u>	1. 本部の総括に関すること 2. 災害情報及び被害状況のとりまとめ並びに報告に関すること 3. 各部・各区本部との災害対策に係る連絡調整に関すること 4. 自衛隊等の災害派遣要請依頼に関すること 5. 防災関係機関との連絡調整（情報の収集、伝達等）に関すること	<u>危機管理局</u>	1. 本部の総括に関すること 2. 災害情報及び被害状況のとりまとめ並びに報告に関すること 3. 各部・各区本部との災害対策に係る連絡調整に関すること 4. 自衛隊等の災害派遣要請依頼に関すること 5. 防災関係機関との連絡調整（情報の収集、伝達等）に関すること	

現 行				修正案				備考
第3章 災害応急対策計画				第3章 災害応急対策計画				P7 機構再編に伴う名称 変更
第1節 応急活動体制				第1節 応急活動体制				
表 1 鉄道事故における札幌市の配備体制				表 2 鉄道事故における札幌市の配備体制				
配備体制	配備基準	配備要員	活動内容	配備体制	配備基準	配備要員	活動内容	
警戒配備	鉄道事故により死傷者が発生した場合、又は発生するおそれがある場合	危機管理対策室 消防局 総務局 保健福祉局 ※環境局 ※建設局 ※水道局 区	①事故情報の収集 ②消火・救助・救急活動 ③応急医療救護 ④防災関係機関との連絡調整 ⑤環境保全対策 ⑥広報 ⑦本部体制への移行準備	警戒配備	鉄道事故により死傷者が発生した場合、又は発生するおそれがある場合	危機管理局 消防局 総務局 保健福祉局 ※環境局 ※建設局 ※水道局 区	①事故情報の収集 ②消火・救助・救急活動 ③応急医療救護 ④防災関係機関との連絡調整 ⑤環境保全対策 ⑥広報 ⑦本部体制への移行準備	
緊急災害対策実施本部	鉄道事故により多数の死傷者が発生した場合	危機管理対策室 消防局 総務局 保健福祉局 ※環境局 ※建設局 ※下水道河川局 ※水道局 区	上記に加え ①避難対策 ②被害調査 ③その他の災害応急対策	緊急災害対策実施本部	鉄道事故により多数の死傷者が発生した場合	危機管理局 消防局 総務局 保健福祉局 ※環境局 ※建設局 ※下水道河川局 ※水道局 区	上記に加え ①避難対策 ②被害調査 ③その他の災害応急対策	

現 行

第2節 情報の収集・伝達

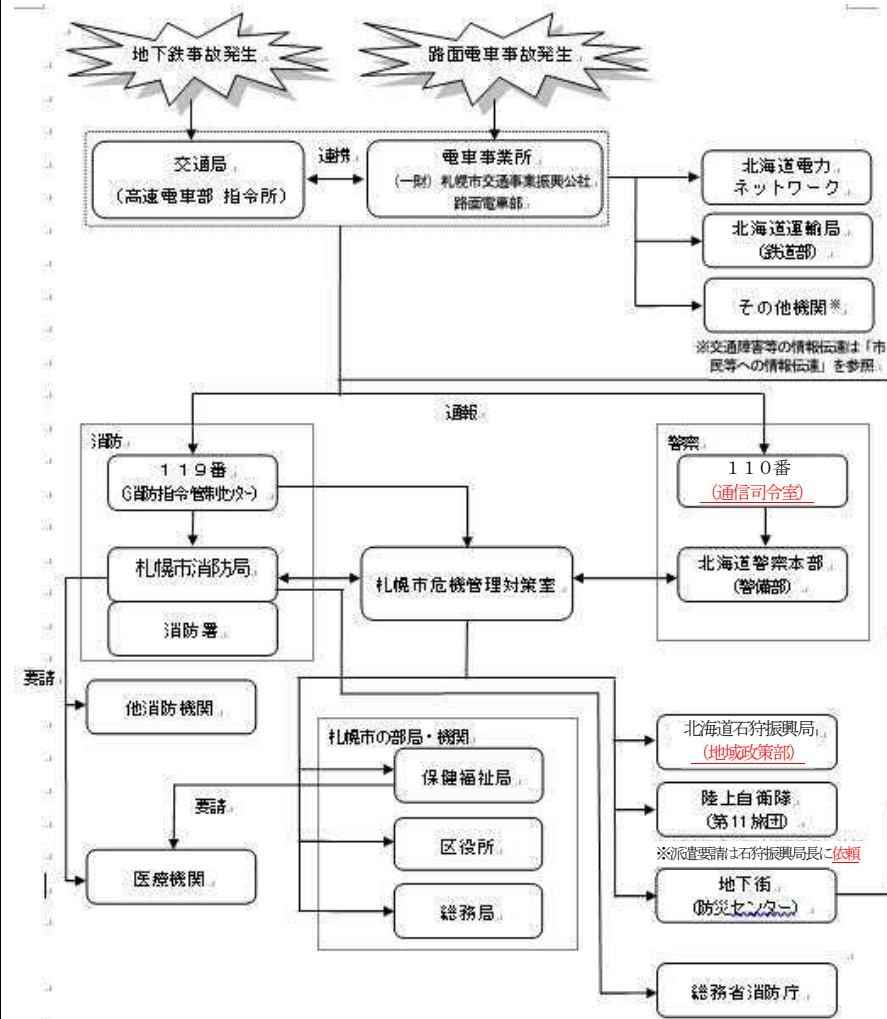


図 1 地下鉄・路面電車の事故の情報連絡系統

修正案

第2節 情報の収集・伝達

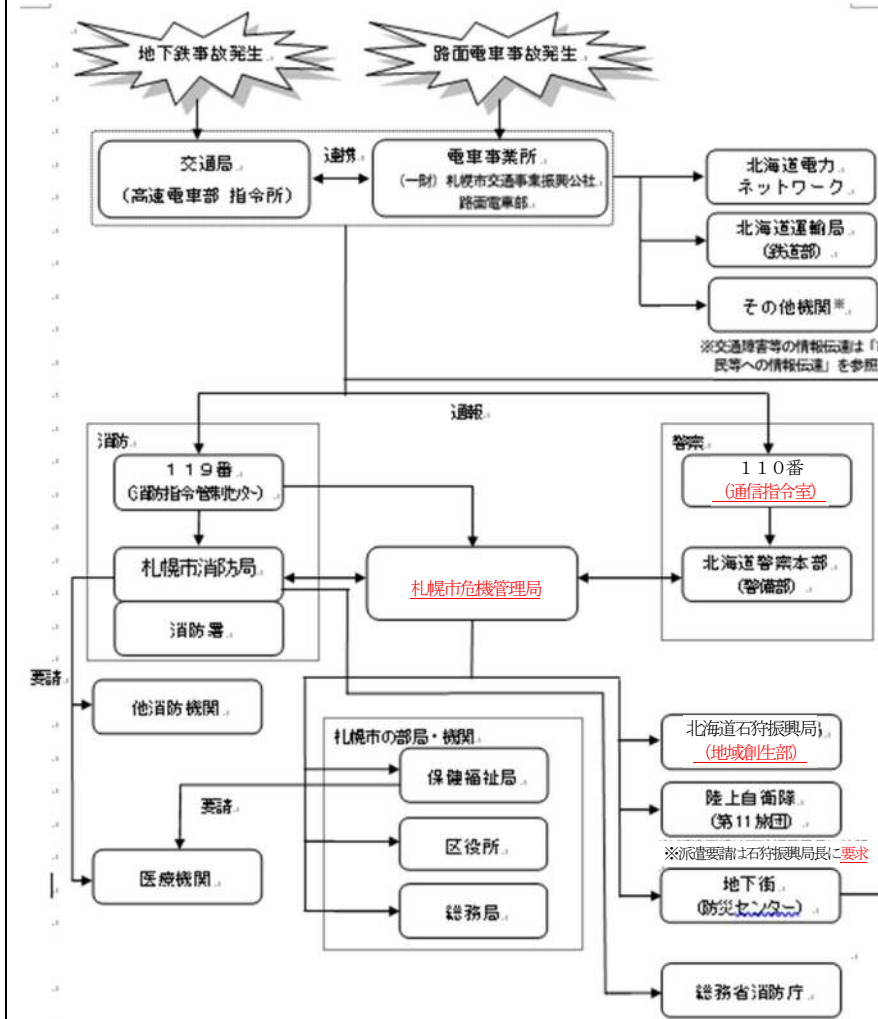


図 3 地下鉄・路面電車の事故の情報連絡系統

備考

P9
機構再編に伴う名称
変更及び字句修正

現 行	修正案	備考
図 2 JRの事故の情報連絡系統	図 4 JRの事故の情報連絡系統	P10 機構再編に伴う名称変更及び字句修正

2. 市民等への情報伝達

(1) 地下鉄・路面電車の事故情報等

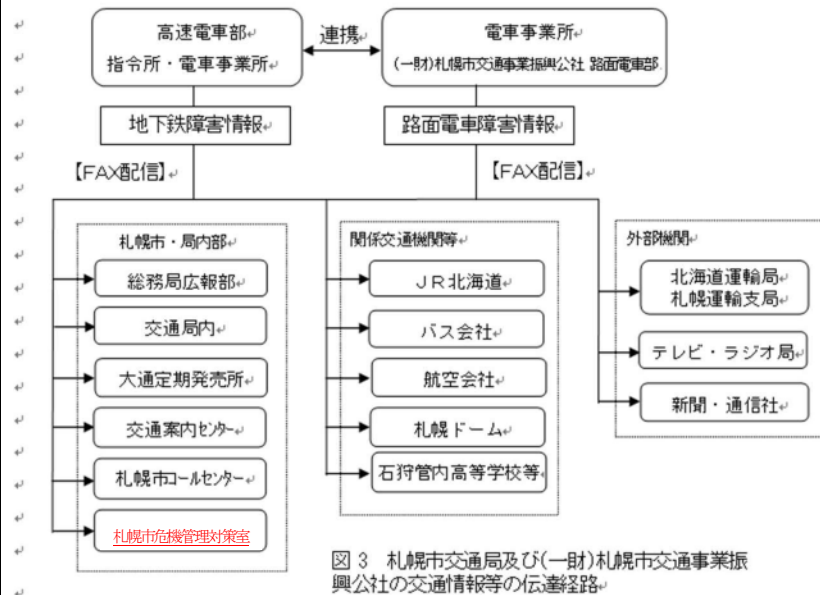


図3 札幌市交通局及び(一財)札幌市交通事業振興公社の交通情報等の伝達経路

(3) 避難情報等

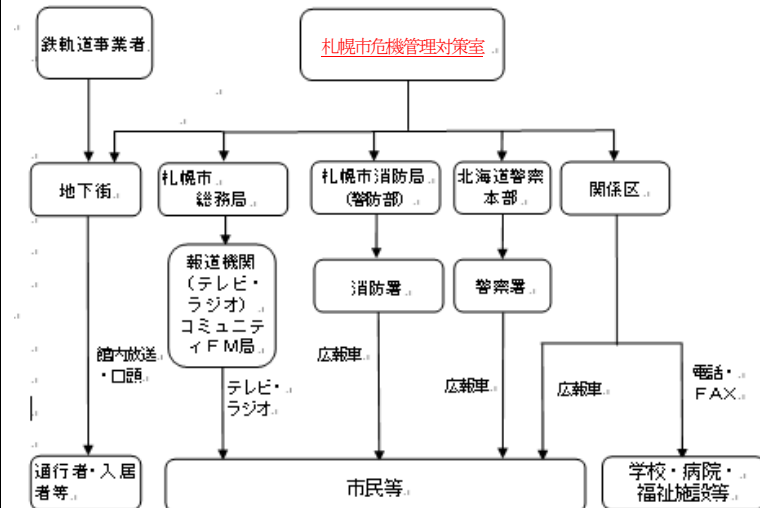


図3 避難等が必要な場合の市民等への情報伝達経路

2. 市民等への情報伝達

(1) 地下鉄・路面電車の事故情報等

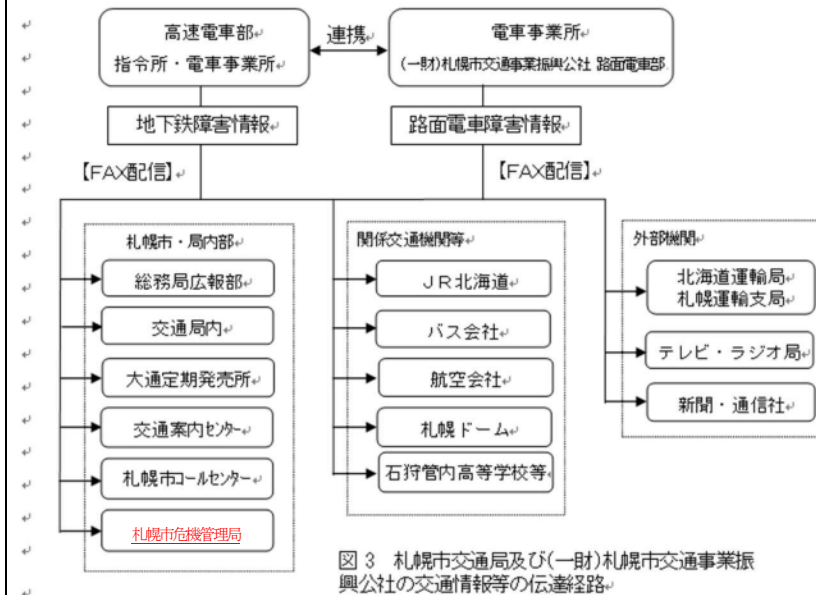


図3 札幌市交通局及び(一財)札幌市交通事業振興公社の交通情報等の伝達経路

(3) 避難情報等

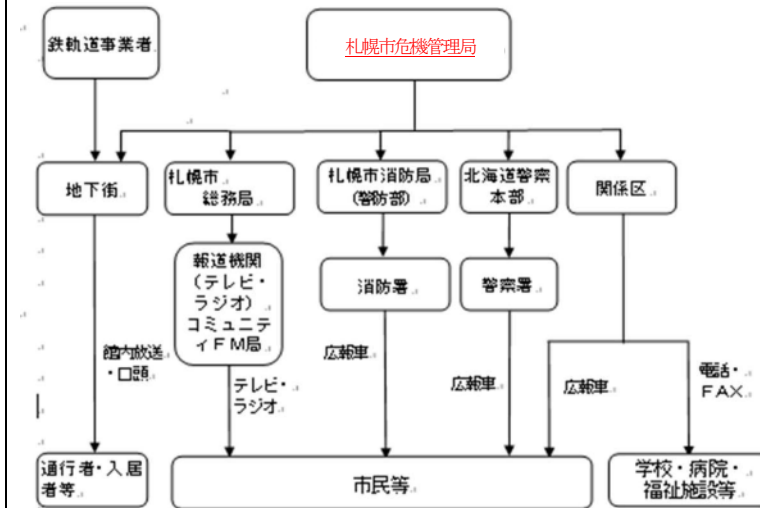


図4 避難等が必要な場合の市民等への情報伝達経路

P11
機構再編に伴う名称変更

P12
図表番号修正、機構再編に伴う名称変更

現 行		修正案		備考																							
第1章 総則		第1章 総則																									
第3節 関係機関の役割		第3節 関係機関の役割																									
1. 札幌市		1. 札幌市																									
<table><tr><th>名 称</th><th>主 な 役 割</th></tr><tr><td>危機管理対策室</td><td>1. 本部の総括に関すること 2. 災害情報及び被害状況のとりまとめ並びに報告に関すること 3. 各部・各区本部との災害対策に係る連絡調整に関すること 4. 自衛隊等の災害派遣要請依頼に関すること 5. 防災関係機関との連絡調整（情報の収集、伝達等）に関すること</td></tr></table>	名 称	主 な 役 割	危機管理対策室	1. 本部の総括に関すること 2. 災害情報及び被害状況のとりまとめ並びに報告に関すること 3. 各部・各区本部との災害対策に係る連絡調整に関すること 4. 自衛隊等の災害派遣要請依頼に関すること 5. 防災関係機関との連絡調整（情報の収集、伝達等）に関すること	<table><tr><th>名 称</th><th>主 な 役 割</th></tr><tr><td>危機管理局</td><td>1. 本部の総括に関すること 2. 災害情報及び被害状況のとりまとめ並びに報告に関すること 3. 各部・各区本部との災害対策に係る連絡調整に関すること 4. 自衛隊等の災害派遣要請依頼に関すること 5. 防災関係機関との連絡調整（情報の収集、伝達等）に関すること</td></tr></table>		名 称	主 な 役 割	危機管理局	1. 本部の総括に関すること 2. 災害情報及び被害状況のとりまとめ並びに報告に関すること 3. 各部・各区本部との災害対策に係る連絡調整に関すること 4. 自衛隊等の災害派遣要請依頼に関すること 5. 防災関係機関との連絡調整（情報の収集、伝達等）に関すること	P3 機構再編に伴う名称 変更																
名 称	主 な 役 割																										
危機管理対策室	1. 本部の総括に関すること 2. 災害情報及び被害状況のとりまとめ並びに報告に関すること 3. 各部・各区本部との災害対策に係る連絡調整に関すること 4. 自衛隊等の災害派遣要請依頼に関すること 5. 防災関係機関との連絡調整（情報の収集、伝達等）に関すること																										
名 称	主 な 役 割																										
危機管理局	1. 本部の総括に関すること 2. 災害情報及び被害状況のとりまとめ並びに報告に関すること 3. 各部・各区本部との災害対策に係る連絡調整に関すること 4. 自衛隊等の災害派遣要請依頼に関すること 5. 防災関係機関との連絡調整（情報の収集、伝達等）に関すること																										
第3章 災害応急対策計画		第3章 災害応急対策計画																									
第1節 応急活動体制の確立		第1節 応急活動体制の確立																									
表 1 危険物等事故における札幌市の配備体制		表 2 危険物等事故における札幌市の配備体制																									
<table><tr><th>配備体制</th><th>配備基準</th><th>配備要員</th><th>活動内容</th></tr><tr><td>警戒配備</td><td>危険物等事故が発生したとき 又は発生するおそれのあるとき</td><td>危機管理対策室 消防局 総務局 保健福祉局 環境局 建設局 下水道河川局</td><td>①事故情報の収集 ②消火・救急・救助活動 ③応急医療救護 ④防災関係機関との連絡調整 ⑤環境保全対策 ⑥広報 ⑦本部体制への移行準備</td></tr><tr><td>緊急災害対策実施本部</td><td>1. 危険物等事故により多数の死傷者が発生したとき 2. 危険物等事故により周囲に被害が発生したとき 3. 危険物等事故により避難が必要になったとき</td><td>水道局 区</td><td>上記に加え ①避難対策 ②被害調査 ③その他の災害応急対策</td></tr></table>	配備体制	配備基準	配備要員	活動内容	警戒配備	危険物等事故が発生したとき 又は発生するおそれのあるとき	危機管理対策室 消防局 総務局 保健福祉局 環境局 建設局 下水道河川局	①事故情報の収集 ②消火・救急・救助活動 ③応急医療救護 ④防災関係機関との連絡調整 ⑤環境保全対策 ⑥広報 ⑦本部体制への移行準備	緊急災害対策実施本部	1. 危険物等事故により多数の死傷者が発生したとき 2. 危険物等事故により周囲に被害が発生したとき 3. 危険物等事故により避難が必要になったとき	水道局 区	上記に加え ①避難対策 ②被害調査 ③その他の災害応急対策	<table><tr><th>配備体制</th><th>配備基準</th><th>配備要員</th><th>活動内容</th></tr><tr><td>警戒配備</td><td>危険物等事故が発生したとき 又は発生するおそれのあるとき</td><td>危機管理局 消防局 総務局 保健福祉局 環境局 建設局 下水道河川局 水道局</td><td>①事故情報の収集 ②消火・救急・救助活動 ③応急医療救護 ④防災関係機関との連絡調整 ⑤環境保全対策 ⑥広報 ⑦本部体制への移行準備</td></tr><tr><td>緊急災害対策実施本部</td><td>4. 危険物等事故により多数の死傷者が発生したとき 5. 危険物等事故により周囲に被害が発生したとき 6. 危険物等事故により避難が必要になったとき</td><td>区</td><td>上記に加え ①避難対策 ②被害調査 ③その他の災害応急対策</td></tr></table>		配備体制	配備基準	配備要員	活動内容	警戒配備	危険物等事故が発生したとき 又は発生するおそれのあるとき	危機管理局 消防局 総務局 保健福祉局 環境局 建設局 下水道河川局 水道局	①事故情報の収集 ②消火・救急・救助活動 ③応急医療救護 ④防災関係機関との連絡調整 ⑤環境保全対策 ⑥広報 ⑦本部体制への移行準備	緊急災害対策実施本部	4. 危険物等事故により多数の死傷者が発生したとき 5. 危険物等事故により周囲に被害が発生したとき 6. 危険物等事故により避難が必要になったとき	区	上記に加え ①避難対策 ②被害調査 ③その他の災害応急対策	P9 機構再編に伴う名称 変更
配備体制	配備基準	配備要員	活動内容																								
警戒配備	危険物等事故が発生したとき 又は発生するおそれのあるとき	危機管理対策室 消防局 総務局 保健福祉局 環境局 建設局 下水道河川局	①事故情報の収集 ②消火・救急・救助活動 ③応急医療救護 ④防災関係機関との連絡調整 ⑤環境保全対策 ⑥広報 ⑦本部体制への移行準備																								
緊急災害対策実施本部	1. 危険物等事故により多数の死傷者が発生したとき 2. 危険物等事故により周囲に被害が発生したとき 3. 危険物等事故により避難が必要になったとき	水道局 区	上記に加え ①避難対策 ②被害調査 ③その他の災害応急対策																								
配備体制	配備基準	配備要員	活動内容																								
警戒配備	危険物等事故が発生したとき 又は発生するおそれのあるとき	危機管理局 消防局 総務局 保健福祉局 環境局 建設局 下水道河川局 水道局	①事故情報の収集 ②消火・救急・救助活動 ③応急医療救護 ④防災関係機関との連絡調整 ⑤環境保全対策 ⑥広報 ⑦本部体制への移行準備																								
緊急災害対策実施本部	4. 危険物等事故により多数の死傷者が発生したとき 5. 危険物等事故により周囲に被害が発生したとき 6. 危険物等事故により避難が必要になったとき	区	上記に加え ①避難対策 ②被害調査 ③その他の災害応急対策																								

現 行

第2節 情報の収集・伝達

1.情報連絡体制

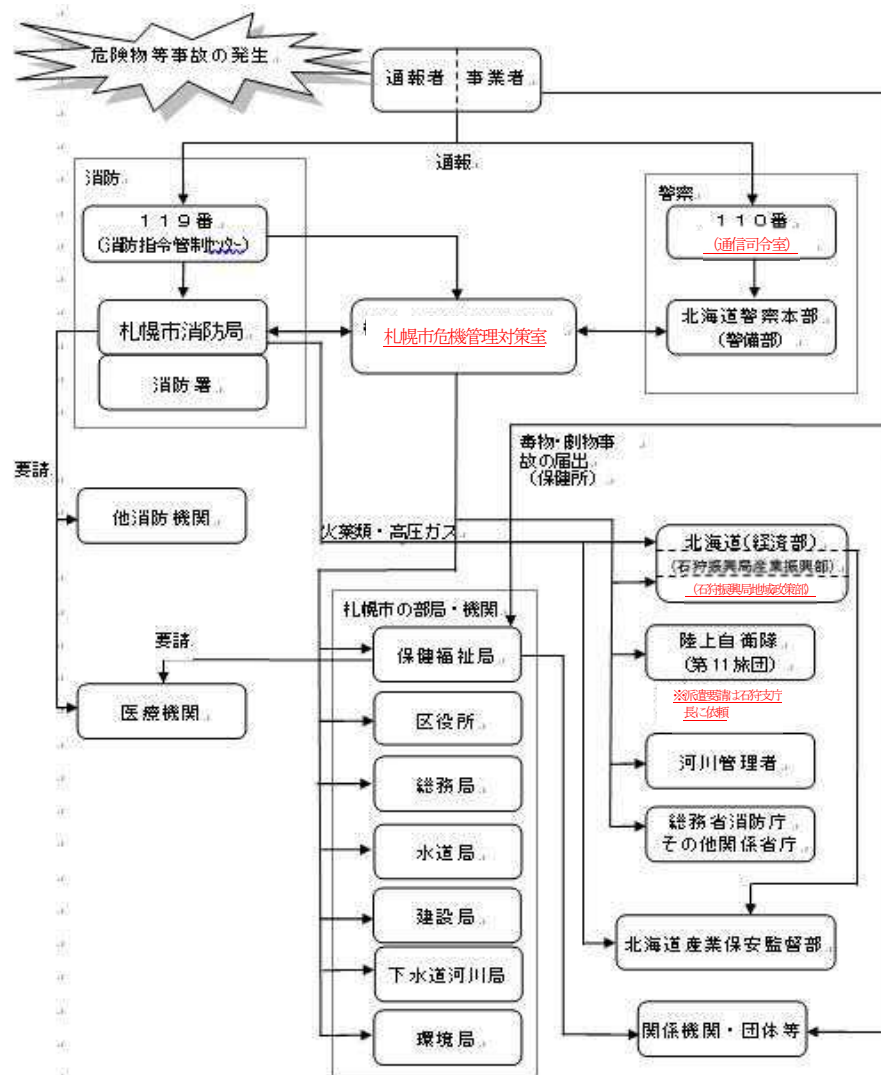


図1 事故発生時の情報連絡系統

修正案

第2節 情報の収集・伝達

1.情報連絡体制

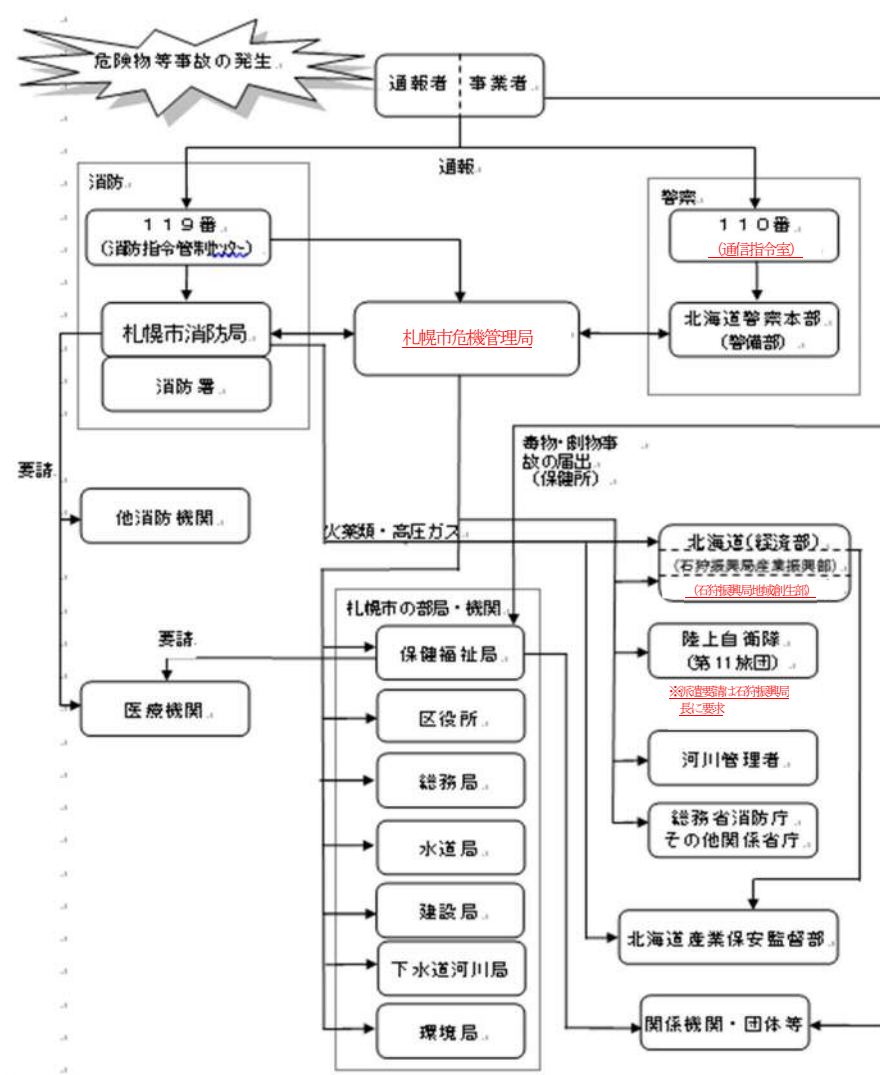


図1 事故発生時の情報連絡系統

備考

P11

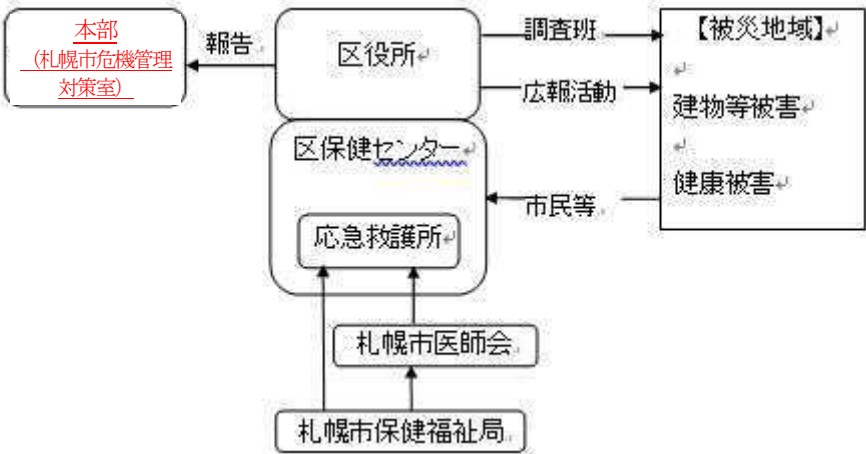
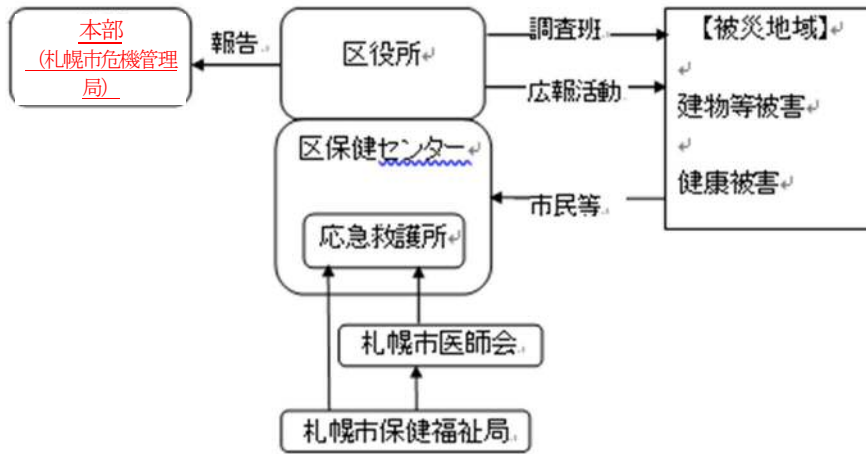
誤字修正

機構再編に伴う名称変更

機構再編に伴う名称変更

字句修正

現 行	修正案	備考
2.市民等への情報伝達 図2 避難等が必要な場合の市民等への情報伝達経路	2.市民等への情報伝達 図2 避難等が必要な場合の市民等への情報伝達経路	P12 機構再編に伴う名称 変更

現 行	修正案	備考
第4節 応急対策活動 7. 被害調査等  図3 被災地域への対応	第4節 応急対策活動 7. 被害調査等  図3 被災地域への対応	P16 機構再編に伴う名称 変更

現 行	修正案	備考														
第1章 総則 第3節 関係機関の役割 1. 札幌市 <table><tr><th>名 称</th><th>主 な 役 割</th></tr><tr><td><u>危機管理対策室</u></td><td>1. 本部の総括に関すること 2. 災害情報及び被害状況のとりまとめ並びに報告に関すること 3. 各部・各区本部との災害対策に係る連絡調整に関すること 4. 自衛隊等の災害派遣要請依頼に関すること 5. 防災関係機関との連絡調整（情報の収集、伝達等）、応援要請に関すること 6. 備蓄に関すること 7. 石油類燃料の供給に関すること 8. 避難所対策に関すること 9. 関係機関等との訓練の実施に関すること 10. その他、応急対策の実施に関すること</td></tr><tr><td>環境局</td><td>1. 災害廃棄物の処理計画に関すること 2. 災害廃棄物処理施設の整備に関すること 3. 次世代<u>型</u>自動車の導入促進等に関すること</td></tr></table> 第2章 災害予防計画 6. 分散型エネルギー・再生可能エネルギー等の導入 (略) このほか、「札幌市気候変動対策行動計画」や「札幌市水素利活用方針」、「札幌市燃料電池自動車普及促進計画」に基づ<u>く</u>、市民等へのコージェネレーション機器や太陽光発電、FCVの普及拡大や水素ステーションの整備等を図るものとする。	名 称	主 な 役 割	<u>危機管理対策室</u>	1. 本部の総括に関すること 2. 災害情報及び被害状況のとりまとめ並びに報告に関すること 3. 各部・各区本部との災害対策に係る連絡調整に関すること 4. 自衛隊等の災害派遣要請依頼に関すること 5. 防災関係機関との連絡調整（情報の収集、伝達等）、応援要請に関すること 6. 備蓄に関すること 7. 石油類燃料の供給に関すること 8. 避難所対策に関すること 9. 関係機関等との訓練の実施に関すること 10. その他、応急対策の実施に関すること	環境局	1. 災害廃棄物の処理計画に関すること 2. 災害廃棄物処理施設の整備に関すること 3. 次世代 <u>型</u> 自動車の導入促進等に関すること	第1章 総則 第3節 関係機関の役割 1. 札幌市 <table><tr><th>名 称</th><th>主 な 役 割</th></tr><tr><td><u>危機管理局</u></td><td>1. 本部の総括に関すること 2. 災害情報及び被害状況のとりまとめ並びに報告に関すること 3. 各部・各区本部との災害対策に係る連絡調整に関すること 4. 自衛隊等の災害派遣要請依頼に関すること 5. 防災関係機関との連絡調整（情報の収集、伝達等）、応援要請に関すること 6. 備蓄に関すること 7. 石油類燃料の供給に関すること 8. 避難所対策に関すること 9. 関係機関等との訓練の実施に関すること 10. その他、応急対策の実施に関すること</td></tr><tr><td><u>デジタル戦略推進局</u></td><td><u>1. 情報システム及び通信ネットワークの保全に関する事項</u></td></tr><tr><td>環境局</td><td>1. 災害廃棄物の処理計画に関すること 2. 災害廃棄物処理施設の整備に関すること 3. 次世代 <u>(削除)</u> 自動車の導入促進等に関すること</td></tr></table> 第2章 災害予防計画 6. 分散型エネルギー・再生可能エネルギー等の導入 (略) このほか、「札幌市気候変動対策行動計画」や「札幌市水素利活用方針」、「札幌市燃料電池自動車普及促進計画」に基づ<u>き</u>、市民等へのコージェネレーション機器や太陽光発電、<u>EV・FCV</u>の普及拡大や水素ステーションの整備等を図るものとする。	名 称	主 な 役 割	<u>危機管理局</u>	1. 本部の総括に関すること 2. 災害情報及び被害状況のとりまとめ並びに報告に関すること 3. 各部・各区本部との災害対策に係る連絡調整に関すること 4. 自衛隊等の災害派遣要請依頼に関すること 5. 防災関係機関との連絡調整（情報の収集、伝達等）、応援要請に関すること 6. 備蓄に関すること 7. 石油類燃料の供給に関すること 8. 避難所対策に関すること 9. 関係機関等との訓練の実施に関すること 10. その他、応急対策の実施に関すること	<u>デジタル戦略推進局</u>	<u>1. 情報システム及び通信ネットワークの保全に関する事項</u>	環境局	1. 災害廃棄物の処理計画に関すること 2. 災害廃棄物処理施設の整備に関すること 3. 次世代 <u>(削除)</u> 自動車の導入促進等に関すること	P2 機構再編に伴う追加及び名称変更、字句修正 P6 字句修正
名 称	主 な 役 割															
<u>危機管理対策室</u>	1. 本部の総括に関すること 2. 災害情報及び被害状況のとりまとめ並びに報告に関すること 3. 各部・各区本部との災害対策に係る連絡調整に関すること 4. 自衛隊等の災害派遣要請依頼に関すること 5. 防災関係機関との連絡調整（情報の収集、伝達等）、応援要請に関すること 6. 備蓄に関すること 7. 石油類燃料の供給に関すること 8. 避難所対策に関すること 9. 関係機関等との訓練の実施に関すること 10. その他、応急対策の実施に関すること															
環境局	1. 災害廃棄物の処理計画に関すること 2. 災害廃棄物処理施設の整備に関すること 3. 次世代 <u>型</u> 自動車の導入促進等に関すること															
名 称	主 な 役 割															
<u>危機管理局</u>	1. 本部の総括に関すること 2. 災害情報及び被害状況のとりまとめ並びに報告に関すること 3. 各部・各区本部との災害対策に係る連絡調整に関すること 4. 自衛隊等の災害派遣要請依頼に関すること 5. 防災関係機関との連絡調整（情報の収集、伝達等）、応援要請に関すること 6. 備蓄に関すること 7. 石油類燃料の供給に関すること 8. 避難所対策に関すること 9. 関係機関等との訓練の実施に関すること 10. その他、応急対策の実施に関すること															
<u>デジタル戦略推進局</u>	<u>1. 情報システム及び通信ネットワークの保全に関する事項</u>															
環境局	1. 災害廃棄物の処理計画に関すること 2. 災害廃棄物処理施設の整備に関すること 3. 次世代 <u>(削除)</u> 自動車の導入促進等に関すること															

現 行				修正案				備考
第3章 災害応急対策計画				第3章 災害応急対策計画				
第1節 応急活動体制				第1節 応急活動体制				
表1 大規模停電災害における札幌市の配備体制				表1 大規模停電災害における札幌市の配備体制				
配備体制	配備基準	配備要員	活動内容	配備体制	配備基準	配備要員	活動内容	P9 機構再編に伴う追加 及び名称変更
警戒配備	・市内で概ね10,000戸以上の停電が発生したとき ・社会的な影響の大きい大規模停電災害が発生したとき ・大規模停電災害が長期に及ぶおそれがある場合	<u>危機管理対策室</u> 総務局 保健福祉局 環境局 建設局 下水道河川局 水道局 消防局 当該区	①停電に係る情報の収集及び伝達 ②防災関係機関との連絡調整 ③広報 ④本部体制への移行準備 ⑤その他災害応急対策	警戒配備	・市内で概ね10,000戸以上の停電が発生したとき ・社会的な影響の大きい大規模停電災害が発生したとき ・大規模停電災害が長期に及ぶおそれがある場合	<u>危機管理局</u> 総務局 <u>デジタル戦略推進局</u> 保健福祉局 環境局 建設局 下水道河川局 水道局 消防局 当該区	①停電に係る情報の収集及び伝達 ②防災関係機関との連絡調整 ③広報 ④本部体制への移行準備 ⑤その他災害応急対策	